

我國に於ける若水の信仰は、年時の計算を許さぬほどの古代から行はれてゐたことが、文獻からも證明し得るのである。誰でも知つてゐる「出雲國造神賀詞」にある「若水沼間の彌榮えに御若え坐し」の一句は、昔から學者の間に異説はあるが、詮するに若水信仰であると云ふ結論にあつては、ほゞ一致を見るのである。更にこれも誰でも知つてゐることではあるが、「萬葉集」卷十三に「天橋も長くもかも、高山も高くもかも、月讀の持たる變若水、いとり來て、君にまつりて、越えむ年はも」とあるのは、最も明白に若水信仰を詠じたものである。そして、此の長歌に就いて注意すべき點は、坐句の「越えむ年はも」の意義である。換言すれば、我等の遠い祖先達は、いつ若水を用ゐたかと云ふ問題である。

現在の習俗から云へば、若水は元朝——それも多くは拂曉に汲み用ゐることになつてゐるが、古くは元朝の行事では無くして、立春の朝に迎へる事になつて居たのである。そして、此の事は春王正月と立春正月との關係を説かぬと明確を缺くのであるが、それでは中々面倒な事にな

るので省筆し、我國では平安朝の末頃までは、立春の朝に若水を用ゐてゐた事だけを云ふにとどめる。即ち「江家次第」卷一供立春水事の條に「大土器に立春の水を盛り、折敷に居えて之を供ふ」とあるのや、更に「新續古今集」に歳内立春と云ふ題で、藤原爲家が「朝氷とけにけらしな年のうちに、汲みてしらるゝ春の若水」とあるのでも、容易に推測することが出来る。従つて萬葉集の「越えむ年はも」は、年内立春の意であつて、元朝の儀で無いことは想ひ知られる。但し立春の行事が、いつ頃から元朝に移つたかに就いては、今から判然と知ることは出来ぬのである。

今に各地に行はれてゐる若水の行事には、古い信仰を示唆してゐるものが尠くない。青森縣の津輕地方では、年男が元朝の未明に若水を汲むが、その折に「新玉や新玉や、年の始めに年男、年を汲まねで水を汲む、水を汲まねで黄金汲む、金どつさり入つた、どつこいさのさ」と謠ひ、神を拜んでから汲むと云ふ事である（津輕口碑集）。此の謠の文句は前掲の江家次第に、若水を飲むとき「萬歳不變水、急々如律令」の咒文を唱へるとある、その民俗化したものと思ふ。猶かうした咒文は地方により家例により異つてゐるが、それに就いては追々と記すとす

る。そして、此の歌章で注意すべき點は「年を汲まねで水を汲む」の一句であるが、即ちこゝにも若き生命を永く持續する信仰が潜んでゐるのである。同じ青森縣でも三戸郡館村大字田面木では、元旦に若水を迎へる事は他地方と少しも違はぬが、たゞ此處では水を汲んで歸つて來るまでは決して口を利かず、戸を明けると「誰だい」と家の中から叫ぶのを待つて、始めて「福の神ア來た」と答へ、宅内に入ることになつてゐる（俚俗と民譚一ノ二）。然るに此の行事には、學問上二つの大きな暗示が投げられてゐる。その第一は口を利かぬこと、第二は福の神と答へることである。元朝の無言詣は京都の祇園社を始めとして、各地に尠からず行はれてゐる。ここに一例だけ挙げると、千葉縣の那古山中に七尾明神と云ふがあり、毎年元旦に當屋二軒の主人が伴ふて、鏡餅を供へに出かけるが、往復ともに無言を守り、途中で知人に遇ふとも一語を發しない。歸宅して着座すると、家人が特に背後を向け、跪いて茶を侷めるのを佳例とする（房州みやげ）。かく元朝に無言の行事の存するのは、その由來する所が頗る遠いのであるが、結論だけ云ふと、此の禁忌を嚴守する事により、殊に神寵の厚いものがあると信仰した爲めである。次に元朝に福神を迎へる行事であるが、これも「今昔物語」にある丹後の上人以來、我が

民族には馴染の深い行事であつて、現に種々なる形式となつて各地に存してゐる。今は一例を掲げるにとどめるが、徳島縣那賀郡坂洲木頭村大字木頭では、年男が元朝の未明に門前に立つて「明きの方から年男、年玉よいやつと、持つて参りました」と呼ぶと、主人が宅内から「えいえい、早うお入りなさりませ、祝ひませう」と答へ、それから祝ひの膳に着くとある（人類學雜誌一九〇號）。そして、これが古い神の訪れの信仰に出發してゐる事は云ふまでもない。

青森縣東津輕郡平内郷（今は三村二十七大字に分れてゐる）では、昔は武家や大家では元朝風く起き、家長は正面に家人は左右に列座し、恭しく若水を飲み終つてから雑煮を祝ふのを故實とした（平内志）。此の行事は我國に屠蘇と云ふものが、渡來しなかつた古い以前の民俗を知るとして、相當に注意すべき事柄である。元旦に屠蘇を用ゐることは、すでに「延喜式」に載せてゐるので、その由來は古いものではあるが、併しそれは支那の風俗を學んだものであつて國粹ではない。従つて、これが渡來せぬ以前にあつては、我國では上下ともに若水を飲んだものであらう。そして、その古俗が、偶々奥州の一角なる平内郷に残つてゐたのは、民俗の永遠性を考へるのに、蓋し有力なる手掛りである。秋田縣河邊郡の町村では、若水は戸主又は世

子が汲むことになつてゐるが、汲主は前夜から齋戒沐浴して寢に就き、鶏鳴と共に起き出て、所々の戸を少しづつ明けて（福神を迎へる用意）豆殻を焚く、福神は此の燃える音を聞いて來ると信じてゐる。若水用の桶柄杓は新調し、これに水引松櫟等を挿す。汲み始めるまでは絶対に無言を守り、汲むときに低聲で「何を汲む、福を汲む、金を汲む」と呪文を誦すが、此の文句は家々で相違してゐる（河邊郡誌）。神が豆殻の燃える音を聞いて來ると云ふのも、また我國に於ける古い信仰である。春秋二季の祭禮の折に、神々が餅を搗く杵の音を聞いて降臨すると云ふ信仰は各地にあり、杵祭または杵舞の起源も、此の信仰から派生したものである。岩手縣紫波郡彦部村でも元朝に年男が若水を迎へるが、その際井戸へ井戸紙とて「天筆和合樂、地福圓滿樂、新玉の年の始めに筆とりて、萬の寶かくそ斟むる」と記したものを捧げると云ふ（同村誌）。これは口にて唱ふべき呪文を、筆で記録したものであることは云ふまでも無い。

さて、斯う各地の若水の行事に就いて運墨すると、斯うした記事に馴れぬ讀者にあつては、

餘りに克明に過ぎて倦怠を催すこと、考へぬでは無いが、民俗の研究は出来るだけ廣く類例を集め、比較して結論を導き出すことが立前になつてゐるので、敢て姑らくの忍耐を強ゆる次第である。筆者としても成るべく簡明に記述するやう留意する。

栃木縣芳賀郡逆川村大字深澤では、元旦に檀那寺へ若水と火種を貰ひに往き、若水は自宅の井戸に入れて用ゐ、火種はそれで雑煮を作るのである（同郡土俗研究会報六號）。此の行事にも古代の水と火とに對する信仰が含まれてゐるが、とても筆序に書けさうも無いので、他の機會に譲るとする。東京府南多摩郡鶴川村大字廣袴の行事は他地方とは少しく趣きを異にしてゐて、正月に門松を立てず、元日には先づ男ばかり起きて若水を汲み、神燈を點じ、御座餅を供へ、それから雑煮の支度にかゝる。女は三ヶ日の間は絶対に神事や炊事にかゝる事が禁じてある（民族二ノ二）。女性が若水を汲むことを禁忌されてゐる事に就いては後に述べる。東京でも江戸時代には年男がその役に當り、然も橙一つを井戸神に供へ「新玉の年立かへるあしたには、若やぎ水を汲みそめにけり」と唱へて汲んだものである。長唄の一節に「新玉の年たちかへる朝より、水も若やぎ、木の芽も榮えけるは、誠に目出たうさうらひける」とあるのは、此の呪

文から得た文句である。東京となつてからは、水道の發達と共に、漸く此の行事も混びてしまつたが、それでも歌澤節の「梅にも春」には「若水汲みか車井の、音もせはしき鳥追や」と、在りし昔の面影を今に歌章に残してゐる。長野縣北安曇郡ではその町村により多少の相違はあるが、社村では戸主が新しい草履を穿き、中土村では米を三粒づゝ三度井戸へ撒き、南小谷村では毒水除けと稱へながら、三度汲みこぼして四度目を汲みとり、太町では「目出たさに心嬉しや母屋の井戸」と云ひながら汲むさうである（以上、同郡郷土誌稿三輯）。愛知縣北設樂郡下川村でも元日拂曉に年男が松明を灯し、櫛に白米を入れて井戸端に往き、明きの方を拜して若水を汲む。その時に「新玉の年の始めの柄杓とり、萬の水を我ぞ掬みとる」と三度唱へる。此の水で福茶を飲み雑煮を拵へる（設樂）。

京阪兩都は故實を尙ぶ所として、若水の行事も懈怠なく存続してゐる。京都では元日に先づ若水を以て手水をつかひ、次に大福とて烹花の茶に梅干と昆布一片を入れ、主人より以下これを飲んで祝儀とする（近世風俗志）。更に京都市外の嵯峨大覺寺の裏山に仙人水と云ふ清泉があり、嵯峨の人家では此の水を元朝の若水に用ゐるのが、古い風俗だと云ひ傳へてゐる（夏山雜談）。こ

れも仙人と云ふ不老不死の縁喜を祝ふての事と思ふ。猶若水で洗面する行事に就いては、後に云ふ考へであるから参照を乞ふ。大阪にも此の行事のあつたことは言ふまでもないが、西鶴の「男色大鑑」卷七、衆道の戸川早之丞が大晦日の夜から元日の朝まで債鬼に責めらるゝ條に「南の方より今宮の若えびす賣など、新し雪駄の音、人の姿も心も春になりて、東は高津の宮の松の葉越に初日、常とは變りたる氣色、何心もなく早之丞打ながめて、堀江の若水に口そゝぎなんどして、身の上を祝ひて歳旦の和歌を吟じける」とあるのは、その一證である。更に近松の「壽の門松」卷上に「正月買ひ騒ぎ初め、飾りの下では三味弾き、梯子の蔭で寶引（中略）、さすぞ盃ちよつと押へて、去年より今年はみづくく、若みんづりの井筒屋と、わきて賑々賑はへり」とあるがその二證である。そして、是等にくらべてやゝ異色のある若水迎へが、大阪に近い和歌山縣有田郡の村落に行はれてゐる。同地方では元日の初夜の鐘に年男が起き、小さい松明（平年なれば十二、閏年なれば十三の瘤あるやうに、藁にて卷いたもの）を點じて、手桶に注連を張りたるを携へ、方位の明きの方から若水を汲んで来る。そして一家揃ふて一人に三杓づゝの水で洗面を済し福茶を飲み、それから雑煮の膳に着くさうである（紀州有田民俗誌）。兵

庫縣加西郡下里村大字戸田井では、元日の午前四時頃に年男が若水を汲んで来て、かねて用意してある三ツ鍋(菓子椀を入れた鍋、お雑煮を入れた鍋、顔を洗ふ湯鍋)に少しづつ入れ足し、先づ湯を沸かして家族が迭に顔を洗ひ、次に大福と稱する茶を飲み、雑煮祝ふことになつてゐる(旅と傳説三ノ十二)。同縣加東郡地方の行事は、これとは少しく作法を異にし、戸主が若水を汲むのを原則としてゐるが、その折に「福どんぶり、徳どんぶり」と口誦する。例外として、戸主の外に嫡子、又は主婦が汲むこともあり、部落と家風により必ずしも一樣では無い(同郡誌)。これも婦人が若水を迎へることは注意すべき點であるが、後の機會に併せて述べるとする。廣島縣雙三郡では、昔は元朝に年男が、ツノ草履を穿いて、若水を汲んだとある(藝藩通志卷四)。斯うした特殊の草履を用ゐることが、既掲の長野縣の社村のその如く、單なる儀禮に由るものか、それとも他に呪術的思想が存するのか、猶詳しく考へて見たいと思ふてゐる。

本島に行はれた若水の作法も、まだ澤山に残つてゐるが、以上で概略を盡したので、今度は四國と九州から二つ三つ拾ひ出すとする。

x

徳島縣三好郡池田町では、元旦の若水迎へに、檀那寺から配つた水札と、外に柿米等を宵に新しい柄杓に入れ、更にそれを新調の手桶に入れて置き、女子は此の日から三日間は井戸に近づくことが出来ぬので、年男が初鶏の鳴く頃に起き、新しき春衣を着て井戸に往き(昔は松明を用ゐたが今は提灯を携へる)、先づ柄杓の中の物を井ノ中に投げ込み後に若水を汲む。その際に「福くむ徳くむ幸くむ」と唱へ、三杓だけ手桶に入れる。その水を女子が受取り福茶を沸し、目上の者から段々と飲むのである(池田町誌)。こゝでは女子は嘗に若水を汲む事を許されぬばかりでなく、三日の間は井戸に近づくさへ禁じられてゐるが、斯うした民俗は抑々何事を意味してゐるのであらうか、これに就いて極めて簡単に記述を試みるとする。そして是れには凡そ三つの信仰に由来してゐるのである。

第一は我國の水ノ神は、女性(これに關しては結論の條を参照されたい)と云ふことになつてゐて、女神に女子が仕へることは、神の嫉妬を招ぐ所以であるとして、古くから禁じられてゐ

たものである。今に民間信仰に於いては、山ノ神も竈ノ神（これには多少の例外もある）も、共に女神として女子の仕へることを忌む習俗が存してゐるのは、全くこれと同じ理由に基くのである。千葉縣東葛飾郡手賀村大字柳戸には井戸が一つしか無く、然も正月三日迄は男子が水を汲み、女子は井戸端に寄ることさへ許されぬ。これは昔女子が水汲みに往つたら大蛇が出て女が死んだからだと云ふてゐるが（相馬傳説集）、大蛇の一件は後世からの附會であつて、その始めは水ノ神に女の近づくことを恐れた爲めである。第二は血忌の俗信である。婦人の月水又は産穢は、殊に神の嫌ふものとして禁忌されてゐた。そして、此の俗信は今に存してゐるので深く言はぬこととする。第三は正月の神事は手重いものとしてあつたので、昔はこれを専當する者を選んで年男と名づけ、これに一切の行事を扱はせたものである。従つて年男なる者は一家に於いても尊敬され、神事に關してはその家の主人よりも優越した地位に置かれてゐたのである。然るに我國の古俗として女子は如何にするも、此の年男たる資格を認められなかつた。以上の三理由からして正月の若水は、女子の汲むことを禁ずるまでになつたのである。それから同じ四國でも高知縣幡多郡田ノ口村では、元朝の一番鶏を合圖に汲むが、年男は紙に包んだオンブ

ク（糞米）を持つて行き、釣瓶の竹にこれを結びつけ「福くんた、幸くんた」と唱へながら汲むさうである（民俗二ノ二）。

九州には別段に取り立て、記述すべきほどの行事が寡見に入らぬが、宮崎縣南那珂郡福島町では、元朝の鶏鳴を合圖とし、各戸競争で箸の先きに餅一個を挿したものを手桶に入れて、若水汲みに往くが、氣早の者は前夜から井戸端に待受けるほどである。昔は井戸が尠く区内で共用してゐたので、斯うした騒ぎが行はれたのである。そして此の餅は十五日朝の粥に炊き込むことになつてゐる（日向郷土資料六）。佐世保市に近い或村では、元旦の若水迎へは各戸とも主婦の役となつてゐるが、水は數戸共有の清水池に往つて汲むのである。その折に餅一箇を水神に供へる。此の朝は成るべく遅く起き、掃除もせず雨戸さへ靜に開け、元日の祝儀を濟すまでは家内中が無言を守る（民族一ノ三）。對馬國豐崎村の若水は、今日でも戸主が汲むことになつてゐて、時刻は一番鶏、家人の寝てゐるうちに獨り床を離れ、井戸から汲んで來て、家人の起きる頃には、若水で洗面が出来るやうに支度して置く。若水は外へこぼれぬやうに大切にし、大盥の中に洗面器を入れて用事としてゐる（同上二ノ二）。此の行事は既述の京都市、紀州有田、

播州加西の兩郡と同じく、若水で洗面することになつてゐて、然もそれが若水の本義の如くなつてゐるが、これは言ふまでもなくその古俗に溯れば、沖繩のそのやうに全身を浸したものが、後に信仰が退化して斯く簡略化されたものと思ふ。そして、筆路をこゝまで進めて來ると、當然、若水と原始神道に於ける身禊との交渉を説かねばならぬが、今度はそこまで道草を喰はぬこととする。たゞ所信を一言にして云へば、若水は身禊の一方法であつて、それから派生した信仰であると考へるのである。

x

さて、以上で概略ながらも各地方に於ける若水信仰の種々相を述べたので、更にこれからその結論に就いて略記する。

我等の遠い祖先達の生活に於いて、火の無かつた時代の在つたことは想像されるが、これに反して水の無かつた時代は在り得なかつたと考へる。人間が火を利用することの發明が、雷火であつたか、自然の山火事であつたか、それとも他の偶然の事件からであつたか、その詮索は

姑らく措くとするが、いづれにしても火を用ゐることは人間の發明であつたに相違ない。然るに人間が水を利用することは、發明ではなくして自然に教へられたものである。此の點から言ふも、人間は火が無くとも生きて居られたが、水が無くては生きて居られなかつたのである。それ故に我國に於いても火の信仰よりは水の信仰が、古くもあり且つ廣くもあつた。記紀の神代卷に従へば、イザナミの尊が火神(男性、カグツチ)を生んだ爲めに玉體を焼き、苦惱せられた折に尿から水神(女性、ミヅハノメ)が成りましたとあつて、火神が水神より先に生れたやうに載せてゐるが、これは要するに化生神話を整理する際の作意であつて、直ちにそのまゝを信用することは出来ぬ。併しながら此の神話の示唆してゐる如く、火と水とは常に對蹠的に考へられてゐて、火の勢は總ての物を焼き盡さずには置かぬと云ふ反對に、水の力は在らゆる物を生かし育てゝ行くものだと思つてゐた。これは古代の民族が眼前の事象から認識した信仰であり、また多年の經驗から體得した知識でもあつた。

こゝには火の事は略して専ら水に就いてのみ云ふが、水に治病の靈ありとは、大昔から現在まで行はれてゐる信仰であつて、各地の御神水、香水、加持水、眼洗水、痒水など夥しき迄に

存してゐる。更に水に再生の徳ありとの信仰も、また古今を通じて渝る所が無い。そして、此の信仰は、動植物の生存は水の有無に係つてゐたこと、汚れた物でも洗滌すれば清新になると云ふ、日常の所作から來た思想の聯關作用にも負うてゐるが、それよりも重大なる點は、人間を分娩する折の實際状態の觀察に由る思想が、水に再生の徳ありとした信仰の基調をなしてゐるのである。出口米吉氏に従へば、胎兒が胎内に居る間は、水狀の液體がその中に充ち、分娩の時は胎兒の進出を助けるために、先づその羊水が迸出し、分娩後も猶その水が出る。そして妊娠中この水が多量に子宮のうちに存するが故に、女の性は濕潤であつて、水が陰因と同視せられ、生産の力を有し、再生の徳あるものと考へられたのは、即ちこれが爲めであると云ふ（原始母神論）。そして、此の思想は一段と發展して、河川は時に神とせられ、又は神の住家とされた。此の信仰は纏て人間をして水崇拜に誘導し水神として祀るに至らしめたのである（宗教と性）。我國に於いても水神を女性とし、これに生産または再生の徳ありとした信仰は古くから在つた。「日本書紀」の一書によれば、イザナギの尊が日向の橋の小門の櫛原で身禊したまひし折に、水中で九柱の神々を生みなされた事を載せ、更に「左の眼を洗ひたまふ、これに因て生

りませる神の號を天照大神とまうす。また右の眼を洗ひたまふ、これに因て生りませる神の號を月讀尊とまうす。また鼻を洗ひたまふ、これに因て生りませる神の號を素戔鳴尊とまうす」とあるのは即ちそれである。神功紀に「日向國の橋ノ小門の水底に居て、水葉の稚やかに出てゐる神」とあるのも、既載の出雲神賀詞の「若水沼間の彌若えに御若えまし」とあるのも、共に水の再生の徳を稱へたもので、即ち若水信仰の基調である。

初午雜俎

狐を原祀とした飯形神が、後に稻の精靈である豊受姫命と(大殿祭脚註)、附會習合されて稻荷社となり、それを二月の初午の日に祭るのに就いては、かなり複雑せる古代の民間信仰の推移が織り込まれてゐるのである。私は、これに就いて考證を試みるが、これには先づ狐と稻荷神との關係を説き、次に初午に就いて述べるとする。

一 狐に稻の精靈の附會が稻荷神

狐は、ヴントの謂ゆる靈魂動物の一つであつて、神として崇敬さるべき性能を有することは云ふまでも無い。たゞ問題となるのは、我國で狐を神として祀つた動機は、それは單なる動物崇拜に出發するか、又はこれとは別に族靈崇拜に基因するか、と云ふ點である。然るに我國には私の知る限りでは、狐を族靈とした事象を認めることが出來ぬので、姑らく單なる動物崇拜

に由來するものとして、考説をすゝめるとする。

我國の山ノ神は大山津見命、野ノ神は鹿屋野姫命と云ふことになつてゐるが(古事記)、これは私が今更らしく説くまでもなく、神道が固定し、それが神祇官流に解釋されるやうになつてからのことで、民間における原始信仰では、山ノ神は猿、野ノ神は狐であつた。そして狐を野の神とした理由は、此の獸の棲む所が稻作に適してゐる土地であつた爲めである(拙稿「狐用水」参照)。「倭姫命世記」の豊受大神宮の末社の條に「調御倉神、宇賀能美多麻神。三狐神(中略)保食神是也」と記してあるのを見ても、稻の精靈——即ち穀神に狐が附會されたのが、古代に屬してゐることが知られるのである。従來の學者は此の三狐神をミケツガミと訓み、穀神は御饌津を司るものゆゑ、その借字であると論じてゐるが、私には腑に落ちぬ。もし、さうだとするならば同じ「倭姫命世記」の皇大神宮の末社の條に「御倉神、專女(中山曰。狐の異名)也、保食神是也」とあるのを如何に解すべきかと云ふ問題が残る。されば「神名祕書」にある如く「御倉神、宇賀之御魂神是也、一名專女、亦號三白狐」と云ふのが、却つて古代の原始信仰を傳へたものである。

二 伊奈利の語源と飯盛信仰

動物崇拜と精靈崇拜との抱合を神格化したものに對して、何故に我等の祖先はイナリと云ふ語で呼びかけて居たか。これに就いては先學の研究も少からず發表されてゐるが、不敏なる私にはそれ等の説に左袒することが出来ぬのである。

そして、私案を簡単に云へば、イナリの語源は、飯形——即ち飯を杉形（杉樹が稻荷社の神木として崇敬された原因はこゝにあるが、猶これに就いては後述する）に盛つた形容から來たものであつて、その始めは飯盛（又は飯森とも書く）を穀神信仰の對象としたことに基調が置かれてゐると考へる。語を換へて詳しく云へば、我が古代の穀神に對する原始信仰は、稻その物を神として祀つたのであるが、それが後には此の稻によつて造りなされ、然も人命を維ぐに最も必要であつた飯を盛つた形した山なり森なりに、穀神は鎮り坐すのであると考へて來て、さうした形の山や森を信仰の對象として崇敬するやうになつたのである。これを古い文獻に究めると「播磨國風土記」に、左の如き記事が載せてある。

賀毛郡檜原里の條

飯盛嶺。右、然號るは、大汝命の御飯を、此の嶺に盛りき、故、飯盛嶺と云ふ。

揖保郡香山里の條

飯盛山。讃岐國宇達郡、飯神の妾、名を飯盛大刀自と云ふ。此の神、渡り來て此の山を占めてこれに居る。故、飯盛山と名づく（以上、原漢文意譯）。

此の飯盛信仰から導かれて飯形の語が起つたものと考へる。

飯盛山を信仰の對象とした例證は、飯盛、飯森、飯山、飯沼、飯島などの地名や苗字が、各地に夥しきまで現存してゐる事からも、容易に推知することが出来る。たゞ年代が餘りに古いので信仰が混びた爲めに、此の事が全く世人から忘れてしまつて、後には荒唐なる附會説が行はれるやうになつた。茲に一二を挙げると、山形縣酒田市の南川向に飯盛塚と稱する山がある。その形が飯を盛つたやうなので、かく名づけたとも云ひ、一説には弘法大師が祈禱した所なので祈り塚と云つたのを、飯盛と訛つたのだとも傳へてゐる（出羽國風土記卷二）。福井縣坂井郡竹田村大字吉谷の東方一里に飯盛山と云ふがある。むかし、僧泰澄がこゝで觀音の木像を刻む

だ折に村民が食物を供し、その残つた飯を棄てたので斯く稱したと云ひ、今にその本像を本尊とした観音堂がある(越前國名蹟考)。私の郷里に近い栃木縣足利郡御厨町大字中里の産土神は、飯有飯盛神社と稱し御神體は飯匙であるが、俚俗では藤ノ森と云ふてゐるが實際は稻荷社だと傳へてゐる。藤ノ森と稻荷社との關係に就いては、機會があつたら後に記述したいと思ふてゐる。長野縣佐久郡の立科山は、四季ともに白雪があるので、飯盛山とも呼ぶと云ふてゐるが(信濃地名考)、これも山の形から來た別稱だと考へたい。大阪府北河内郡四條村大字北條に飯盛山と云ふがある。山頂が圓く秀て樹木が茂り、その形が飯を盛つたのに肖てゐるので斯く稱した。山に僧正憲法の居城趾があるが、これは建武年間に楠正成が攻めた城である(河内志卷九)。讚岐には古く五岳とて、名だゝる山が五つあつた。飯ノ山はその一つであるが、僧西行の歌に「さぬきにて富士とやこれを飯の山、朝げの煙たぬ日もなし」とあるのから推すと、富士山に似た形をしたのであらう(津村の譚海卷六)。そして、此の飯盛山は自然のままの山形ばかりでなく、往々人力を以て、此の山の形に造つたものゝあることを知らねばならぬと同時に、飯盛山は三角形をなしてゐたので、後には三角形の咒符を以て信仰を象徴するやうになり、これに穀

神の古い信仰である性的行事が加り、遂に稻荷祭といへば常に性的神事が伴ふやうになつたのである。

イナリの語に稻荷の字を當てたのは、迥に後世の事であつて、然もその理由としては、弘仁十四年四月に僧空海が東寺の南大門で、稻を荷ひ杉を持つた老翁に會つたが、その老翁はイナリ神の化身であつて、永く東寺の鎮守神たるべしと盟約したので、稻荷と書いてイナリと訓ませ、杉を神木となし、更に東寺の鎮守に稻荷神を祀つたのであると傳へたのは(塵添埃囊抄)、すでに先學が縦横に論じた如く、全く奸僧輩が附會した邪説であつて、一嘘にも値ひせぬものである。併しながら私をして忌憚なく言はしむれば、此の一事は、東寺を密教の道場とした僧空海の徒が、イナリ神に對する當時の民間信仰を利用した詐略にしか過ぎぬが、これが爲めに我國のイナリ神は、印度の荼吉尼カギニに習合され、更にこれに加ふるに、我國の狐と支那の野干とが同一なりと誤解されて、こゝに日支印三國雜糅の稻荷信仰を集成するに至つたのである。従つて、荼吉尼を祀りながら豊川稻荷と稱する鶴的の神が工夫されたり、狐遣ひ飯綱遣ひなどの邪法までが稻荷神に附會され、遂に「稻荷下し」と稱する妖術を職とする巫覡の徒を出現するま

でになつたのである。そして、是等に就いては、伴信友翁の「驗の杉」に、翁獨特の微に入り細に互る考證があるので深く言ふことは避けるが、我國の稻荷神の研究が容易のやうであつて、その實困難を極めてゐるのは、斯うした複雑せる事由が潜んでゐる爲めである。

猶この機會に云ふが、關東地方で狐のことをオトウカ様、又はオトウカと云ふのは、此の稻荷を音讀したもので、その起りは同地方に古く行はれた稻荷下しの咒文から來たものである。即ち「月山、麓山、羽黒の大權現、並びに稻荷の大明神」がそれである。

三 伊奈利信仰は秦氏より古い

伏見の稻荷神社が、我國の稻荷社の宗社として信ぜられてゐて、その典據が「山城國風土記」の逸文にあると云はれてゐるが、それではその逸文とは果して如何なるものか、先づこれを掲げて後に私見を加へるとする。

山城風土記に曰く。伊奈利の社、伊奈利と稱ふは、秦中家忌寸等が遠つ祖、伊呂具の秦の公、稻梁を積みて、富裕を有てり。仍れ、餅を用て的とせるに、化はりて、白き鳥に成

りて、飛び翔りて、山の峯に居り、伊禰奈利生ひき。遂に社の名と爲す。その苗裔に至りて、先きの過ちを悔いて、社の木を根拔じにして、家に殖えて、禱り祭りき。今その木を殖えて蘇ひつれば福を得、その木を殖えて枯れぬれば福あらず(大岡山書店本「古風土記逸文」に據る)。

此の記事は私が改めて云ふまでもなく、他の風土記に共通してゐる地名傳説であつて、これから稻荷の創祀を證明することは不可能である。換言すれば、古く支那から投化した秦氏が、此の地に居住した際には、既に我が民族によつて伊奈利社が祀られてあつたのを、伊呂具に假托して斯かる傳説を工夫したものと考えたい。それは「年中行事秘抄」の稻荷祭の條に「件の社、立ち始め祭り始めの由、慥なる所見なし。但し彼社の禰宣祝等の申狀に云ふ、此の神、和銅年中、始めて伊奈利山の三箇峯の平なる處に顯れ在しき云々(原漢文意譯)とある事からも推測される。即ち私の謂ふ飯盛信仰に出發せる飯形山が此の地に在つたので、そこへ秦氏が神社を勧請したのを、かく始めて顯れ在しきと傳へたものと見るべきである。既載の「播磨國風土記」の記事に徴すれば、我國の稻荷信仰は秦の伊呂具(伴翁は和銅年中の人と考證してゐる)などより

は、更に古代から民間に行はれてゐることが知られるからである。猶ほ逸文に記してある、餅が白鳥に化したと云ふ傳説に就いては、柳田國男先生の詳しい研究が發表されてゐるので今は略し、木を殖えて吉凶を占ふ挿木傳説に就いては後段に述べる。

そして、時代が降るに従つて、夙くも稻荷の原祀神が狐であつたことが忘れ(或は忌まれ)て、公邊の史籍の上にはその影だにとゞめず、纔に民間信仰として、痕跡を残すだけになつてしまつた。然るに此の信仰は、後に隆んになつた神の使令ツカヒレの説によつて救はれ、漸く狐は稻荷神の使令なりとして、信仰關係を維ぐことゝなつたのである。そして、斯うした例は他にも多く存してゐて、東京近くでは秩父の三峯神社と狼との關係の如きが、その一例として計へることが出来るのである。

後世の俗書ではあるが、その記事は古い傳説を採録したものと信するので、こゝに「案内者」から稻荷に關するものを抄出する。

藤森祭(五月五日) 此の宮は、日本紀を作り給ひし、舍人親王なり(中略)。巳の刻ばかりに、具足著て烏帽子著たる武者、馬に乗りて十五騎、藤ノ森より稻荷社へ逸散に駈け込む。

これは其のかみ弘法大師(中略)、契約の神を(中略)、今の稻荷山に鎮め祀り給ふ(中略)。

此地は藤ノ森の明神の領分なれば、地を取返さんとて、十五騎の武者、稻荷の神前に馬を乗り入れ、拜殿社壇を打たゝきて「地を返せ、地を返せ」と責むるを、稻荷の社人、烏帽子直衣にて社壇に出迎へ、御幣を振りて「御留守、御留守」と申すを例とす。かくて馬を乗り返して、藤ノ森に歸る云々(國書刊行會本)。

此の話は我國の各地にある神の借地傳説の一つであるが、併し此の事がいゝ加減の作り話で無いことは、弘治二年淨寫の奥書ある「藤森社縁起」にも見えてゐるのでも知れる。更に「山城名勝志」によると、今の稻荷社の在る所に藤森社が在つたのを、稻荷社を山上(既記の三箇峯)より遷下した折に、藤森社を今の地に移したと記してゐる。是等を以て見るも、稻荷社は元々藤森社(神社便覽には荷田神社とある)の境内社であつたことが判然すると同時に、古くは單に藤ノ森と呼ばれてゐたことが釋然する。それでこそ前に擧げた私の郷里に近い、藤ノ森と飯盛神社との關係も納得されるのである。

稻荷神の詮索は此の程度でとゞめ、これから初午の祭事に就いて筆路をすゝめる。

四 稻荷神と初午の関係は何か

稻荷神と二月の初午の日との關係を述べる以前に、先決問題として考ふべき一事がある。それは初午は稻荷神の祭日か否かと云ふ點である。これに就いて伴信友翁は、極めて手軽に「こはもと稻荷神社の祭にはあらず、故ありて此の日人々詣る例となりしなるべし。その由縁は詳ならず、今も初午詣、稻荷參など云ひて、初午祭とは云はず」と記してゐる(驗の杉)。成る程、稻荷社の祭日は「年中行事秘抄」には「四月上ノ卯日稻荷祭」と載せ、更に「師光年中行事」には「有_三卯_二時、用_三中卯_二」と記してあるのから推すも、初午が祭日で無いことだけは明白である。併しながら、斯うした事は、別段に不思議なものではなく、公に定めた祭日以外に信徒の參拜する例は少くない。それ故に強ひて云へば、公祭と私祭との別はあるとするも、參詣する信徒の氣持から云へば、やはり初午も祭日であつたに相違ない。初午詣とあつて初午祭といとは、餘りに捉はれた狹義の解釋で、此の點だけは伴翁の説に従ひかねるものがある。

此の問題はこれで打切るとして、さて愈々本問題の稻荷神と初午との關係であるが、これも

私の寡聞のためか、餘り正しい根據のある説を耳にせぬのである。そして、これに關する先學の考證は概して左の三説を出ぬやうである。

- A、雍州府志(卷三)、稻荷社の條。當社の出現は和銅四年二月九日なり。此の説に従ひ長曆を以て之を推せば、則ちその日は偶々初午ノ日に當る。然るに今は九日を用ゐずして、初午ノ日において諸人參詣す。俗に初午參りと謂ひ、又福參りと稱す云々(原漢文意譯)。
- B、世諺問答(卷中)、問云、二月、此の月の午ノ日、稻荷にまゐる、何のいはれにか侍らん。答、弘法大師東寺の門前にて、稻おひたる老翁に、二月の午の日あひ給ひて、則ち東寺の鎮守に勸請申されたりしかば、此の寺はんじやうせしより、此の日をもて縁日とや申べからん。
- C、山州名跡志(卷一二)、豐葦原卜定記に云、倉稻魂の三峯に顯れ給ひしは、人皇四十三

代元明天皇、和銅四年辛亥二月十一日に垂跡す(摘要)。

以上三説のうち、A説の論據は「二十二社註式」の「和銅四年辛亥」にあることだけは判明するが、他のBC二説にあつては何を典故としたものか見當がつかぬ。然も山崎美成の考證によ

れば、和銅四年二月初午ノ日は七日だと云ふから(民間時令卷一)、三説ともに誤つてゐることになる。私は此の三説とも餘り敬意を拂つてゐぬので、初午ノ日が七日か九日か、それとも十一日であるか、手近の「三正綜覽」にも當つて見ぬが、これは要するに三説ともに後世の初午ノ祭事から、上代を付度した虚構であるとしか思はれぬ。強ひて云へば和銅四年辛亥とあるのは、その年の干支であつて、これが二月の干支だとは考へられぬ點もある。現に歴代の年表によれば、和銅四年は辛亥に相當してゐるのであるから、此の干支を二月に筈當して初午ノ日を定めやうとするのは無理である。所詮は前引の「年中行事秘抄」にある如く、稻荷社の立て始めや祭の始めは慥なる所見なしと云ふのが、最も事實に近いものだと思つたい。

それでは 初午ノ日に稻荷詣することは、抑々如何なる理由から起つたかと云ふに、これに關する故中山共古翁の考證は、相當に注意すべきものがあると思へるので、左にその要點だけを抽録する。

稻荷祭に、二月の初午の日を用ふるが(中略)。何故に正月の初午の日を初午と云はずして、二月に至りてかく云ふにや。初子、初寅、初卯など、いづれも正月にて、それぞれ

の神佛に詣でることなるが、稻荷に限りて正月を用ゐず、二月を選みしは如何なることぞ(中略)。考ふるに、其の昔、農家の馬を使用するに、正月は未だ餘寒強く、農事にも山林業にも、不便の季節ゆゑ、二月に入りて草木の芽ぐむ頃に、馬を曳き業を始むに適するゆゑ、各自便に應じて、馬を使用し始めしゆゑ、馬の使ひ初めとて、初馬と稱せしことなる。稻荷の神は農業守護の神と信仰さるゝより、その日には馬を曳て、先づ稻荷神社に詣でしことにぞあらん(中略)。されば初午の始は、十二支の午の日にはあらで、馬を使用せし初めの日ゆゑ、初馬とは云ひしのが、後には忘れられて、支日が主となりしことにぞあらんと考ふ云々(郷土研究一ノ四)。

此の考證は大體において穩當のものとして承認するのであるが、たゞ一つだけ説明の足らぬ所があるやうに思ふ。それは稻荷社の鎮座する伏見界隈の農家では、馬を遣はずして牛を用ゐてゐると云ふことである。山中翁は江戸の武家に生れ、東國にのみ生活されて關西の——殊に農家の事情には通じてゐなかつたので、東國流に農家は馬を用ゐることゝのみ考へたのであらうが事實はさうで無かつた。併しこれとても古代にあつてはいかゞであつたか知れぬので、多く

云ふことは差控へるとする。

それにしても、二月の初午の日に稻荷詣することは、記録の上からも延喜六年まで溯り得るのであるから（紀貫之家集に證歌がある）、かなり大昔から行はれてゐることが知れる。

五 杉が稻荷の神木となつた理由

藤原光俊の歌に「如月やけふ初午のしるしとて、稻荷の杉のもとつ葉もなし」とあるやうに、參詣の信徒は稻荷の神木である杉の枝を折つて宅に持歸り、それを植て吉凶を卜したものと見える。そして、此の故事が既載の風土記逸文に交渉してゐることは云ふまでも無いが、更に一段と思ひを潜めて考へなければならぬ事は、（一）何故に杉が稻荷の神木として撰まれるやうになつたかと云ふ問題と、（二）木を植ゑてその茂るか枯るかによつて、吉凶を卜する信仰は、稻荷社に限られたものかと云ふ問題である。私はそれに就いて簡単に管見を述べる。

八幡神は杉を愛されて「天下の國々にある杉は朕が寶殿なり、正直の人と杉の梢とは即ち朕が寶倉なり」とまで仰せられてゐるが（宇佐託宣集）、これにはこの神が摩訶陀國から、杉の種を

とり寄せて植たときまで傳へられてゐて（八幡愚童訓）、それが綾杉の故事となつたのであるが、稻荷神と杉との交渉に就いては、ついぞ斯うした由來を聞かぬのである。そこで私案したのが前に一寸ばかり記した、杉の木が年古ると飯盛形に枝葉が茂るので、稻荷神の憑代ヨリしろとして信仰され、後に神木となつたのではないかと考へたのである。そして、これには旁證がある。埼玉縣秩父郡吾野村大字南の子ノ權現社の別當天龍寺に、飯盛杉と云ふ老樹があり、一本は圍り一丈五尺餘、一本は一丈九尺餘あると云ふ（武藏風土記稿）。記事が簡古であるために詳細を知ることが出来ぬが、恐らくその形容から負ふた樹名であらう。それから新潟縣北蒲原郡京ヶ瀬の大字に飯森杉と稱する地名がある。飯森が飯盛と同じであることは云ふまでもなく、これも杉の形が飯盛に肖たものがあつた爲めに、起つたものと見て差支あるまい。杉が稻荷の神木となつたのは、この信仰に由るものである。

併しながらこの私案には、猶ほ一つ併せ考ふべきものがある。それはこの伏見地方が杉の産地であると云ふことである。萬葉集に「うま酒を三輪の祝が齋イハふ杉、手振れし罪か君に逢ひがたき」とあるやうに、三輪の神杉と同じく伏見にも「稻荷山峯の上になたてる杉々に、往きかふ

人のたえぬけふ哉」と生え茂つてゐたのである。

神木の枝を植え、その盛衰によつて吉凶を卜する信仰は、民俗學では挿木傳説と云ひ、各地に互り僕を代へるも計へきれぬほど澤山ある。従つて、これは稻荷社に限られたものではなくして、廣く行はれたものゝ一例として見るべきものである。これに就いては相當の資料を有してゐるが、誰でも知つてゐる事と思ふので今は省略する。

下世話に「關東の稻荷、關西の八幡」と云はれてゐるやうに、關東は關西に比して稻荷信仰が厚い。殊に江戸にあつては、その名物として「伊勢屋、稻荷に醫者、犬の糞」と云はれるほど隆んであつた。そしてこの原因は、元より稻荷が穀神として神徳の高かつたことに由來するのは勿論だが、更に俗信として、イナリの語を居なり（永く一つ處に居つゞくの意）に通じて、稻荷を信仰すれば住所の不安が除かれる——換言すれば子孫代々一つ場處に居住されると云ふ意味が含まれてゐたのである。私の幼少の頃まで、正月の札配りが持つて來たものゝうちに、狐が鍵を啣へた繪を刷つた上部に「いつまでも此處にいなりの福の神、はり置く家に惡魔こんこん」と云ふのがあつた。國音の相通、または訛音が俗信を生む一例として敢て附記した。

雛祭と贖物

雛祭の研究に就いては、先覺同好の成果が夥しき迄に發表されてゐるのであるが、私をして忌憚なく云はせると、その多くは從來の通弊である文獻學的の考證であつて、實際に行はれてゐる民俗學的の考證で無い。換言すれば是れ迄の研究は、餘りに過去の記録にのみ捉はれて、現前の事象を忘れてゐたのである。こゝに不敏ながらも、私の再検討の間隙が存してゐるのである。

雛祭は我國固有の信仰では無くして、支那より輸入された陰陽道の思想から生れたものである。それと同時に古く雛祭は四季ともに行はれたのであるが、それが三月三日に限り祭られるやうになつたのは、同じく陰陽道の思想である上巳ノ曲水の行事の影響である。更に雛祭に桃ノ酒を汲み草ノ餅を供へるのも、又この陰陽道の思想を踏襲したものである。本問が簡單であるべくして、然も反對に複雑してゐるのは、全くこれが爲めである。

一 雛の語原と贖物の變遷

雛の語源に就いては諸説あるも、所詮は本居宣長の「人の形を小さく作りて、童ヲ持て遊ぶ物を、物語文どもにひゐなと云へり。これは小さく造れるを、鳥の雛になすらへて云へる名にて(中略)、物の雛形と云ふも小さく物したる由の名なり」とあるのを穩當と考へる(玉勝間卷十)。そして此の意義を要約すれば、雛とは人の形代カタレと云ふ事になるのである。然らば形代としての雛なるものが、何時頃から行はれたかと云ふに、これに就いても諸説がある。先づ第一は形代の初見問題である。これ迄は「釋日本紀」卷七の「人形者、所謂素戔鳴尊之濫觴、拔手足之爪贖其罪、身代之義也」とあるのを典據として論じてゐるが、これは我國古代の信仰上の罪科の贖と、その後支那から輸入した陰陽道の贖物とを混同した説で採るに足らぬ。第二は雛祭の起原問題であるが、これも従來は「崇神紀」十年九月條の童謠の一節に「比賣那素寢殊望」とあるのを論據として説いてゐるが、私には姫遊びが必ずしも雛祭とは考へられぬので賛成しかねる。全體、民間に行はれてゐる事象の起原を、紀年的に判定しようとするのは無理な事であ

つて、或る特殊のもの以外には、如何にするもその起原を紀年的に知る事は出来ぬのである。そこに民俗の悠久性が存するのである。例へば正月の門松にせよ、七月の魂祭にせよ、更に十月の神送りにせよ、その起原は今から判定する事は不可能であるが、起原が判らぬからと事實が存してゐる以上は、民俗そのもの、價值には少しも影響は無い筈である。好事家流の考證者は、よく初見とか起原とか云ふ問題に屈托して、遂には木を數へて林を忘れるやうな結果に陥るのであるが、私には與ることの出来ぬ態度である。従つて雛祭の起原の如きも、たゞ大昔から行はれてゐたものと考へるのが、最も學問的であり、且つ最も妥當なことなのである。それでは雛祭なるものは、何故に起つたかと云ふに、これは前にも少しく述べたやうに、支那の陰陽道の影響からなのである。私はこゝに陰陽道の思想や、及びこれが我國に輸入されて、信仰界や思想界に如何なる影響を與へたかと云ふ問題に就いては、論旨の他岐に渉るのを慮れて一切を省略するが、とにかくこの思想の輸入が案外に古代であつて、然もその影響するところが、極めて深甚であつただけを云ふに留めるとする。そして陰陽道の思想に由れば、自己が犯した信仰上の罪、及び自己の身に附いてゐる穢を拂ふには、その罪や穢を負ひ着せべき

物を擇み、それへ呪術的の作法を行へば、全く轉嫁することが出來て、自己だけは永く神寵を享け得ると云ふのである。そして是れを贖物と云ひ、呪術的の作法を祓と稱したのである。更に復言すれば、或る種の物と呪術とによつて、罪や穢を贖ひ祓ふことが出來ると云ふのが、陰陽道の思想の一端なのである。

それでは古くこの贖物に何を用ゐたかと云ふに、どうもその點は判然せぬ。素戔鳴尊が犯した罪を贖ふ折に「唾を以て白和幣となし、涙を以て青和幣となす」とあるが(神代紀一書)、これは神の代のことゝて人の世の例にはならぬと共に、陰陽道の贖物とは基調を異にしてゐるので益々例にならぬ。更に仲哀天皇の崩御せられた際に「國の大幣を取りて、生剝逆剝、畔離、溝埋、尿戸、上通下通婚、馬婚、牛婚、鶏婚、犬婚の罪の類を種々求ぎて、國の大祓し」とあるが(古事記)、贖物に就いては何事も記して無いので判然せぬ。然るに時代のやゝ降つた「天武紀」に、左の如き記載がある。

五年八月。詔して曰く、四方に大解除せしむ。用ゐむ物は、即ち國別に國造祓柱を輪せ、馬一匹、布一常。以外の郡司は、各刀一口、鹿皮一張、鏝一口、刀子一口、鎌一口、矢一

具、稻一束。また戸毎に麻一條。

十年七月。天下に令して、悉く大解除せしむ。この時に當りて、國造等各祓柱奴婢一口を出して解除す(以上。岩波文庫本)。

これに由れば、祓柱——即ち贖物として階級に應じ奴婢、馬、布、刀などを用ゐたことが知られるのである。殊に一般の庶民にあつては麻を用ゐることになつてゐるが、この麻は贖物として最も古く、且つ最も廣く用ゐられ、また現に神事に用ゐられてゐるのである。そして是等の贖物は神への幣物として供へたものであるから神社、または呪術を行ふ祠職の收得となるのである。

そしてこの場合に深く考ふべき問題は、祓柱の原義は生ける人間を(犠牲として)用ゐたのでは無かつたかと云ふ點である。前引の「天武紀」の奴婢一口とあるのが、その事を示唆してゐるが、更に「延喜式」臨時祭の條に、

羅城御贖每世一行
中宮准此

奴婢八人。馬八匹。綵帛卅疋。倭文八尺。常布八十段。木綿麻各八十斤云々(大同山本)。

と載せてゐるが、斯うして奴婢を贖物としたのは、たゞに神社や祠職の收得ばかりでなく、古くは人間を贖物とした名残りと考へたい。そして奴婢に限つたのは、當時の社會感情の上から、贖物として罪や穢を負はせるので、特にこの種の者を擇んだのであらう。同じ贖物の信仰に由るもので、後世まで行はれた尾張の國府宮の追儼や（尾張志）、筑前太宰府の觀音寺の松葉燻しの行事や（同國續風土記）、更に岩代の伊須佐美社の神事などに（大沼郡誌）、旅人や賤民を祓柱として用ゐたのは、その原義を留めたものと信じたい。それで無ければ後世に形代を人形ヒトガタとした理由が判然せぬからである。勿論、陰陽道の藺靈から人形への推移を考へられぬでもなし、更に素尊が罪を贖ひ逐はれる折に「青草を結束ねて、以て笠蓑となす」の一條は（神代紀一書）、藺靈の神話化とも思へぬでもないが、私としては姑らく管見を支持したいと思ふ。

かく大昔においては、生ける人、又は生ける馬を用ゐたのが、漸く世の降るに従ひ、これに代へるに金銀鐵を以て造つた人像、又は木製の人形を用ゐるやうになつた。この例證は「延喜式」の各式に散見してゐるが、こゝには一二の重なるものだけを抄録する。四時祭の條に、

毎月晦日御贖中宮東宮准此。六月十二月不在此例。

金、人像、銀、人像各卅二枚。東宮各一枚。云々。

更に同條に「毎月晦日御麻。鐵人像四枚。中宮晦日御麻。鐵人像四枚」と載せ、同式臨時祭の八十島祭の條に「金銀、人像八十枚」。東宮八十島祭の條に「金銀、人像各三十枚」と記してあるが、是等が悉く贖物であることは云ふ迄もない。そして同「宮内式」の條には、一年間に神祇官で要する御贖の人像に就いて左の如く擧げてゐる。

凡神祇官年中所須。月別晦日御贖料。金人銀人各二百四十枚。鐵人二十八枚云々。

又以て贖物の信仰が、如何に深く強く盛行してゐたか、窺はれるのである。

然るに斯うした金銀鐵の人像が用ゐられてゐる一方には、木人像ナヒトガタが併せ用ゐられてゐた事も注意せねばならぬ。同じ延喜の「木工式」の條に、

御贖料

木人像長八寸。廣八分。其面鑄以金銀。長功七十枚。中功六十枚。短功五十枚（中略）。木偶人二十四枚云々。

右毎月晦日御贖料。中宮亦同。東宮、押金銀、薄、鐵、偶人各八枚。

かく生ける人間より、金銀鐵の人像、木人偶への推移は、一面において儀式——即ち呪術の輕

重を語るものであるが、他の一面においては贖物の簡略化を語るものである。そして更に此の儀式が時代思潮と共に一段と單純化されるやうになつて、こゝに雛の前身とも云ふべき天兒、及び這子なるものが工夫されるに至つたのである。これに關し山岡浚明は左の如く云ふてゐる。

天兒。這子 天兒の事は、和泉式部が歌、紫物語(薄雲卷)にも見ゆ。この前には未だきかず。二つの物ならん。用ることには猶もてなし。延喜式(神祇式)贖兒と見えしは、天兒にや。語もなく、まぎれぬべし。まづは一條院の御代より先きには、まさしき徴も見はべらず。「小笠原家傳書」に(中略)。天兒は頭の中へ祓の文を書入れ、這子の如く下地を作り、其上に練衣をきて、顔襟などに老の波をよせ、命長き形を象り、目口を付け髪をば青黛にて繪様に書べし云々(中山曰。天兒の製法は「雍州府志」に詳記しあるも略す。同書に御伽這子は目出度年寄の方より參らすべし。天兒を略す時は輿の先乗あるべし。小袖のこと天兒同前なり。天兒を用る時は這子は略す方もあり。是は天兒の略なれば記すに及ばず(以上。類聚名物考卷二四四)。

以上で天兒が贖物であること、天兒の大體の拵へ方と、その物が後世の雛に類似してゐること、

及び天兒と這子とが同義の物であることが判然したものと、肝要な天兒の語義に就いては觸れてゐない。これに關し谷川士清は「あまがつ、實は目勝の義、鈿女ノ命より出たる故事なり」と斷じ(後訓栞)、これに反して伴信友は諸文獻に就き研覈した結果「天兒とは、あしき物事を負はするにて云へる物の名にて、人形には限らぬか」と述べてゐる(後訓栞頭注)。士清翁が目勝に着眼した點は奇抜ではあるが、この場合としては少しく藪脱みの嫌ひがあり、信友翁の考證は、贖物の時代化を閑却した傾きがある。私は天兒も這子も共に人形であると信じてゐる。そしてこの天兒を雛と云ふたことは「江家次第」卷十七立太子事の條に「阿未加津、比々奈」とあるので知ることが出来る。

二 贖物の信仰と流し雛

斯うして宮中や貴族の間に行はれた贖物の呪術的儀式を、追々と民間で學び行ふとき、民間では金銀の人像や天兒を造ることは容易で無いので、これに代用するものとして工夫したのが草人形である。勿論、この工夫は陰陽道の藪靈に負ふてゐる所があるのは云ふ迄もないが、古

くは貴族の間にも諸種の人像と併用されてゐたのであらう。

我國の藪靈は、夙くも「神功紀」に見えてゐるが、これには全く呪術の意味が含まれてゐず、單なる後世の藪人形であるから姑らく措くとするも、已に「源氏物語」須麻卷に「三月の朔日に出て來たる己の日（中略）。陰陽師召して、祓せさせ給ふ。船にことごとしき人形載せて、流すを見給ふ」とあるのは、此の當時に上巳ノ日に祓を行ふた習俗のあつたこと（これに就いては後に述べる）を知ると共に「ことごとしき人形」とは、それが藪靈——即ち草人形であつたことが窺はれる。更に「明月記」の天福元年九月三十日の條に「御葬送次第（中略）。先於山作所邊、各以藪靈、撫身棄之。件藪靈可棄流水云々」とあるのも、又以て旁證とすべきである。そして斯うした事象が、民間の草人形に直接間接に影響してゐることは、注意すべき點である。更に後世の記事ではあるが、雛を祭つた後に川へ流す民俗が各地にあつた。「嬉遊笑覽」卷六に、左の如き記事が載せてある。

相模國愛甲郡厚木ノ里にて、年毎に古雛の損したるを、兒女ども持出で相模川に流し捨ることあり。白酒を入れ銚子携へて川邊に至れば、他の兒女もこゝに來り、互に雛を流しや

ることを惜みて、彼の白酒をもて雛杯を汲みかはして、雛を俵の小口などに載て流しやり、一同に哀み泣くさまをなすことなり（中略）。想ふに雛を川水に流すは、もと祓除のことによるなるべし。妹背山淨瑠璃に雛の道具を水に流すとあるは、作り設けしことのみ思ひしにかく似たることもあり云々。

これは古雛を流すことになつてゐるが、此の民俗の起つた時代には、それが雛祭が済むと贖物として直ちに流したものであることは、各地に存する流し雛の類例からも知られるのである。鳥取市近傍では例年三月節句に雛を購ひ一組を神棚に祀り、一組は祓除の禁厭として川へ流すのである。同地の古老の言によれば、鳥取縣八頭郡富澤村邊にも流し雛の遺風があつて、内裏雛を三年に一度川へ流すが、その理由は斯うせぬとお雛様が泣くと云ふてゐる（郷土玩具種々相）。廣島の流し雛は「をんだちめんだち」と呼ばれてゐて、頭は小豆大で白紙の丸めたもの、一彩もなく衣裳も色紙を簡單に切つただけで、白頭に白装束で形代のやうで異色がある。殊に頭が非常に小さいのと、顔を描かないのが特徴になつてゐる。徳島の流し雛は顔土にて平打ち、簡素極まる描趣、衣裳も色紙で甚だ簡單の上に模様も無い。博多の流し雛は各地の同品に比す

と形態個性があり、同衣裳に首兩者を配し、略彩があつて素朴愛すべきものがある。和歌山縣粉河町の流し雛は、色紙で男女の兩體を作り、大豆ほどの土の首を添へたもので、古い禊祓の遺風を残したものである(以上四項。日本郷土玩具西ノ部)。またこの外に日向の青島雛や、秋田の八橋人形なども、又流し雛に屬するものであるが今は省略する。そして考へなければならぬ事は、斯うした流し雛を贖物の信仰に由來し、然もその起原の相當に古い民俗であると言ふ點である。それと同時に色紙や布帛が容易に手に入れることの出來ぬ時代の流し雛は、草人形に筋を引いた草雛であつたことを想はねばならぬ。伊勢のひるな草は、これで雛を拵へるので、遂にこの名を負ふたとあるが(骨董集)、今に民間の幼兒の玩弄に見る草で作つた「姉さん」なるものも、又この古い面影を傳へたものである。

斯うして贖物の信仰のために作られた草雛が、その形容の上から民間の幼少女の珍重して玩弄する所に着眼して、こゝに雛祭なるものは幼少女の人形遊びより發生したものであると言ふ異説を稱へる者がある。そして其の代表的意見は天野信景の「鹽尻」卷二九に載せた左の記述である。

(上略)。今京にては雛立る事、さのみ多からず侍る。難波東都の如きは、殊に驕りて様々それならぬ人形まで立つらね侍る。雛遊び源氏物語にあれば、久しきならはしにや。されども上巳に必ずする事もなく、幼女の外はせざる事のやうに見えたり。或曰、雛は元來祓の紙人形より起り、身の代の餘風にて、上巳の祓に用ひ侍ると。予曰、古へ雛を水に流し侍りしは、祓のわざのやうに覺え侍れど、熟々思ふに供物を供へ、男女の像を祭る體を考ふれば、是いにしへありし幸の神祭りなるべし。夫婦の姿を造り、兒女の祭りしは扶桑略記などに侍る。これ幸のことばにより、處女行未婚姻に幸あらん事を祈りて祭れるか。それに雛遊びの調度など取そへ、風流をなしけるより傳へて驕りに流れ、根本を忘れ侍るかと覺ふ(百卷本)。

一代の碩學の説ではあるが、私には承認しかねる。これは要するに信景翁が元祿頃の雛祭の光景を見て、そして上代を付度したものに過ぎぬのである。繰返して云ふが、雛祭は贖物の形代に出發したと考へるが穩當だと信じてゐる。

猶この機會に、少女の物忌(成女式の前提として)と雛祭との關係に就いて記したいのである

が、これに關しては曩に折口信夫氏が高見を發表してゐるのでそれに譲り、民俗藝術二ノ四参照)、更に貴族の間に行はれた舞遊びや、古く舞遊び(中山曰。祭と遊びとは古くは同意義である)が四季ともに行はれた考證に就いては、既に「骨董集」や「古今要覽稿」に盡されてゐるので省略することとした

三 上巳の節句と舞祭の關係

三月の上巳ノ日に、支那で曲水の宴を開いた習俗が、我國へ輸入されて上巳ノ節句となつたことに就いては、既に定説になつてゐるので記述は差控へる。それと共に上巳ノ節句が三日と固定したことも、五月の端午の節句が五日と固定したのと同じやうに、單なる奇數の日を擇んだこと——即ち五節句とも一月一日、七月七日、九月九日とあるやうに、奇數の月に合せた奇數の日を以てしたゞけであるから、餘り深く云はぬこととする。全體、我國の固有思想から云へば偶數が^{ホーリーナデー}聖數であるから、斯うした奇數を擇むことが、既に外來の習俗であることを示唆してゐるのである。それ故に正月十五日を上元、七月十五日を中元、十一月十五日を下元と

した行事があるのも、また我國の古俗で無くして、同じく外來ものであることが知られるのである。併しさうした事は當面の問題でないから怎うでもよいとして、只こゝには古く四時を通じて季節にかゝはらず行はれて來た舞祭が、何故に三月三日に限られるやうになつたかに就いて述べるとする。

これに就いては、從來「顯宗紀」元年の條に「三月上巳、後苑に幸して、曲水宴きこしめす」とあるを典據としてこの日の禊祓に贖物として形代を用ゐたのが、上巳に舞祭を行ふ原因となつたのであると云はれてゐる。私とても此の説に對して敢て異存を有するものではない。既に「類聚國史」桓武朝の「延暦十一年三月丁巳。幸南園禊飲。命群臣賦詩」とあり、更に平安朝の歌集や物語にも散見してゐるので、決してこれを否定するものでもないが、たゞ一つ私の臆に落ちぬ事は、さまで上巳の禊祓と形代としての舞との關係が密接なものであるとしたならば、何かその關係を記した文獻があるべき筈なのに、それが全く存してゐぬのは如何なる理由かと云ふ點である。殊に曲水宴は同じ「類聚國史」によれば、平城朝の大同三年二月の詔で停廢され、この後村上朝に再興したことが「北山抄」に見えてゐるものゝ、爾來、公家で

行つたことは無いやうである(以上、曲水考に據る)。勿論、一度停廢されても、その行事が永く民間に残つたとも云はれるし、更に公家で行はぬとしても、貴族の間には在つたのだらうと云はれぬことも無いが、いづれにしても上巳と雛祭との交渉を明記したものが、あれほど雛遊びが盛んに行はれ、且つあれほど筆まめな平安朝の人達から忘られたのは、何か理由のあつたことと考へるのである。

これに就いて想ひ起すのは屋代弘賢が、上巳と雛遊びとの交渉を考へる手掛りとして「月刈藻集」飛鳥井榮雅の歌「都には彌生の空ののどけして、雛の遊びも思ひやるかな」とあるのを挙げ、更に榮雅は後土門朝の人なるより、この頃には兩者の關係がありしならむと云ふた一事である(以上、古今要覽稿)。斯うした事を考へながら當時の宮中の行事を見ると、曲水宴は疾くに混びてはゐるけれども、三月三日には北辰を祭る御燈なるものが行はれてゐて、恰も曲水宴のその如く御贖をなされ、此の折に贖物の人形をも用ゐられてゐることが知られる。そして當時の宮中の行事の基調となつてゐる後醍醐帝御撰の「建武年中行事」に左の如くある。(上略)。三日御燈を奉らざるよしの御祓ある也。孫ひさしの端のまに、北むきに御座をし

く(中略)。出御なりたれば、頭御贖物持てまいる。五位藏人役送す。ばいぜん。人形をも散米をも心々にとる也。宮主ながはしのもとにひさまづきて、御はらへ奉る。ばいぜんとりて参たれば、扇にても又御笏にてもこれをかけて、御息をかく云々(群書類従本)。そしてこの行事は永く宮中に續いてゐたので、或は斯うした事が三月三日と雛祭を結び付けたのではないかと考へた。従つて飛鳥井榮雅の時代には、それが完全に行はれてゐたものと信じたい。三日に雛祭するのは、ずつと時代の降つた寛永年間だと云ふ説はどうかと思ふ。文献に見えぬのは、左迄の行事で無かつた爲めではあるまいか。猶この機會に云ふが、世に雛祭の起原を淡島信仰に由来するとの説もあるが、これは全く一嘘にも値せぬ俗説とて、總てを黙殺した事である。

四 雛祭の源流は支那から

雛祭に桃ノ酒を供へるのは、桃に避邪の咒力があるとした支那思想からである。誰でも知つてゐる「古事記」に、伊邪那岐尊が黄泉國に往かれ、黄泉醜女ヨモツシメメに追はれた折に、桃の實三箇を

取つて撃つたところが、醜女が悉く逃げ去つたと云ふ故事があるも、これが「荆楚歳時記」の「三月桃水下、以招魂續魄、祓除歲穢」とある陰陽道の思想に負ふてゐることは云ふ迄もない。そして永く宮中の追儼式に、桃弓と葦矢を用ゐて邪鬼を拂つたのも、更に民間で正月に桃符(水戸歳時記を見ると豆腐を用ゐるが、これは桃符の國音相通から來た誤りである)を咒符として門戸に貼つたのも、又この思想に源流を發してゐるのである。

雛祭に草ノ餅を供へることも、また陰陽道の影響であるが、我國で草餅を用ゐることは、かなり古代からの習である。延暦の「皇太神宮儀式帳」に「三月三日節、新草餅作奉天。太神并荒祭宮供奉」とあるので、その古い事が知られる。尤も此の儀式帳は延暦のものでなく、その後の記録だと云ふ説もあるが、更に「文徳實錄」嘉祥三年五月の條に「嵯峨太皇后崩(中略)。先是民間訛言云、今茲三日不可造^{モテ}饅、以無^ニ母子^ニ也(中略)。田野有^レ草俗名^ニ母子草^ニ、二月始生^レ莖葉白脆、每^レ屬^ニ三月三日^ニ婦女採^レ之、蒸搗以爲^レ饅、傳爲^ニ歲事^ニ云々」とあるより推すも、古くから宮中ばかりでなく、民間にまで行はれてゐたことが判然する。そしてこの事が支那からの輸入であるのは明白であつて、林道春の「庖丁書錄」に「三月三日に草餅を用ること、

周の幽王の時より始ると云ひ傳へたり」と載せてゐる。勿論、幽王の時代は確實でないとしても「十節録」にこの事があるのを見ると(中山曰。本文の引用は省略する)、相當に古いものであることだけは疑ひない。殊に「荆楚歳時記」に「三月三日、採^ニ鼠麴^ニ汁^ニ、蜜和^レ粉^ニ、謂^ニ之^ニ龍舌^ニ、以^レ厭^ニ時氣^ニ」と記せるは、これが輸入であることを裏書きするものである。猶ほ現今ではこの草餅に紅白の餅を加へ、それを菱形に切り菱餅と稱して雛に供へるが、此の菱形に切ることに就いても私見もあるが、餘り長くなるので省略した。

これを要するに雛祭たるものは、その源流は支那からの輸入で、我國固有の民俗では無いのである。

鍋被り祭

鍋祭 正しくは鍋被り祭と云ふべきであるが、今は斯く略稱すると云へば、誰でも滋賀縣坂田郡入江村大字朝妻筑摩の筑摩神社において、毎年五月八日(昔は陰曆四月午の日)に行はれるものを想ひ起すと同時に、他地方にはこれに類した祭典は、全く無いものゝやうに早合點する者さへある。鯛の鱗に鯨を出すやうで、少しく比倫を失ふ嫌ひもあるが、下世話に云ふ大師は弘法に奪はれ、祖師は日蓮に占めらるとある如く、鍋祭と云へば筑摩のそれに限られるほど人口に膾炙されてゐる。それでは何故に筑摩がそんなに有名になつたか、先づその事から述べるとする。

一 鍋祭が有名になつた二つの理由

筑摩神社の社記に由ると、此の社の祭神は大御食津神、大年神、大市姫神の三柱で、五穀、

養蠶、牛馬、商業等を守護する。そして、この社は孝安朝の二十八年(皇紀一九六六年)に創祀され、桓武朝に大膳職の御厨となつた。然るに御食津神は食物を司る神ゆゑ、その豊穰を祈るために神を慰めるべく祭毎に食事に必要な鍋を奉納したのが、鍋祭の起りであると傳へてゐる(郷土趣味 九號)。併しながら此の社傳をそのまゝ信用することは危険である。第一は孝安朝など云ふそんな太古に創祀されたとは考へられぬし、第二は始めから祭神が如上の三柱であつたか疑ひなきを得ぬ。成る程、醍醐朝に編まれた「延喜式」に由ると、筑摩御厨の名が二ヶ所だけ現はれてゐるが、内膳式には「造醬鮓鮓各十石、味鹽鮓三石四斗」とあるだけで、五穀に就いては何事も記してない。これは筑摩の地が琵琶湖に近いので、斯うした産物を納めることに治定したものだと思ふ。従つて祭神が古くから御食津神であつたかどうかは再考の餘地がある。更に「神鳳抄」に坂田御厨を載せてゐる所から察すると、或は筑摩社の祭神は、大膳料から神宮料になつた後に、奉祀されたのでは無いかとも考へられる。併し祭神の研究が目的でないから概略として、この鍋祭の著聞した理由に就いて筆をすゝめる。

筑摩の鍋祭は天下の五奇祭の一として、他の越中鵜坂社の尻たゝき祭、洛外江文社の雜魚寝

祭、常陸鹿島社の常陸帶ノ神事、奥州の錦木塚ノ故事と共に、古くから宮廷歌人の歌枕として知られた爲めに有名になつたのである。在五中將の手記と傳へられる「伊勢物語」に「近江なる筑摩の祭りとくせなむ、つれなき人の鍋の數見む」とあるのを初見とするが、夙くも清和朝にこの鍋祭の行はれた事が知られる。更にこれより約二百五十年を経た鳥羽朝の歌人藤原俊賴の「雜和集」には、左の如き記事が載せてある。

近江の國つくまの明神と申す神おはします。其神の御誓ひにて、女の男したる數に隨ひて鍋を作りて其祭の日奉るなり。男あまたしたる人は見ぐるし。かくて少し奉りなどしつれば、ものゝ怪しくして、病みなどしてあしければ、數のごとくして祈れば、癒りなんとぞ。

おぼつかかな筑摩の神のためならば

いくつか鍋の數はいるべき

由來、我國には「歌人は居ながらにして名所を知る」と云ふ俗諺があつて、彼等は讀書や耳食に由つて知つた事を、恰も實際に目撃したやうに吟詠する傳統的習癖を有してゐた。僧能因が霞と共に都を出て、秋風の吹く白河の關を詠んだのを證明するために、顔を窓外に曝して態

と日焼したと傳へてゐるやうに、常人には想像もならぬ馬鹿げた苦心をして、居ながらにして名所を知る事を誇りとしたものである。これが題詠歌人の通弊であつて、歌道が退化した原因なのである。殊に宮廷歌人にあつては、女子が關係せる男性の數だけの鍋を戴いて、神を祭ると云ふが如き鄙びたるうちにも、古い民俗を残した行事は、全く一種の異國情調として、彼等の好奇心をそゝり、併せて題詠慾を充すに充分なるものがあつた。されば代々の歌人が好むで題詠に歌書に、或は詠じ或は書いたので、いつの間にか鍋祭といへば筑摩社に限られるほどに有名となつたのである。

そして、猶この場合に併せ考へなければならぬ點は、筑摩に近い朝妻の地（現在では兩地が合併して一大字をなしてゐる）が、船の津として殷賑を極め、且つ平安朝の末葉から室町期の中頃まで、朝妻といへば娼婦の代名詞と思はれるほどの溫柔郷であつた事である。今に謠曲「朝妻」に残る棹ノ歌の野曲は、彼の商女達が江を隔て、猶唱へし後庭花の如く、船によつて各地に運ばれたに相違ない。それと共に筑摩の鍋祭の行事が廣く喧傳されたので、かくまで海内に知れ渡つたのである。そして、その結果は「諸國里人談」にあるやうに「筑摩祭、その村の女、

男に會ひたる數ほど、土鍋を作りて、板にとり並べ戴きて、祭の庭は神輿の殿について渡るなり。もし男に會ひたる數を隠すときは、忽ち神罰を蒙ふるとかや。これ即ち罪障懺悔せしめ給へる此神の方便なりとぞ。昔、淫婦ありて、數多の男をせし事を恥ぢて、大きな鍋一つを戴き、男の數ほど小鍋を作りて、大鍋に入子にして人目を隠せしかば、神慮に反きて轉びしに、多くの小鍋くづれ出て恥みたりけるとなり」とまで、誇張さるゝに至つたのである。

二 鍋祭の目的は那邊にあるか

鍋祭の本來の目的は、必ずしも鍋の多少を以て、その婦人の貞操を批判するだけでは無くして、更に一段と神祕なる宗教的要件が伴ふてゐたのである。併しそれを記述する以前に、各地における鍋祭の類例、及び消長に就いて略説する必要がある。即ちこれに由つて筑摩社の祭儀の本質や目的を、やゝ明確に把握する事が出来ると信ずるからである。その意味で姑らく讀者に海容を強ふる次第である。

茨城縣西茨城郡笠間町の氏神社の祭禮には、その年に結婚の新婦が鍋を被つて參列するが、

その數は恰も筑摩祭のそれの如く、初婚なれば一枚、再婚なれば二枚と、結婚した數だけ被るが、稀には三四枚も被る婦人もある(郷土研究一ノ七紙上問答欄)。大阪府豊能郡中豊島村大字長興寺の村民は、早魃の雨乞祭は産土神なる住吉社で行ふが、これにはその年この村に嫁せし新婦の役として、頭に鍋を戴いて神を祈る舊儀があつたが、形ちの見にくいのを厭ふて、近村はこの事を廢止した(攝陽落穂集卷四)。私の手許には僅に此の二例しか書き留めて無いが、此の乏しき二例が投じた暗示から、更にこの祭儀の有してゐる大きな手掛りを發見することが出来るのである。即ち第一は、鍋は被るのが原儀か、それとも戴くのが原儀かと云ふ問題であつて、第二は、この問題に由つて當然惹起するものとして、古く鍋を用ゐなかつた時代は、何物を用ゐたかと云ふ問題である。

然るにこの問題の全貌を明瞭にするには、我國の祭祀と女子との關係を述べなければならぬが、それでは論旨が多岐に涉り、且つ非常の長文になるので省略し、こゝには古く我國の祭祀は専ら女子が従事したものであると云ふ事だけを記すことにとめて(拙著「日本巫女史」參照)、不本意ながらも運墨する。そして、この視角に起つて鍋祭と關係ある他の祭儀——と云ふより

は、鍋祭よりは更に一時代前に行はれたと考ふべきものと比較すると、其古い形式が容易に看取されるのである。長野縣の官幣大社諏訪神社の田遊びの神事は、毎年、舊小正月の夕刻に行はれる。庭燎を焚き獻饌祝詞等の式が終ると、樂舎の内で樂員が神事を擧げるが、先づ樂員等は鉄柄を執つて田返しの状態をなし、次に樂員の一名が婦人の扮装をなし振袖の衣服を纏ひ、頭に綿帽子を被り、折櫃オウビツに鏡餅を盛りたるを戴き、神前にすすんでこれを供へ、その他種々なる儀式があつて終るのである(好古叢誌七篇)。京都府葛野郡七條村大字西七條でも昔は小正月の夜に、頭屋の男子一人が麗しき女の小袖(この小袖はその前年に結婚した新婦の物に限る)を着し、赤い帯を結び、顔に紅粉を粧ひ、大なる盒子コクリに注連を曳いたのを頭上に載せる。これをオヤセと云ふ。外に鋤鎌を持てる者二人、オヤセの前に立ち村中の家に入り耕作の眞似をする。即ち古い田遊びの祭儀の民俗化したものである(年中行事大成卷二)。このオヤセと稱する女装の男子に就いては、記したい事が相當にあるが、今は省略に従ふより外に致し方が無い。大阪府西成郡歌島村大字野里の住吉神社には、一年の祭禮を交代で勤める宮座と云ふ制度があり(拙稿「宮座の研究」参照)、二十四戸を以てこれを組織してゐる。そして、祭禮には交代で六戸の宮座の

家から、月穢なき少女一名づゝ六人を出し、神供四品と御供飯とを盛つた夏越桶サコシヤク、盒子コクリと同物を頭上に戴かせて神に供へる。少女は下髪にして打掛を着するので、これを一夜官女とも一時上臈とも稱してゐる(攝津名所圖繪)。これなどは鍋と夏越桶との相違はあるが、筑摩祭のそれと共通する所がある。兵庫縣武庫郡鳴尾村大字小松の岡神社の御田植の神事にも、社前に供物を獻ずる男子一名は、舊例を以てその年に嫁した新婦の衣裳を着し、供物は盒子コクリに盛り頭上で運ぶことになつてゐる(武庫郡誌)。和歌山縣有田郡の各村で毎年舊正月に行ふ御田植は、相當に大仕掛けのものであるが、この踊の中心となる晝飯持ヒルマデと稱する者は、村内での美男子が女衣の襲ヒラカを着し、丸帯をお太鼓に結び、鬘カマを被り簪カマを挿し、緋の鉢巻をしてゐる(郷土光華號)。この晝飯持ヒルマデは一にオナリドとも稱し、後には田植の折に食事を持ち運ぶ女性のことを云ふやうになつてしまつたが、その元の相カガクは穀神を象徴したものであつて、然もこの穀神を田植の最中に殺す行事が擧げられたのである。豊稔を祈る對象の穀神を殺すと云ふが如き事は、頗る矛盾した信仰のやうに考へられるが、我國の古代にあつてはそれが決して矛盾でなく、穀神である大食津オホツク姫命ヒメノミコトが殺されたとある信仰を、傳統的に保存した類比咒術の一種なのである。是等に就いて

も、こゝに詳記する餘裕を有してゐぬが(拙著「日本民俗誌」参照)、兎に角に晝飯持なる者が、農業祭において、重要な役割を占めてゐたのは事實である。そして、此の晝飯持が食事を運ぶに、盒子に盛り頭に戴いたことは、各地の田植唄からも推測されるし(俚語集参照)、更に手近いものでは静岡縣の官幣大社三島神社の御田植の神事に出る晝飯持を見ても(東海道名所圖繪の挿繪)、その事が知られるのである。更に九州の各地の田ノ神や、奈良春日神社の水屋の夫婦大黒の一方が、頭に盥様の物を頂いてゐるのも、威な晝飯持の系統に屬するものであつて、然も祭る者が時勢につれて祭らるゝ者になつた例である。

斯うした類例は、まだ澤山に存してゐるが、際限が無いので大略にして、その内容に就いて検討する。

各地の神社の祭儀中——特に田遊び御田植の神事に於いて、男子が女装して奉仕するのは、古く我國の祭祀が女性に由つて行はれてゐた事を證明するものであると同時に、頭に供御を盛つた盒子を戴くのは、それが晝飯持の遠い昔の面影を傳へたものである事が知られるのである。筑摩社の鍋祭も又この系統に屬するものであつて、前引の大阪市外の野里住吉社の一夜官

女と全く同じものである。たゞ他地方では概して男子が女子に代り、盒子や夏越桶を用ゐるのに、筑摩社だけが鍋を用ゐた點が相違してゐるのであるが、これとて祭祀史の上から見れば、鍋は却つて新儀であつて、舊儀としては盒子であつたとも考ふべきものがある(拙稿「百合若傳說異考」参照)。猶ほ言へば、筑摩社においても住吉社のその如く、盒子に供御を盛り頭に戴いて神に供へたものが、いつの間にかその事が混び忘れてしまつて鍋と代り、遂に戴くべきものを被るやうに變化させたものと信ずるのである。既載の笠間町や長興寺の鍋祭なども、又これと同じ道程を歩むだものと思ふ。

それでは、鍋の数が貞操の標準となつたのは、如何なる理由に基くのであるか、今度はこれに就いて略述する。

三 鍋祭は處女か否かの試験法

原始神道の觀點から云へば、我國の女性は悉く神子として、神に仕へる義務を負はされてゐた。住吉社の一夜官女はその典型的のものであり、神樂歌にある一夜妻も、その本質的にはこ

れと同じである。そして、神への奉仕の内容が如何なるものであつたかに就いては、こゝに明記するの限りではないが、これに關しては一つの嚴肅なる條件があつた。即ちその女性が必ず處女であると云ふ事である。換言すれば、處女だけが神へ奉仕する資格を有してゐたのである。更に詳しく云へば、大昔には人妻であつても、或る特定の物忌モノイミだに完成（これを身心の復活と考へた）すれば、神に仕へる事を許されたのであるが、時代の降るにつれ、處女を尊重する思想の普及すると共に、一方においては嚴重なる物忌に倦怠を覺えるやうになり、後には神に仕へる者は處女に限ることになり、その結果として、果して處女であるか否かを試験する方法が、民俗的に工夫さるゝに至つたのである。

處女か否かの試験法は、各地方に特別のものが存してゐたやうであるが、今では明確にこれを攻究すべき資料が誠に少い。然るに沖繩縣の久高島では、十二年目毎にイザイホウと稱して、島中の娘をカミアシヤゲ（神事を行ふ齋場）に集め、その庭に高さ二尺ほど、長さ二間許り、幅一尺五寸位の、小さく低い橋のやうなものを平地の上に設け、娘達をして一人づゝ渡らせる儀式を舉行する。然るに同島古來の信仰として、一度でも異性に許した事のある娘は、此の橋を

無事に渡り得ず、必ずや途中で墜落して死ぬと傳へられてゐるので、身に暗い影を持つてゐる娘は、その以前に姿を隠してしまふ（これは娘としては最上の不名譽であつて、此の者は島内では結婚の出来ぬ掟となつてゐる）か、又は暗い影を押し包むで出場しても、神罰を恐れて僅に二尺ほどの橋から落ちて、氣死する者さへあると云ふ事である（女性改造三ノ九）。そして、此のイザイホウなる神事が、その娘の處女であるか否か——即ち神に仕へる資格の有無を試みるものである事は云ふ迄もない。此の試験を無事に通過して、始めて神人（内地の古い神子カミコと同意）となる事を許されるのである。それであるから此の橋を滞りなく渡り得たと云ふことは、久高島の女性にとつては、信仰的にも社會的にも、重大なる意義が含まれてゐるのである。

内地においては私の寡聞のためか、これほど明確に女性を試験する民俗（結婚に就いての處女の試験法は多少とも耳福がある）の存する事を承知せぬが、併しながら久高島のそれと共通したものが、曾て存在したことを想はせる手掛りだけは残つてゐる。即ち各地に傳へられてゐる「裁許橋サイヤコハシ」の由來地方によつては西行橋サイギョウシ、又は西行の戻り橋とも語り歪められてゐるがそれである。熊本縣の官幣大社阿蘇神宮の奥宮へ詣でるには、阿蘇火山から噴出する硫黃の臭

ひを嗅きながら、左京ヶ橋といふ小さな橋を渡らなければ、往けぬやうな道順になつてゐるが、古くからの言ひ傳へに、心の邪慳の女が此の橋を渡ると、神の祟りで結髪が自然に解けるとあるので、此の橋が恙なく渡れるか否かでその女の心の曲直が判るとて、誰もが純眞の氣持となり、敬虔の態度で橋を渡つたとある(阿蘇郡誌)。そして、此の左京ヶ橋が裁許橋の轉訛であることは云ふ迄もなく、然も遠い昔にあつては久高島のそれの如く、處女か否かを試験した、極めて神聖な場所であつたことが知られるのである。更に宮城縣松島の五大力堂に在る小島に架けてある橋も、邪心の女の眼には大蛇に見えて渡れぬと土地の者は云つてゐるが、或は昔は裁許橋のやうな信仰なり民俗なりが有つたのかも知れぬ。猶ほ詳しく尋ねたいと思ふてゐる。

斯うした沖繩のイザイホウや、内地の裁許橋の故事を知つてから、更に筑摩社の鍋祭を見直すとき、そこに自然と結論が湧いて來るのである。即ち鍋一枚を戴く女性にして、始めて神に仕へる資格あるものとした、内地に於けるイザイホウの一種であつたことに外ならぬのである。そして、その源流は他の一夜官女やオヤセや晝飯持と同じく、神子として供御を盛つた盒子を頭上に戴いて、神に供へた祭儀に發してゐるのである。

端午問答

一 端午は支那からの輸入

客あり、來つて私と端午の行事に就いて、問答を試みた。左に掲げたものが、その折の筆録である。

問『五月五日の節句を端午と云ふのは、如何なる理由ですか』。

答『これに就いては、昔から二の説があります。第一は端とは初めの意であつて、五日を祭日とした始めが偶々午ノ日であつた爲めに端午と云ふやうになり、後には午ノ日で無くても端午と稱すること、恰も三月三日が巳ノ日で無くても上巳の節句と云ふ説と、第二は午は五の借字で端午は即ち月の初五の意であるから、五月以外の且にも端午と云ふた例もあると云ふ説です。併し一般には第一説が穩當として承認されてゐます』。

問「それではこの日を節句として祭るのは、我國固有の行事ですか」。

答「いゝゑ、我が固有の行事では無くして、雑祭の原義である贖物の信仰と同じやうに、古く支那から輸入されたものなのです」。

問「支那からの輸入ですか。それなれば如何にしてそんな事が支那に起り、然もそれが我國に渡來したのですか、詳しく承りたいものです」。

答「これは少しく難問なのですが、通説に従ふと楚國の懷王に仕へた賢人の屈原が、讒者のために貶されて江南に遷され汨羅に投じて死んだのを、國人が憐み弔つたのが恰も五月端午の日であつたので、その起原をなしたと云はれてゐますが、必ずしも信用すべき限りではありません。全體、支那では曩に雑祭考にも述べたやうに奇數を尙び、その奇數の月と日の重つた日——例へば一月一日、三月三日、五月五日、七月七日、九月九日を五節として祭つたのです。屈原の故事は此の俗信に附會したものだと思へます」。

二 記録に現はれた端午の故事

問「併し我國でも、昔から正五九の三ヶ月は俗に齋月と稱し、他の月よりは重く見てゐるではありませんか」。

答「さうです。正五九の月は三齋月と云ひ、殊にその中でも五月は一種の厄月であつて、大昔にはこの月には夫婦の語らひを忌み、従つて結婚式を擧げる事を禁じてゐました。だが此の三齋月の思想も支那からの舶載です。但し五月を忌むだのは我が固有の俗信です」。

問「なんだか少しやゝツくるしくて、よく合點が往きませんが、もう少し分り易くお話ししてくださいませんか」。

答「これは御挨拶ですね。それでは分り易くお話し致しませう。那波利貞氏に従ふと、正五九を三齋月として、斷獄せず死刑を行はぬ俗信は、もと支那の北方に居る滿蒙民族の間に起つたのが、後に中央支那に移つて一種の風俗となり、それが我國に輸入されたのだと云ふ事です（雜誌支那學連載）。更に折口信夫氏に由ると、我國は毎年五月になると霖雨が續き、所謂、梅雨期に入りますが、古代人はこの梅霖を天の啓示に由るものと考へ、その期間中を謹慎してゐた。即ちこれを雨愼と稱し、この期間中は性交を戒め、婚姻を行はなかつたとの事です（雜誌日

光掲載。併し双方とも端午には直接關係が無いので、この程度にとどめます。』

問「それでは端午の故事が、我國に輸入されたのは何時頃の事ですか。』

答「それは明確には判然しませんが、記録に由ると聖武天皇の天平十九年(皇紀一四〇七年)五月五日に、天皇が南苑に御し騎射走馬を觀られたが、その折に太上天皇(元正女帝)が『昔者五日之節、常用_二菖蒲_一爲_レ纒、比來已停_二此事_一、從_レ今而後、非_二菖蒲纒_一者、勿_レ入_二宮中_一云々』と詔があつたと傳へてゐます(續日本紀)。併しこの詔勅に『昔者』云々とあるので、この風俗が天平十九年以前から存してゐた事が知られますと同時に、端午を祭日とした事がこれより古い輸入であるのが併せ知られるのです。全體、風俗の輸入などと云ふことは、他の事物の舶載とは異り、さう紀年的に判然と知ることには出來ぬのです。一二の例を挙げますと、漢籍は應神朝に輸入されたと文獻には見えてゐますが、實際はそれより古く我が神代だと云ふことです。更に佛教の渡來は欽明朝であると記録に載せてありますが、これも實際はそれより古い繼體朝まで溯ることが出来るさうです。我國のやうに太古から支那と直接間接に交渉を有してゐた國柄にあつては、風俗の移入は案外古いのでは無いかと考へます。既に「本朝月令」に載せた天平

勝寶五年(皇紀一四一三年)正月四日の勘奏に、楚の屈原の故事を長々しく引用して端午の由來を説明してゐる所を見ると、思ひ半に過ぎるものがあると考へます。』

問「さうすると端午の行事は、先づ宮中に輸入されてこれを行ひ、後に民間に普及されるやうになつたと考ふべきか、それともこの反對に先づ民間に輸入され、後に宮中に用ゐられるやうになつたと見べきですか、その先後が承りたいものです。』

答「これ、何れとも確然とは申上げられません、大體に於いて先づ宮中に採用され、後に民間に移動したものとする方が穩當だと考へます。』

三 菖蒲・蓬の俗信と粽・拍餅

問「端午に菖蒲と蓬を軒頭に挿す理由、及び菖蒲酒、菖蒲湯、菖蒲枕など云ふて、菖蒲を珍重する理由は、何事に基因するのですか。』

答「此の二つも俗説に由ると、屈原の故事から出發してゐるのです。即ち菖蒲に就いては「朗詠集鈔」に、屈原が恨みを懷いて死んだが、その怨靈が毒蛇となり楚國を滅した。然るに楚國

の智臣が怨靈を降伏させる呪術を考へて、彼の毒蛇の頭は赤く身は青く、恰も菖蒲の根が赤く葉が青いのと同じやうである。それ故に菖蒲を毒蛇と見なし、これを刻むで酒に入れて飲み、又は身體に纏ふたら降伏すべしとの事で、菖蒲酒や菖蒲縷が起つたのだと云ふことです(滑稽雜談所引)。それから蓬に就いては、支那の「風土記」に「端午以艾爲虎形、或剪綵爲虎粘艾葉戴之」とあります。蓬も艾も同じヨモギですから、これでその意味は判然します。この艾虎が後には艾人(草人形)となり、戶外に立て、置くやうになつたのです。道眞公の「菅家文草」に艾人の事が見えてゐますので、その古い事が判然します。併しながら菖蒲も蓬も共に藥草として、古くから邪鬼を拂ひ病魔を追ふ呪力あるものとして、強い俗信があつたのです。追儼の折に桑の弓と蓬の矢を用ゐることは、支那にも我國にも行はれたものです。従つて、菖蒲酒や菖蒲縷の故事は全く附會の妄説であつて、正しくはこれを以て邪魔を拂つた民俗に由来するものと考へます。安部晴明の著作と云はれる「金烏玉兔集」に「菖蒲粽は巨旦(中山曰。こゝでは疫神の意)の髮鬢」とあるなどは、荒唐無稽にして採るにたらぬ妖説です」。

問「粽や柏餅を食ふのは、どうした譯ですか」。

答「粽は一名を角黍とも稱し、支那のそれを眞似たものです。柏餅の由来は寡聞のためよく分りませんが、恐らく粽を古く菰ノ葉で包むだのを、我國で後に柏ノ葉に包み、それが後に餅となり此の習俗となつたものと考へます。村瀬栲亭の「秋苑日涉」に粽の種類を多く挙げたうちに「以三竹葉裹者曰三竹筒粽、以三菰葉裹者曰三青菰角云々」とあるのは、その旁證とすべきだと思ひます」。

四 武者人形の起原と鐘馗の故事

問「端午に鎧、兜や武者人形を飾るのは、何か故事のあることですか」。

答「この故事に就いても、支那起原説と本朝起原説との二つあります。先づ支那説を述べんに「荆楚歲時記」に、例の屈原の横死を弔ふために競渡とて、國人が船の競漕をした風俗が、我國に移されてから競馬となり騎射となり、更に尙武の國風と相俟つて鎧兜を飾り、後に武者人形とまで變化したと云ふのです。次に本朝説を述べんに、これには又二つの説があります。第一は城南藤ノ森社の祭神とある早良親王が、外敵を掃蕩するために出陣したのが五月五日だ

つたので、それから端午に武具を飾るやうになつたと云ふ説と（藤森社縁起）、第二は洛北賀茂神社の競馬が此の日に行はれるので、それが何時か此の風俗となつたと云ふ説です（菟苑日渉）。併しこの三説とも確實な證據がある譯でも無いのですから、本當の事は今からは判然せぬと云ふのが正當です。たゞ強ひて言へばこの日は既載の如く艾人として、蓬で拵へた人形を軒先に立てる習俗がありましたので、この人形に弓を持たせたり刀を挿させたり、それは今に見る案山子のやうに、種々と趣向を加へたことが因縁となり、遂に武者人形にまで發達したのではないかと想ふことです。それは「日本歳時記」の菖蒲兜太刀の事を云へる條に「この事、昔は厚き紙に人形を彫りつけ、薄き板を兜の形に拵へ、或は菰の葉にて馬を作り、或は木を以て人馬の形を刻み（中略）、戶外に立て侍りし」とある（骨董集所引）、その源流の艾人に溯るとき斯う考へることも許されるのではないかと信じますが、詮するにこれも想像のことゆゑ試みに述べるだけです。

問「それでは鐘馗を幟に畫くのは、どうした由來があるのですか。これも支那からの傳來ですか」。

答「勿論その通りです。鐘馗の故事に就いても種々なる説が行はれてゐますが、これは唐の玄宗皇帝が夢で終南山の鐘馗の靈が虚耗の鬼を退治する所を見て、繪に描かせたのが始まりだと云ふ説が一般に行はれてゐます（海録その他）。即ちこの夢物語の鐘馗が支那から輸入されて、今に端午の飾物に巾を利かしてゐるのです。更に瀧澤馬琴の研究に従ふと、鐘馗とは菌の名であつて、その菌の靈が化けて鬼を捕へたのを夢に見たのだと云ふことです（燕石雜誌）。併し何れにしても夢の事ですから、深い詮索は無用と思ひ概略に致します」。

五 端午の兒戯と古風俗

問「昔は印地打と稱して、端午に小供や大人が石合戦をしたさうですが、これにも何か由來のある事ですか」。

答「印地打と云ふ語の由來は、今に判然しませんが、石合戦は近年まで、各地に行はれてゐました。一條兼良の「世諺問答」にこの事の起りを記して「昔、左右近衛の馬場にて、馬に乗りて弓射し事の侍るなり。ひをりの日など申すにや。これ等を印地の始とは申すべからん」と云

ふてゐますが、何だか物足らぬ思ひがします。猶ひをりの日の考證もありますが略します（比古婆衣参照）。然るに今村軈氏の研究に由ると、此の石合戦は朝鮮より我國へ輸入されたものなるべしとて、澤山の資料を挙げた後に、結論として『この日本の俗は、朝鮮から傳來したものと、推定せざるを得ぬ。インチ（印地）なる言葉は、朝鮮語ヒョンチョン（邊戰、石合戦の意）の訛りであると思ふ』と述べて居られます（朝鮮漫談）。少しく食ひ足らぬ所もありますが、参考までに申添へて置きます。』

問『支那だけでは濟まず、倒々、朝鮮まで引合ひに出る事になりましたネ。季題の研究も中々六つかしいものですか。』

答『さうです。中々大へんなものです。俳諧の季題でも佛教關係の佛生會、彼岸會などは印度に、キリスト教關係の繪踏、降誕祭などは歐洲に交渉を有し、全く世界的のものです。そして朝鮮系の行事は相當に多く輸入されてゐますが、これに就いては又の機會に致します。』

問『昔は端午の日に、樂玉とて長命縷を繫いだものを用ゐたと聞いてゐますが、そんな事があつたのですか。』

答『確にありました。かの「枕の草紙」に「五月云々。后宮などには、縫殿より、御樂玉とて、いろいろの絲を組さげて參らせられたば、御几帳たてまつる、母屋の柱の左右につけたり」と載せ、この外にも澤山の文獻があります。古くから行はれたものです。そして樂玉も長命縷も支那のものである事は云ふまでもないのです。』

問『まだこの外にも、端午に伴ふた行事がありますか。』

答『大昔には菖蒲の根合、草合などがありました。今では全く混びてしまひました。然しこれを要するに、端午の節句、及びこれに伴ふ多くの行事は、概して支那からの輸入であります。これを攝取した我國が長い間に咀嚼し消化して、全く我國のものとしてしまつたのです。こゝに我が國民性の偉い所があるのです。』

客やがて辭し去る。果して私説を首肯せしや否や、聴きたゞしと思ふてゐる。

（以上。俳諧季題の民俗學的研究、雜誌「半面」連載）。

衣食住の民俗と傳説

262

我國の衣食住に關する民俗と傳説と云ふ命題の下に、少しく述べてみたいと思ふが、こゝに敘述を組立てる便宜上、少々、順序を変更して、第一に食物、第二に衣服、第三に住居の順ですゝめたい。

一 食物に關する民俗と傳説

農耕民族は、世界の各地にあるが、我國の如く米を主食とする稻作民族にあつては、また特殊の民俗と傳説が伴ふて居る。

我國の稻の起原は、神代の傳説——即ち神話に由ると、豐受大神の御遺骸から、他の麥や粟や、稗や豆など、一緒に發生したものであつて、ソノ稻を長くも天照大神が「うつくしき蒼生アラヒトクサの食ひて活くべきものなり」とて水田に作られ、その後天孫瓊々杵尊が、此の豐蘆原の瑞

穂ノ國に降臨せらるゝ折に、特に天照大神が皇孫に對し「吾が高天原に御す齋庭イハヒノの穂を以て、また吾が兒に御せまつる」と勅して授けたまひ、皇孫はこの稻穂を將來して、我國に播種されたのである。されば我國では稻を神と崇めて稻荷神と祀り、佛教渡來後は米を菩薩ボツサツまたは舍利セリと稱へるのが、吾が國民の常識となつて居たのである。吾等が此の國である高天原に於いても、如何に稻作に重きを置いたかと云ふ事は、天忍穗耳尊オシホミミ、日子穗々瓊々杵尊ヒコホヒノ、日子穗出見尊ヒコホヒノなど云ふ御代々の御名が、悉く稻に關するものである事からも拜察されるのである。従つて、吾が國民が稻を造り米を食ふたびごとに、天照大神及び豐受神の神徳を稱へ、併せて有難き國體の精神を養ひ來たのである。

稻が天から降つたと云ふ傳説は各地にある。これは即ち稻が高天原から將來された事を反映して居るのである。例へば、出雲國飯石郡多根村は、國造りの大神である大穴持神と少名彦神とが、天下を巡行せし時に、稻種を落したので、かく村名を稱すと傳へ、石見國安濃郡長久村ナガヒサ大字稻川イヌガハは、神代の大昔に稻荷神が、天から稻穂を持ち降り、稻作の方法を國民に教へた地であり、今に神教カミノシラシへ田タと云ふのが残つて居る。また、飛驒國吉敷郡細江村大字數河の種元神社は、

263

同じく神代の大昔に、五穀の種子が降つたので、それを神に祀つたものと云ひ、羽前の米澤市は、これも大昔に、桃の實のやうな大きな米が天から降つたので、米澤の地名を負うたと傳へて居る。

斯うした大粒の米が、天から降つたと云ふ傳説も、また各地に存して居る。伊勢國河藝郡稻生村大字稻生の稻生神社は、太古に長さ一寸八分の粳種が此處に降つたのを神に祀つたもの、同郡黒田村の稻降神社は、延喜神名帳にはミネフリ神社とあるが、社傳に由ると、この神が鶴と化し、天から稻穂を咬へて来て、此處に落したので稻降神社といふとある。鶴が稻穂を咬へて来たといふ傳説は、まだこの外にもあるが、それに就いては後に言ふとして、モウ一つだけ大きな米粒が天から降つたといふお話を述べる。

それは駿河國富士郡加嶋村大字本市場に米宮山清源寺と云ふ寺があり、そのお寺の隣に米ノ宮淺間神社と云ふ社があり、又その附近に天白神社と云ふ祠がある。大昔にこの地へ天から長さ一寸ほどの米が三粒降つたのを、一粒は清源寺へ、一粒は淺間社へ、残りの一粒は天白社へそれぞれ納めたが、天白社だけ今に残り、他の米粒は紛失してしまつたと云ふことである。

それから鶴が稻穂を咬へて来たと云ふ傳説で、尤も有名なのは志摩國の伊雜宮の山來である。これは景行天皇の御世に倭姫命がこの地にお出でになり、鶴が二本の稻を育て、居たのを御覽になり、その鶴を穗落シ神に名づけ、伊雜宮に祀つたと云ふことである、この傳説は、吾が國で稻ノ神を大歳ノ神とも申すので、大歳神から穗落神への民間信仰の過程を物語るものとして注意すべき傳説である。

上總國市原郡平三村大字米原の梗通山大通寺の寺領に植える稻ノ實は、非常に大きくて昔は一粒づゝ炊いて佛に供へたと云ふが、近年は漸く小さくなり、それでも普通の米粒に數倍して居る。鶴が咬えて来たと云ふので、稻の名を『鶴落し』と云ふて居る。播磨國飾磨町の大歳神社は、これも大昔に一羽の鶴が五穀の種を咬えて天から飛び降りたので、神に祀つたのであると傳へて居る。まだこの外に鶴が稻穂を落したと云ふ『穗落し』傳説は各地にあるが、他は姑らく省略する。

それでは、斯うして稻種が天から降つたの、又は鶴が稻穂を咬へて来たのと云ふ傳説は、果して何事を示唆して居るのかと言ふと、これはごく古く我國には、粟や黍は有つたが稻は無く、

外國から輸入されたことを意味するのであつて、殊に我國へ飛んで來る鶴は、朝鮮から來るのが多いので、鶴が稻穂を咬へて來たと云ふのは、我國の稻は朝鮮から輸入されたことを意味するものであると考へる。

我國には各地に野生の稻が在つたと云ふ傳説があるが、遽に信用する事は出來ない。よく昔から言はれて居ることであるが、若し我國の古代から稻が在つたとすれば、それが國名に残るべき筈であるのに、粟ノ國や黍ノ國（今の備前備中備後）が在るにもかゝらず、稻ノ國名の無いのは、古く我國に稻の無かつた證據と云ふのは、兎に角に參考すべきことと信ずる。

斯うして稻の無かつた我國へ、天孫瓊々杵尊が、高天原の齋庭の稻穂を將來されたのであるから、日本國民である以上は、深くその御恩を思はねばならない。それと同時に我國の信仰から云へば、齋庭の稻を作り米を食ひ生命を維ぐと云ふことは、とりも直さず神々を食ひ神々に合體すると云ふことになるのである。語を換へて言へば、稻は豐受神であり、稻荷神である。従つてこの稻を食ふことに由つて神に通じ、こゝに神と人とが一體になると云ふ信仰があり、祭典の式後に「直會」と云ふことが發生するに至つたのである。猶ほ水や酒などの飲みものに

就いても述べべきであるが、こゝには省略して第二の衣服に就いて述べる事とする。

二 衣服に関する民俗と傳説

我國の衣服の原料である絹の蠶は、前に申上げた稻や麥や牛馬などと同じく、豐受神の御遺骸から生じたことになつて居る。しかし、絹が織物となり衣服となつて、人間に用ゐられるやうになつたのは、應神天皇の御宇からだと言はれて居る。

それでは其の以前の原始時代には何を衣服として着て、冬の寒さを防ぎ夏の暑さを避けたかと云ふに、冬は獸の皮や鳥の羽を着し、夏は麻の布を着たやうである。少彦名命が鷓鴣の羽を着たとあり、また積羽八重事代主命の積羽八重とは、鳥の羽を七重八重に積み重ねたと云ふ意味だと考へる。更にまた我國の機織の祖神である天日鷲命に木綿を織らせ、長白羽神に麻布を織らせ、天羽槌命に文布を織らせたと言はれるが、この日鷲とは鷲の羽、長白羽及び羽槌の兩神名とも、鳥の羽に由縁があるやうに考へられるので、この三柱の神は、古い服装のまゝで新しい織物を作つたやうに想はれる。換言すれば、この三柱の機織が、獸ノ皮や鳥の羽から麻布や文

布への、移り代りの時だと考へられるのである。

そして、この木綿は、後世には木綿幣、木棉襪などと稱して、専ら神事に關して用ゐられたが、木綿とは楮の纖維で織つたもので、次に麻、苧、藤、栲、葛などの纖維を利用するやうになり、荒妙とは荒く織つたもの、和妙とは和やかに細く織つたもの、白妙とは白く晒したものを云つたものである。また倭文布、綺布など云ふのがあつたが、倭文布は麻の緯を赤、青、黄などの色糸に染めて横縞を織りたるもの、綺布とは絹糸を色々に染め、幅せまく自然の文様を織り出したものである。

それでは我國の衣服の最初は、如何なる恰好をして居たかと云ふに、それは「千早」と稱して、長い布をグルグル身體に巻つけたゞいで、まだ裁つとか縫ふとか云ふ裁縫の技術は無かつたと云ふことである。常陸風土記の久慈郡太田郷、長幡部神社の條に、崇神天皇の御宇に綺姫命が、この地に機殿を造り立て、初めて織られたが、この機は織るに従つて自然と衣服となり、更に裁ち縫ふ必要がなく、且つ織るときに容易に人に見られぬやう、戸を閉ぢ内を暗くするので烏織と稱したが、如何なる刃物でも截ることの出来ぬ、強い布であつたと傳へて居る。そし

て、この「織るに従つて自然と衣服となり、少しも裁縫の必要が無かつた」と云ふのは、或は布の中央に穴を明け、そこから首だけ出して着る「貫頭衣」と云ふものでは無いかと想はれるのである。また烏織とは黒無地と云ふ意味だと考へられる。

全體、我國の衣服には北方系のもものと南方系のもものとが、併び行はれて居たことは改めて言ふまでも無いことである。前に申した「千早」や「貫頭衣」は即ち南方系のものであつて、上に筒袖やうなものを着て、下にツボンやうなものを穿いた、所謂「上下服時代」の衣服は即ち北方系のものである。更に襟の附け方から見ると、方領と盤領との二種があり、前者は襟を角に入れて左右から垂れ氣味に合はす襟付で、後世の小袖などの襟がこれであり、後者はこれと反對に襟を丸く取り、後世の狩衣などの襟がこれである。そして、上と下とが別々であつた上下服時代には、この二つの襟付が同時に行はれたのである。

然るに應神天皇の御世に百濟國から裁縫に巧みなる工女が來朝し、次で雄略天皇の御代に吳國から漢織、吳織、及び衣縫の兄姫、弟姫などが來朝したので、我國の織物や衣服の仕立方も大きに變化して、こゝに「唐衣」と云ふ服裝が工夫されるやうになつた。猶ほこの吳國から織

物が輸入され製法が傳來したので、今に織物類を「吳服」と申すのだと云ふて居る。

それでは「唐衣」とは、如何なる服装であつたかと云ふに、萬葉集に「から衣、裾のうち交へあはねども、異しき心を吾が思はなくに」とあるやうに、これまでの上と下とが別々になるものとは異り、一枚の長い着物で裾が附くやうになり、また筒袖でなくして廣袖になり、袂まであるやうになつた。同じ萬葉集に「風の音の遠き吾妹が着せし衣、袂のくんだり糺ひ來にけり」とあるのが、即ちそれである。そして、斯うした變遷を経て唯今の「小袖着物時代」になり、更に「和洋服時代」となつたのである。

然るに古代の人々は、この衣服に一種の呪力——即ち厭勝の力のあるとなし、これに種々なる信仰を捧げるやうになつた。殊にその中でも袖を神聖なるものとして、或る場所で轉ぶと三年のうち禍が來る、それを免れるには着て居る衣服の片袖を取つて其處へ置くと云ふ、俗に「袖モギ」信仰と云ふことが行はれたのである。然もこの信仰は誠に古いものであつて、今から千二百年ばかり前に作られた短歌に「逢はなくにタトを問ふと幣に置く、吾が衣手は又もつぐべき」と云ふのが萬葉集に載せてあり、素性法師の作である「手向にはつどりの袖もきるべき

に、紅葉にあける神やかへさむ」と云ふ歌が古今集に見えて居る。そして、この轉んで悪いと云ふ場所は各地にあるが、そこをコウロギ橋、又は三年坂と云ふのである。東京九段中坂下のコウロギ橋、加賀の山中温泉のコウロギ橋、奥州秋田のコロッキ橋、また東京芝高輪の三年坂、京都清水の三年坂などであつて、コウロギ橋は轉び橋の轉訛で、三年坂は三年のうちに禍が來ると云ふ意味の地名なのである。それから昔の人は、夜分に外出して流れ星を見ると「たまは見つ主は誰とも知らねども、結びとめたる下がへの棲」と云ふ歌を誦し、男は左、女は右の下棲を結ぶと云ふ厭勝を行つたものである。

今度は少しく話題を代へて、現今の常民の衣服の大部分を占めて居る「木綿」に就いて述べてみよう。

古く我國には木綿は無かつたのである。それが今から約一千百年ばかり前の桓武天皇の延暦年間に、三河國へ崑崙人が漂着し、その者が木綿の種を持つて居たので、それを各地へ栽培したのであるが、氣候の不順のためか地味に合はなかつた爲めか、幾もなくして絶えてしまつた。それが今から約四百五十年前の室町時代の永正頃に支那から木綿の種が渡り、今度は栽培に成

功し、段々と各地に移し裁られるやうになつたのであるが、しかし、それが綿に造られ絲に績がれ、常民の衣服にまでなつたのは、室町時代の末頃か江戸時代の始め頃である。されば木綿の普及されぬ前は、常民の衣服は前に申したやうに麻、苧、栲などの纖維で織つた布を着て居たのである。それ故に寒くなると、その綿を入れて無い衣服を幾枚も幾枚も重ねて着たものである。今に阿波國の祖谷などで、冬になると『今日は五枚の寒さだ、イヤ今日は七枚の寒さだ』と云ふのは、即ちこの古い幾枚も重ねて着た時代の言葉が残つて居るのである。蒲團に綿を入れるなど云ふことも、常民には二百年そこそこのことで、それ以前には布の中へ蒲の穂や藁のシベなどを入れ、それに包まつて寝たもので、現にフトンと云ふ語に蒲の字を宛てゝ居るのはこの爲めである。奥州の昔話に、藁の中へモグリ込んで寝るので、藁を蒲團と呼び習はして居るので、或る日、父親の袖に藁の附いて居るのを見た子供が大聲で『お父さんの袖に蒲團がくつついて居る』と叫んだと云はれて居る。實際、昭和の現代でも、青森縣二戸郡の某村の如きは、百四十五戸のうちで藁床の家が百十四戸ほどであると報告されてゐる。平安朝時代の身分ある男女の後朝の別れと云へば、洵に艶しく且つ優美に聞えるのであるが、事實は敷く蒲團もなく、

お互ひの着て居る衣物を懸けて寐て、朝になつて又た元のやうに衣物を着るので衣々の分れであることを知ると、冬の寒さに色も戀も凍つてしまふのではないかと想はれる。衣服に就いては、まだお話しすべき事もあるが、この程度にとどめて次の住居の話にすゝむことゝしよう。

三 住居に関する民俗と傳説

古事記を読むと、大國主命が須佐之男尊の轉寐してゐる間に、尊の長い髪の毛を「室の椽毎に結びつけて」お逃げになると云ふ一條が記してある。そして、この事は如何に素佐之男尊の髪の毛が長かつたにせよ、室の椽毎に結びつけらるゝ筈がないので、これは穴居——即ち豎穴の住居であつた爲めに、斯うしたことが出来たのであらうと云はれて居る。またこの大國主命は一名を大己貴命とも云ひ、これに大穴持の文字を充て居る處から見ると、やはり穴居生活をなされたやうに拜せられる。

實際、我國の古代には穴住の民族は、決して少くはなかつたのである。神武天皇が大和の

吉野にお出でなされた時に、「尾のある人間が、井戸から出て來ましたが、その井戸が光つて居た」ので、天皇は不思議に思召され「汝は誰ぞ」とお尋ねになると、その者「僕は國ツ神、名は井氷鹿と申します」と答へたとの事であるが、この井戸も又た竪穴住民であつた事は、言ふまでもない。今に家の内へ這入ると云ふ語は、古い穴居時代に、穴へ人間が這つて入つた時の語が残つて居るのだと云ふことである。

従つてこの時代には建築と云ふほどの物はなかつたのであるが、その竪穴住居の雨露を防ぐために「ト屋」とも云ふべき、極めて簡單なる物が造られ、これが嚆して「天地根元宮造」の基礎となつたのであるが、斯くて在る間に天孫系の「切妻式」の家屋の建築が輸入され、この影響を受けて國ツ神系の竪穴が「吾妻屋式」の建築となつたのである。工學博士伊東忠太氏の研究に従ふと、畏くも伊勢の皇太神宮に於ける棟持柱式の建築は、支那の雲南から緬甸の東北國境（佛印地方）にかけて住んで居るシャン民族の建築と似て居るとの事であり、また文學博士喜田貞吉氏の考證に依ると、切妻式は眞家と稱し伊勢大和地方に多く、吾妻屋式は四方流れと云ひ全國的に存して居ると云ふことである。そして我國の民屋は、概ねこの二つの形式が基礎と

なり、これへ大陸からの佛教建築の影響を受け、更に其の地方の氣候や風土の關係を參酌して、現今のやうな其の地方限りの特殊の建築が、發明工夫されたものと考へられる。

大國主命が、天下の政權を天孫にお譲りして、天ノ日隅宮に隱退せられるので、命のお住居を建てる事になつたのであるが、日本書紀に由るとこの宮は「千尋の栲繩を以て結ひて百八十級にせん。柱は則ち高く太く、板は則ち廣く厚くせん」とあり、現在の出雲の大社が、その遺風を傳へたものと云ふて居るが、これで大昔の貴族の住宅の有様を偲ぶことが出来る。

昔は、新しく家屋を造ると「室祝」と稱へて、恰も今日の「新宅祝」と同じやうな祝儀が行はれた。畏きことであるが、顯宗天皇が播磨國縮見ノ屯倉ノ首の家に潜龍の折に、室祝の歌として、

築立つる柱は、この家君の御心の靜なり。

取擧ぐる棟梁は、この家君の御心の林なり。

取置ける椽椽は、この家君の御心の齊なり。

取置ける蘆葦は、この家君の御心の平なり。

取結べる繩葛は、この家君の御命の堅なり。

取葺る萱は、この家君の御富の餘なり。

云々と詠はれたと云ふ事である。

現今でも「新宅祝」又は「移轉宅」の祝儀は、種々なる形式で行はれて居るが、こゝに代表的ものを挙げると、駿河國安部郡地方では住宅が竣工すると吉日を選んで新宅に移り、家主は大工親族知己及び組合の人々を招き酒宴を開く。當日は屋内に爆竹を行ひ浄め、竈を造り青竹を焚き小豆粥を煮て啜る。粥の中には錢または小石を入れ、神棚及び家の柱ごとに供へる。これを「柱譽」と云ひ、この粥を「家移粥」と云ふ。その粥のお初を取つて、來賓中の古老または年長者二人が、先づ大黒柱に箸で塗つけ、

この御柱は目出たいな。鶴は千年、龜は万年。東方朔は八千年。浦島太郎は百六ツ。この御柱は八百八十年。現代々係彦やしやごまで、福つく徳つく幸ひつく。八棟作りに苔打生えて、延命長者のわたまし粥啜らう。

と唱へる。これに續いて一同が異口同音に、「吾等も後から啜らう」と叫ぶこと三回で次ぎの柱

に移り、同じ事を繰返して柱毎に粥を塗つけ、再び大黒柱に戻つて同様の事をして終りとする。

また肥前天草島ノ一町田村では、新宅祝には先づ粥を炊き、それを持つて屋ノ棟に昇り、杓子で粥を口に含み、四方に向ひ吹き散らす、其の時の唱詞は、

そもこの家と申するは、黄金のたるきにひわだるきはり、八間に十六間、造ればせばし又せばし。尾上の隅によし、植ゑて、人よし我よし世間よし、かひの口の甲斐十郎は、か
いやほしゆはなつかし。

と云ふ。元よりそれとこれとを比較するのは恐れ多いことであるが、その心持に於いては、全く同じことゝ信ずる。

家屋の新築に就いては、その地方々々の縁喜や厭勝がある。岩代國の各郡村（但し福島市と信夫郡を除く）では、家屋の棟上げ式の日、村の長老二人が沐浴齋戒して、松の大木で子孫繁昌を意味して三尺位の「山ノ神」の神體を造り、新宅の屋の棟に縛りつける儀式を行ふ。然もこの式は頗る嚴肅なもので、建築主の妻か娘がこの神體を背負ひて楷子を昇り、棟木へ縛りつけるのである。これは火防の厭勝ださうである。沖繩の石垣島では棟上式に鹽一包み、蒜根

一類を棟につるし、中柱の土臺下に土公神を祭るとて、蛤、蟹、生卵、皮物、芋麻、鹽漬の牛肉、白米、御酒、鐵類を供へ、土中に埋めるさうであるが、内地では柱を建て、それへ扇、鏡、櫛、紅、麻などをつけて祝ふことは、殆んど全国的に行はれて居る。

栃木縣の足利市では、昔は倉庫を建てると、同市に近い梁田村の郷社御厨神社に參詣し、境内の土ひと握りを受けて歸り、それを壁土に混ぜ入れて塗ると火災を免がれると云ふ信仰があつた。また加賀國能美郡では、家屋や土藏を新築するときは、魚の鱗を梓に盛つて、四五日中これを柱に結んで置き、後に人に知れぬやう河に流すと云ふことである。

そして、斯うした建築の材料となる檜や杉が我國に無かつたので、素佐之男尊は神子の五十猛命をお連れになり、今の朝鮮へお渡りになつて、檜や杉の苗木をお持歸りになり、我國の各地へ植林したと云ふことである。されば建築にあつても他の食物や衣服と同じやうに、神々の有難き恵みに浴して居る次第である。

これを要するに、我國に於ける衣食住の民俗や傳説は、その源流に溯ると、悉く神々の恩頼に因るものであつて、こゝに我が建國の特殊性と、國民の特殊性が知られるのである。准后

親房卿の神皇正統記にも「朝夕に狹田長田の稻の穂を食ふも皇恩なり、晝夜に生井榮井の水の流れを飲むも神徳なり」と記されたものも、亦たこの意味に外ならない（AK放送）。

三度死んだ將軍家康

濡れ衣を着せられた家康

徳川家康と云ふ爺さんは、軍略家としても政治家としても、慥に我國第一流の人物とは考へるが、人間としては餘り好意の持てぬしろものである。よく世間では家康を目して狸爺のなんのと綽名してゐるが、狸としても驅け出しのやつではなく、まづ山千の古狸であることは云ふまでもない。天下が欲しいばかりに義理も人情も糸瓜の皮ほどにも思はず、まるで赤ん坊の手を捻ぢるやうにして、孫女の婿である秀頼に詰腹させ、豊臣家を亡した處などは、狸よりは狼の方に近い遣り口である。

併し、家康が餘りにも功を急いだ爲めに、思ひも寄らぬ幾つかの濡れ衣を、着せられて居ることもある。一例を挙げると、家康が謀臣の本多正信に命じ、茶の會に托して加藤清正、淺野

幸長その他の荒大名を、毒饅頭で殺させたと云ふが如きはそれである。成る程、清正の死因は毒は毒だが饅頭ではなく、朝鮮滯陣中に背負ひ込んだ韓瘡であつて、今日で云ふ腦毒症なのである。幸長の死因は何ンであつたか深く究めぬが、倅の紀伊守は當時の女歌舞であつた南無六字右衛門の梅毒を引受け、これも腦疾で勝負がついて居る。全體、あの頃は武家階級に梅ノ毒が猖獗を極め、家康の實子で秀吉の猶子となつた結城秀康も、出雲お國に關係して鼻の障子を夏冬とも明け放して遂に狂死し、その弟である二代將軍秀忠は淋しき病にかゝられたと、徳川家の「御日記」に載せてあるのだから嘘ではあるまい。家康は古今無類の後家好きであつたから、毒の方は心配はなかつたが、その代り鯛の天麩羅に中毒し、大腸カタルで往生をしてしまった。さうして見ると矢張り毒ノ氣が離れぬやうである。

元康時代に一度死んだ家康

これは飛んでもない方面へ筆路が脱線したが、兎に角に毒饅頭など云ふ誤解を受けてゐたのは事實である。そして、先年、某氏が「史疑」と題せる書物を著述して、將軍家康は願人坊主

の後身だと考證して居る。もう三十年も前に讀んだのであるから、委細の點は忘却してしまつたが、それに據ると本當の家康は、まだ元康と云ふた頃に急死したが、しかし、主人が死んだとあつては、徳川家の破滅となるので、智謀の家來が脳味噌を絞つた揚句に、元康によく似た願人坊主を連れて來て身代りとしたのである。それが爲め今に家康の肖像繪として残つてゐるものは、いづれを見ても悪相、卑相、稀には貧相なるものさへあり、到底、高位高官の人相では無いと云ふのが、結論であつたやうに記憶してゐる。

勿論、此の考證は學問的には無價値であつて、全く論にも評にもかゝらぬものである。されば序文を書いた重野安釋先生も、賛成したやうな否定したやうな、妙な態度であつたと記憶する。實際、人相がよろしくないから願人坊主の後身だらうは、家康にとつては誠に迷惑千萬の話で、唐人ですら面を視て其の人を計るは智の太だしきなりと云ふてゐるほどだから、況んや日本人においておやと云ひたい處である。尤も家康の何代前かの先祖は、願人坊主と同じやうな六十六部であつて、松蟲鉦をチンチン叩きながら諸國を遍歴し、その揚句に三河の松平村とかに土着したのだと云ふから、家康の面相に六十六部と同類の願人坊主が現はれて居たとて、

少しも不思議ではないのである。

逃走傳説の主人公としての家康

私は歴史家でないから、別段に家康を研究したものでも無ければ、また研究しやうとも考へぬが、たゞ書物を讀むことが好きなため、手當り次第に讀み耽けるうちに、家康と云ふ人物が、不思議にも諸方を逃げ廻り、ヤレ柴船の中へ隠れたの、ヤレ坊主に救はれたの、ヤレ俵の中へ逃げ込んだのと、所謂、逃走傳説とも云ふべき物語に、取圍まれて居ることに氣付いたのである。勿論、これ等の話は史實で無くして、傳説であることは言ふまでもないが、しかし、全部が全部、作り話でも無いやうにも思はれるが、今はさうした詮索には觸れぬこととする。

家康は若冠十七歳に大高城兵糧入の初陣より、老齡七十四歳の大阪陣まで、大小三十二回の戦争に出かけて居ると云ふから(三河物語)、勝つたり負けたり、追つたり追はれたりしたとし、元より怪しむにたらぬ話であつて、逃げるも隠れるのも戦場の習ひと云ふべきである。

殊に家康は若い頃から海道一の弓取と云はれ、身長は餘り高くなかつたが音聲は頗る高く、

戦場で諸軍を指揮するときには、十七八町も響いたと云ふことである。それに家康には妙な癖があつて、戦場で諸兵の駈引を命令するのに、金きり割りの采配を用ゐることなく、右の手を拳に握り、盛んに鞍壺を叩くので、そこにタコが出来て居たさうである。或書物にそれを形容して「怒れる阿修羅王の如し」と記述して居る。阿修羅王か金剛力士か知らぬが、兎に角に、戦場の剛ノ者であつたことだけは明白である。然るに此の剛ノ者にも苦手ニガテと云ふものがあつたのだから愉快な話であり、且つそれが人間では無くして、動物の蛙だと云ふのだから益々以てヘンな話である。大久保彦左衛門の書いたものに由ると、家康は蛙を見ると其の場に立ちすくみ、顔の色がサツと變つたとある。それで彦左が「苟くも千軍萬馬の間を駆け廻ぐる大將ともあらう者が、蟲けらの蛙を怖れるなんて、そんな十露盤に合はぬ話はない」とて、家康の着用する籠手の甲に蛙の彫り物をしたところ、僅に一日だけで双の手の甲が、眞ッ赤に腫れあがつたと云ふことである。恐らく怖いと思ふので鬱血したのだらうと傳へて居る。聞説、近衛文麿公は鼠が嫌ひ、大谷光瑞氏は雷が嫌ひだと云ふが、今でも昔でも斯うした話は絶えぬものと思える。

私は先年、愛知縣教育會に招かれ、岡崎市で講演をし、終つて同市の大樹寺といふに見物に出かけた。此の寺は徳川幕末に京都の愛國畫家である冷泉爲恭が潜居し、彩管を揮つたので、一に爲恭寺とも云はれて居るほど、多くの作品が保存されてゐる。そして、寺の部屋々々を視て廻るうち、一室の床ノ間に門の門が一本、うやうやしく祀り飾られてあつた。案内の坊さんの説明に「永祿三年に東照神君、戦ひに敗れ難を當寺に避けられた。隨ふ者僅に十八人。敵は大勢にて寺を包圍し、眞に危急であつたが、其の折に祖同といふ怪力の僧があり、此の門を振つて群がる敵兵を撃退し、神君を救ひまゐらせたので、後年に此の門に對して二百石の朱印を賜り、それで斯くの如く門を祀るのだ」との事であつた。成る程、家康の大樹寺遭難に就いては、甲子夜話その他の書にも記載してあるので、一應は信用しても差支ないやうであるが、さて門の一件はどうであらうかと思はれる。驚に五位を賜つたり、松に太夫を授けたりした例もあるが、門に朱印とは少々眉唾ものゝやうに考へられる。大樹寺は家康の祖父清康か、又は父廣忠の菩提所か何んかで、朱印地としたのでは無いかと信じたい。岡崎市史でも見れば容易に解決のつく問題であるが、それにも及ぶまいと持前の物臭太郎の本領を現はして見合せてしま

つた。

武田勝頼が勇士庄之助なる者を、刺客として岡崎に遣し、家康を狙はせたことがある。庄之助は或夜城中に忍び込み、家康の寢所を窺ふと、不思議にも一人の僧が家康の枕許に座し、頻りと念佛を唱へるやう勧めて居るので、これが爲め刺客も手の下しやうもなく、空しく引揚げてしまつたと云ふ。そして、この僧と見えたのは桑子の明眼寺の本尊阿彌陀佛の化身であることが知れ、爾來、家康の護持佛として崇敬されたとある(角毛偶話)。この話は「甲子夜話」には、勝頼が忍の者を岡崎へ入れたが、牀下が低いために働らくことが出来ず歸つたとある。それ故に後年家康が駿府に普請するとき、牀下を低くせよと命じたとあるから、これも全くの作り話とは思はれぬが、しかし家康が逃げ隠れたのではないから、餘り深く言はぬこととする。

逃げ隠れの好きな將軍家康

静岡縣志太郡東益津村大字當目に「御座穴」と云ふがある。此の村の名主藤太郎は舊家であつて、家康よりの朱印狀を所持してゐるが、同家の言ひ傳へに由れば、武田信玄がこの當目の

山上に屯營したとき、家康その山下に在陣して如何にも施すべき術なかりしに、この村の百姓ども山麓の浪打際に大きな岩穴があつたので、其の内へ家康を隠せしに、翌日、信玄こゝを陣拂ひした爲めに家康は難を免がれた。それでこの穴を御座穴と云ふとある(名手離會の記)。そして、この折と同時に否か判然せぬが、同縣周智郡水窪町門桁の山住神社の境内に、こだま石と名づけた高さ三尺ほどの石がある。俚傳に徳川家康が敗戦し、此處に遁れて神に祈願して居ると、敵が後ろから追ひ迫つたが、此の石が凡そ三四百人ほどの軍勢の関の聲を發したので、敵は散じ家康は助かつたと云ふてゐる(設樂、昭和十一年四月號)。

この事件の前後と想はれる逃走事件が、まだこの外に傳へられて居る。それは静岡縣濱名郡白脇村大字三島の土屋善龜氏家に、語りつがれた口碑によると、徳川家康が三方ヶ原で武田信玄と戦ひ、一敗地に塗れて濱松在の前記三島村の農家土屋方に逃げ込んだ。恰も冬期農閑の際として、主人が庭で米俵を編んで居たが、家康は身の急を告げて其の俵の中に隠れ命拾ひをした。それ以來この家を俵端と呼ぶやうになつた。又一説によると、家康が逃げ込んだ折は、丁度、その家で葺替をして居たので、家康は附近にあつた俵端(棧俵)を笠の代りに被り、葺人に化け

て平氣で手傳ひ難を免がれたとも云ふ(濱松新聞、昭和十四、六月)。これでは豊臣秀吉が尼ヶ崎で四天王但馬に趁はれ、寺へ遁入して味噌摺坊主となつた趣向と、同巧異曲のやうに思はれる。

そして、この三つの危難にくらべると、天正四年に家康が織田信長の遭難の折に、泉州堺から伊賀越をして伊勢白子に出て、三河に着き駿府に歸城した事件こそ、實に一生一度の大難とも云ふべきものであつた。そして、是れに關しては種々なる異説がある。成島司直の「三河後風土記」に従へば、山城の宇治川にて本多忠勝の頓才により柴船に隠れ、江州信樂の代官多羅尾氏方に落ち着いたとあるが、静岡縣志太郡藤枝町大字白子の醫師小川玄庵が傳へた古文書に據ると、柴船ではなくして麥藁の中へ隠れて、漸く身を免れたとある。左に必要な點だけを抄録する。

抑元祖小川孫三儀は、勢州白子の者に御座候處。家康公様天正年中に及候節、泉州堺より伊賀越え勢州白子へ御移り被爲遊候節、左右の敵軍多く、既に御大切の刻、小川孫三作仕り四月頃なれば、麥刈込居り候處、家康公様御驅込被爲遊被仰候は、唯今跡より大勢敵軍追驅來る間圍て吳と仰候、奉畏候と申し俵の内へ御入申し麥積掛居り候處、大勢入込、唯

今是へ家康公驅込候、何處へ隱置候哉、有様に可致白狀、及異議は踏込家さがし可致嚴敷御尋あり云々。

是れより家探し、たが見當らず、家康は救はれて白子若松ノ浦より船に乗り駿府に歸り、後に小川一家が伊勢白子より駿州藤枝へ移り、白子の地名を起し、天正十四年八月に酒井雅樂頭より添狀を頂戴して、爾來、諸役御免になつたと云ふのである(以上掛川誌藁)。しかし、この話もどこまで信用してよいか判つたものではない。現に織田信長が明智光秀のために死し、家康が駿府へ歸つたのは天正十年六月であるから、麥刈りの季節ではなくして田植の終る頃とて符合せぬなどと開き直るまでもなく、兎に角斯うした異説があるとして掲載した。

二度目は大阪陣で死んだ家康

それから家康が、大阪陣の折に眞田大助とやらに追ひ廻され、桶屋へ飛び込んで、その親爺に助けられたと云ふ話は、例の講釋師が見て來たやうな出鱈目を、張り扇でタ、き出したものであつて、信用すべき史籍にも文書にも見えぬことのみ考へてゐた。然るに私は、先年、

我國の巫女の生活を研究したいと思ひ立ち、江戸時代に關八州の巫女頭をしてゐた、元の淺草三社權現の祠官であつた田村八太夫の後裔者を訪ねて、その由緒書を一覽すると、概ね左の如き事が記してあつた。

大阪落城の際に、將軍家康を救つた桶屋の親爺が江戸へ下り、淺草田原町に住み、幸松勘太夫と稱し、關八州の巫女の取締となつた。吉田、白川、土御門、幸松の四家だけで通婚し、他家には縁組しなかつた。關八州の取締となつたので、通稱を八太夫と云ふやうになり、三社權現の祠官と神事舞太夫とを勤めたものである云々(民族、四ノ三)。

この由緒書は信用されぬ事は言ふまでもないので、こゝには兎角の批評は差控へるが、昔の人はよくも斯うした出鱈目を、誠にやかに平氣で言はれたものだと、寧ろその勇氣に驚かされるのである。

然しこの兩説ともに、家康は逃げ隠れてゐるが生命には別條ないと云ふことになつて居るが、最近に至り將軍家康は、大阪夏の陣で後藤基次に刺殺され、遺骸は堺市旅籠町の龍興山南宗寺(禪宗)の境内に葬られたと云ふ新説が、牧村源三氏によつて學界に提出された。その要旨を左

に摘記する。

家康の墓と云ふのは、南宗寺の開山堂の裏側の縁の下にある高さ二尺ばかりの小さな卵塔で、俗に「無銘の墓」と云はれてゐて、寺では普通には一寸見せぬが、寺の舊記によると、元和元年大阪の役に家康が平野に陣した時、大阪方の奇襲に會つて身を以て遁れ、途中葬式の輿を見つけ、これに乗つて漸く和泉の半田寺山まで逃げて來たが、その時たまたま紀州から歸途の後藤又兵衛がこれを怪んで、輿の外から刺して行き過ぎた。そこで側近の者が竊に遺骸を南宗寺に埋め、後これを駿河の久能山へ改葬したと云ふ事になつて居る(中山曰、「傳説の堺」には、この外に流丸説を載せてゐる)。この説に従ふと、家康は其の翌年の四月十七日に死んだのであるから、約一年間は替玉と云ふ譯になる。そして、この傳説を裏附けるものとして、將軍秀忠と同家光の父子が、其の後にこの無銘の墓に參拜して居ることや、更に境内に東照宮が祀られ今に存すること、及び江戸期にあつては代々の堺奉行が着任の際には、必らず先づこの墓を拜し、同寺の營繕費一切は堺南北兩莊が負擔したことなどである(掃苔九ノ八)。

この傳説がいつ頃から言ひ出されたものか知らぬが、傳説だけに腑に落ちぬ點がある。三方ヶ原時代の家康ならイヤ知らず、大阪陣の家康は老齡の上に大將軍であり、侍大將づれの後藤基次などが、如何に勇氣があればとて中々側へも寄れる筈のものではなく、殊に葬輿に身を隠すとは麥藁のうちに匿れるよりも滑稽の沙汰である。成る程「堺鑑」を見ると二代秀忠は元和九年七月十九日に、三代家光は同年八月十八日に南宗寺へ出向いて居るが、無銘の墓への參拜とは考へられぬ。すでに同所へ埋めた家康の遺骸が、久能山へ改葬された以上は、將軍家が參詣すべき筈がないので、この兩將軍のお成は何か他に縁故のあつたものと考えべきである。

三度目に食傷て死ぬ家康

駿府に隠居した家康のところへ、堺の町人茶屋四郎次郎が御機嫌伺に来ると、家康は「當時、上方では如何なる食物が流行するか」と尋ねた。これに對して茶屋は「されば上方にては、魚類を油にて揚げしものを、好んで食し候」と答へた。即ち今の天麩羅である。それは定めし美味なるべしと、早速、調理させたところ家康の嗜好に適したものと見え、餘りに食べ過ぎて大腸

カタルを起し、遂に元和二年四月十七日に往生したと「道聽途説」といふ隨筆で見たことがある。しかし、餘程、以前に讀んだことゝて或は記憶の違ひがあるかも知れぬが、食傷で死んだことだけは間違ひないと信じてゐる。

それでは家康に限つて、何故に斯うした死亡傳説や逃走傳説が発生したのであらうか。第一の理由としては、家康の性格が當時の武將——即ち信長や秀吉にくらべて消極的であり、陰險であり老獪であつたので、斯うした傳説が作られたものと思ふ。誰でも知つてゐる比喩ではあるが、信長は「鳴かずんば殺してしまへ時鳥」と短氣であり、秀吉は「鳴かずんば鳴かして見せう時鳥」と剛毅であり、家康は「鳴かずんば鳴くまで待たう時鳥」と堅忍であつたと云ふやうに、彼の性格が生んだものと見るべきである。第二の理由は漢高祖の劉邦に關する俗説が附會されたのであらうと信じてゐる。劉邦の身體に七十二ヶ所の黒子があり、一戦ごとに其の黒子が一つ宛消え、七十二回戦で天下をとつたが、七十一回まで負けつゞけ逃げつゞけたと云ふ俗説が、家康に附會されたやうである。これも誰でも知つて居ることではあるが、信長が杵をとり、秀吉がこねどりして餅を搗き、その餅を家康が獨りタラフク食ふと云ふ譬も、また逃げな

がら天下をとつた家康の幸運を、よく表現したものと思ふ。第三は江戸時代にあつては、家康を助けたとか救つたとか云ひ立て、家柄の高きと古きを誇らんがために、好んで傳説を捏造したのではないかと考へられる點である。實際、家康に關係の深かつた駿遠三の地誌や郷土史を讀むと、ヤレ家康が鷹狩に出たとき小憩して飲んだ水の井戸だとか、ヤレ家康が乗馬を繫いだ駒つなぎの松だとか、なんだかんだと僕指にもたえぬものがあり、然もそれが殆んど眉唾ものであるにも拘らず、名家または舊家の標識のやうになつて居る。そればかりかこの標識が往々其の家の社會的地位の基準とさへなるのであるから、少しでも引ツかゝりがあれば、捏造するに躊躇せぬ筈である。また家康が三度死んだと云ふことを、復活傳説の角度から検討しようと思へたが、餘りに長文になるので今度はこれで擱筆する。

越後傳吉後日譚

傳吉話の種は印度か支那か

大岡裁判と傳へられる事件のうちに、全く大岡越前守忠相の興り知らぬものゝ存することは、誰も彼も知りぬいて居る如くである。世俗に大師は弘法に占められ、祖師は日蓮に奪はるとあるやうに、他の奉行が裁判した事件でも、又は外國に在つた事件でも、面白さうな事件なれば、皆んな大岡忠相に持込むは、先づこの人の徳と云ふべきである。

その一例として有名なる越後孝子傳の寶田村名主傳吉が無實の罪を被せられ、すでに死罪と判決まで確定せるのを、妻の駕籠訴により大岡名奉行の再調べとなり無實の科晴れて元の名主となると云ふ事件は、讀み本に講釋に亦た浪曲に、眼にも耳にもタコの出来るほど親しみを有して居るのであるが、どうもこの事件は好事家の作り話であつて、後世から大岡裁判に附會し

たのであらうと喝破したのは、誰あらう紀州の碩學南方熊楠先生である。そして、同先生に従へば、この傳吉事件は津村涼庵の譚海(卷七)に出たのが初見であるが、これに似た話は譚海よりは約六十年前の本朝藤陰比事(卷一)に載せてあり、更に藤陰比事の話の元は、印度の根本説一切有部毗奈耶雜事二七(シエフネル譯、西藏諸譚八章)に在るとの事である(以上、南方閑話)。

然るに學友の宮本勢助氏の研究に由ると、越後傳吉の種本は支那の晋書(百十四)苻融傳と魏書(六十六)李崇傳とによつて作られたもので、傳吉を無實の罪に陥れた憑司昌次の父子の名までそのまま、殊に傳吉が夢に枕川と云ふ氷の張りつめた川を渡りかけ、途中で二ツ日輪が現はれ、忽ち氷が解けて傳吉が川底に沈むことまで、少しも變らぬと云ふのである(民俗學二ノ二)。

餘りにも巧妙に書かれた事件

成る程、さう言はれて見ると、傳吉事件は如何にも面白く作られて居る。事案の内容は誰も周知のことと思ふので詳しくは云はぬが、家産を恢復するために江戸へ出る途で薄倖なる少女の旅人宿に泊り、吉原三浦屋の米搗男に住込み、次で二階廻しとなり、六年の間に百五十兩の

大金を貯へ、その金を懷中に歸國の途次で草賊に狙はれ、以前の少女お専に救はれる。更に留守中妻お梅が姦夫昌次をつくり、傳吉の叔母でお梅の母であるお早も昌次の父憑司と私通して居り、これに事情を告げて大金を騙取させ、お専がそれを暴き金は傳吉に戻り、次で傳吉は元の名主になりお専を妻に迎へ、前に掲げた夢の事があり、その夢占をして貰はうと出かけた夜路で死人に躓き、血痕が着衣に付いたのが嫌疑の元となり、入牢となる。その死人は傳吉に罪を被せんとした憑司が、村へ流れ込んで來た遊女を殺したのであるが、それは憑司の實の娘で幼少の折に誘拐された者だと云ふ。この結果傳吉は拷問の責苦に耐へかね無實の罪に服し、死刑に行はると聞き、妻お専が養父に伴はれて駕籠訴をなし、大岡裁判となり善人榮えて悪人亡ぶと云ふ筋なのである。私なども少年の頃にこの裁判事件を読んで、天道は常に正直なる者に與みすることを知り、心の掟としたものである。それが學者の詮索により、傳吉もお専も架空の人物であり、大岡裁判も創作だとあつては、實に吾れながら笑止千萬のことで、學者なんでもものは要らぬ詮索をすると、怨めしくもなり憎らしくもならざるを得ぬのであつた。

然るに先頃入手した「乍恐と一札」と云ふ奇書(前篇)を見るに及んで、果して傳吉事件が假

作であらうかとの疑ひを抱くやうになつたので、こゝにその事を記述して大方の高教を仰ぐとした。因にこの奇書は長野縣岩村田町（現住同縣小諸町）の小宮山碧宵氏の編著にかゝるもので、同縣下の古文書を集めこれに解説を加へ、昭和三年十月に刊行されたものである。以下、古文書を通じて傳吉事件を再調して見るとする。

論にも評にもならぬ偽造文書

享保十年十月十六日、禁裏御用を以て老中酒井讃岐守が中仙道より上京の折に、信州追分宿にて駕籠訴した男女二人の者があつた。その夜本陣に二人を喚び出し取調べると、傳吉の妻お専及び養父與惣次であつて、傳吉が無實で死刑に處せられんとして居るので、公儀の力により救ひくれとの願意であつた。そこで酒井侯は翌十七日に家來馬廻り役岸角之丞に公用狀を授け、傳吉の領主高田藩の榊原家へ使者として遣はした。そして、その公用狀は實に左の如きものであつた。

此度上京に付信州小田井宿旅宿の處、其領分賣田村名主傳吉と申者、此度無實の罪に而死

罪に相決、既に日限も定候由、右傳吉妻専と申者愁訴有之、近年御領奉公代官に依估之取計有之、非義多山上聞に達、此度道中愁訴有は可申取上様、嚴命を蒙りしに依而、右之訴御取上相成、再應之吟味被仰付、傳吉儀御用有之に付、私之仕置不相成、則當月晦日役所迄に罪人傳吉、併相手方上臺憑司夫婦、其外専養父野尻宿百姓與惣次江戸表差出、大岡越前守役所迄追々召連可申候、且又此度掛之役人郡奉行伊藤半右衛門、吟味方川崎金右衛門小野寺源兵衛等江戸え同道可有之、右之段主人讃岐守より相達し候、之に依而此旨貴殿迄急度御意得候、以上

十月十七日

酒井讃岐守内

勅使河原角兵衛

榊原遠江守殿内

伊奈兵右衛門殿

斯うした事由で傳吉一件は江戸に移され、南町奉行大岡越前守の掛りで裁許あり、三年後の享保十二年二月二日を以て判決の言渡しがあり落着した。その判決は關係者十四名に對し一々

書渡されて居るが、こゝには事件の頭目である憑司と、主人公傳吉の分だけを抄録する。猶この古文書十六通（叔母はやの願書まで加へて）の寫しは、長野縣佐久郡、清右衛門の日記のうち
に書き留めてあつたと見えて居る。

榊原遠江守領分

越後國頸城郡寶田村

百姓 憑司

其方儀、村長役をも乍勤、傳吉留守中同人叔母早と及密通早を我家へ引取爲妻、其後村長役を召放され、傳吉之に役仰付しを妬思、加之於猿島河原現在娘千代事空せみを爲殺害、其罪を傳吉え負せん事を榊原遠江守郡奉行伊藤半右衛門外下役二人之者共と相謀、傳吉無實之罪を申立、彼亡後已跡へ再勤を巧し條不屈至極に付、死罪之上越後國猿島於河原獄門申付、

榊原遠江守領分

越後國頸城郡寶田村名主 傳吉

其方儀不正之無之而已ならず、我家の衰微再興を計り、年來心掛貯候金子を、無惜叔母早へ分與候は仁也義也、憑司、昌次と交りを絶退身せるは智也、又梅を離縁なし昌次へ遣したるは信也、無罪牢屋に繋がれ運命を覺悟無怨言は禮也、薄命を歎じ而死を定是勇也、五常之道に叶事如此、依之其德行を賞し而傳吉は領主より相當恩賞可有旨、別段遠江守被仰付間、此旨留守居へ相心得よと申付、

大體、以上の如きものであるが、こゝに擧げた三通の文書が三通ともいかゞはしい物である事は、私が改めて申すまでもない。もつと手ツ取り早く云へば、三通とも偽文書なのである。殊に傳吉に對する判決文の如きは、餘りにも馬鹿げて居て、全く論にも評にもかゝらぬ代物なのである。

傳吉事件のモデルは果して何か

それでは傳吉事件は、南方、宮本兩先輩の言ふ如く、全くの架空物語かと云ふに、これは短兵急に左様なりと賛成しかねる點がある。勿論、記録には見えぬ私の想像ではあるが、この事

件は津村涼庵の譚海に載つて居るやうな地方的の小事件が在つたのを、當時の浪人か何か（浪人は多少の文學があつたので、好んで講談の種本を書いたり、又は稗史小説など書いて、糊口の料としたものである）越後傳吉に作りあげたものと思ふ。されば譚海の記事はこれを武州熊谷の事とし、傳吉ともお專とも、更に憑司も昌次の名もなく、問題となつて居る夢の件も見えて居らぬ。そして、斯うした事は他にも存する珍じからぬもので、同じ大岡裁判と云はれる、村井長庵事件でも、煙草屋喜八事件でも、針ほどの事を棒ほどに創造されて居る。就中、長庵事件は傳吉事件のやうに、事實無根説まで傳へられて居るが、これとても事件が極端にまで誇張されて居るにせよ、必らずしも事實無根だとは信じられぬ。殊に信州の草深い片田舎に古くから日記に書き留められてあつたと云ふのは、偽文書にせよ一應再検討せねばなるまいと考へるのである。

そして私がこの傳吉事件を取りあげて長々と記述したのは、斯うした事に興味を有つ讀者から示教を仰ぎ、新しい資料を得て考察をすすめたいと思ふたからである。

毛頭百姓

貴誌「高志路」毎號御惠投被成下、御芳情の段厚く御禮申上候。却説、八月號（昭和十五年）巻頭、青本重孝氏執筆の「佐渡海府村の話」の一節に「全部落五十三軒の中、舊來の三十一軒を以て、五人組を六組作つて居る。内一組は六人で、此の組ばかりを、何故かモウトウ組と稱して居る。毛頭組と書くのだと云ふが、部落では低い階級であり、比較的新しい住民であるらしい云々。此の毛頭組は、二戸で一人前のももあつて、六戸で合計五人の權利を持つて居るのである」云々とあるが、特に小生の注意を惹き起し申候。

卒直に言へば、小生はモウド（毛頭、門男、亡土など用字は種々ある）なる庶民階級の俚稱は、専ら中國から四國に限られたるものにて、信越や關東には絶無のものとはばかり存じ居り候へしに、端なくも此の俚稱が佐渡に有るとは、今更ながら自分の寡聞を恥ると共に、深く青木氏の學恩に對して感謝致す次第に御座候。こゝに慮外ながらモウドに關する見聞を略記して、

青木氏の参考に資し、併せて讀者の高批を仰ぎたくと存じ候。

x

醍醐朝の延長年間に、源順が編纂した我國最古の百科辭典とも云ふべき「和名類聚鈔」の國郡部(此の分は後人の編輯とも云ふ)に、左の如き郷名が二ヶ所まで掲載致され候。

丹後國 竹野郡 間人(マムト)
備中國 淺口郡 間人(萬無土)

俚稱のモウドが、此のマムトの訛語なることは、改めて説明するまでも無之きことと存ぜられ候。さればモウドの實質的存在は、紀年の見るも約一千一百年ほど以前よりと愚考致され候。併しながら古きもの必ずしも名譽ある存在にてはなく、モウドは常民と非人との中間階級などと申されたるやう承知致し候。

x

故喜田貞吉博士の考證に従へば、間人は別にハシヒトと訓み、古く葬儀に關係せる土師部と同屬にて、今に身分の輕き者を賤めてハシタモノと呼ぶは、此の事由に出づることと御座候。併しながら太古にあつては身分の高き者にもハシヒトの御名を負へる例も有之候故、猶一段の研究を要すべきことと存じ候。

時代は迥に降るも、江戸期に於けるモウドは、餘り香ばしからぬ待遇を社會より受けたるやうに御座候。周防の門男マドトに就き左の如き記事有之候。

周防の百姓には、本百姓と門男百姓との二種があつた。更に本百姓には本軒、七步五朱軒、半軒、四半軒とあつたが、後に七步五朱軒が廢されたので、本、半、四半の三種となり、其の區別は門役の負擔額に由るのである。そして門役とは、毎月賦課する戸別割であつて、村里の雜費に使用する役銀であつて、概ね左の如きものである。

本軒一戸 毎月薪一荷、代料二分五厘、年額三匁。

半軒一戸 右の二分ノ一。

四半軒一戸 右の四分ノ一。

但し四五九十の四ヶ月は、耕耘收穫の季節なるを以て、減額して年額二匁とせり。閏月は更に二分五厘を加へ、改めて年額二匁二分とした。

此外に浮役として蕨繩を本軒一房、半軒半房、四半軒四半房を賦課した。

門男百姓は右の義務を負擔せず。本百姓以外は總て門男百姓なり云々。門男は亡土とも書く、軒數に入り門役を納め、新に本百姓に取立てられる時は、本軒に三石、半軒に一石五斗の本米を給し、三年間諸役を免除される。幕末の戸籍帳に、西ノ浦濱門男百姓の名稱が記してある(民族と歴史九ノ五摘要)。

x

以上でモウドの概念だけは會得せられしならむと存じ候が、更に阿波の間人に就き同地の郷土史家田所市太氏は、先づ萬治寛永の御役帳に載せたる本百姓、下人、名子、間人などを紹介し、後に、

間人の事は後世全く忘れて居た云々。或日、板野郡で黄庄屋勤めた板東町川崎の武田氏

の談を聞くに、もとマニンと云ふ身居があつて、文字は知らぬが普通の百姓よりは低く、非人よりは餘程高く、まづ兩者の中間の義かと云はれた云々。蜂須賀家入部より餘り遠からぬ時代には夫役多く本百姓に六歩、間人に三步となつて居る。非人は夫役なければ、其の中間の人と云ふことが分かる。土佐ではモートと云ふさうだが、こちらではマニンと呼んだらしい(民族と歴史五ノ三)。

と説明致し居候。そして、阿波の隣國である讃岐の鹽飽島では、

島内の住民を人名、毛頭、非人の三階級に分け、第一の人名は徳川幕府の指定した、六百五十名の船手方の子孫であつて、島の政治は代々此の階級の者だけで執り行ひ、第二の毛頭は島政に關しては、何等の發言權を有せぬ階級であり、第三の非人は皮細工せぬので差別待遇は受けなかつたが、島政に就ては少しも參與する事が出来なかつた(歴史と地理一ノ

二ノ二)

と見えて居る。是等に由つて青木氏が「部落では低い階級である」と云ふ意味が判然致し候と存じ候。昔は飛驒大野郡では持高二十石以上を所有せざる者にあらざれば分家を出すを許さず、

且つ分地は高十石地面一町より少くないのを條件とし、若し是れに反して十石以下のときは、其の者は百姓の名跡なく、誰門屋タシメトヤと稱し、多少權利の劣る者とす（民事慣例類集）と有之候が、これが果してモウド關係あるや否やは、今後の研究に俟つと致し候。猶、薩摩の門割制度とモウドの交渉も有無とも後日に譲り、今は手近のものだけ申上候。

先般、日本歴史地理學會の席上で、講演が済み會員の茶話に移つた折に、私が「佐渡にはモウド（毛頭）といふ農民の一階級があつたが、それは他國のマニン（間人）と同じものであるらし」と語ると、隣席に居た羽原又吉氏（水産講習所教授）が、

「モウドの事を丹後ではタイザと云つて居ますが、どんな文字を宛てるか、また語源も判然には知りません」との事であつた。

私は此の話を聴き、歸宅後二三の丹後地方の地誌類を讀んだが、遂にタイザのことは見つからぬので、不本意ながらそのまゝにして置くと、最近、入手した池上鋼他郎著「日本海を彩る能登と佐渡」の佐渡の部に、左の如き記事のあるのを發見した。

前濱、内三崎一帯にかけて名子ナシコと稱し、村民の階級を長百姓、本百姓、小前、間人、下刷シタツリの五に分けてゐる。名子とは大家の支配下に屬し、宅地は大家のものである云々。本百姓とは慶長以前の舊家で、文祿檢地所謂太閤の檢地を賣り一口を成せしもの、小前とは徳川（幕府）の許可を得て一戸を構へたもの、間人は昔の間人と稱し、土師ヒシの義より起つたものであらう。丹後に間人村あり、同種のものにや。下刷は一に水飲と云つて幕府の許可なくして竈を立て、雇人として取扱はる。この内に名子を含む云々。

此の間人村も、いづれかの小字だと見えて、手許にある帝國地名辭典や市町村名鑑には載せてない。間人に山縁あるものとしては丹波天田郡雀部村大字土師あるも、これは國が違ふので異村であることは云ふまでもない。しかし、そんな詮索はどうでもよいとして、私の知りたいことは何故に間人をタイザと訓むかと云ふ點である。

貴誌十二月號（同上）を拜見するに、中魚沼郡に眞人村があり、どうやらモウドの手懸りになりさうとのこと、切に御示教を仰ぎたいものである（中山追記）。

蟲喰の託宣

私の母の生家は、足利市外の梁田村大字福富字神明といふ僅に四十戸たらずの小村であるが、同地の郷社御厨神社は、平安期からの梁田御厨に祀られた神社であつて、神明といふ村名もこの神社に負うて居ることは明白である。昔は伊勢の皇大神宮の分祀は嚴禁されて居たので、漸く神明宮の名で祀つたからである。従つて明治初期までは、舊梁田郡十八ヶ村の總鎮守として、深く崇敬されたものである。

それが今から百七八十年ばかり昔の安永年間に、神明の隣地である和泉村（現在の御厨町大字福居の一字）の名主眞秀氏が、すこし離れた八幡村（現在の山邊村の一大字）の所有林にて榛ノ木を伐り、自宅に持歸り、薪にせんとて二ツに割ると、その木地に蟲の喰つたやうに「大神宮」の三字が明かに讀まれるので奇瑞とし、それを内宮御師の車館氏の出張所が足利横町に在つたので持參し、伊勢へ御獻納の手續きをしたと傳承されて居る。そして、この傳承がお國自

慢のいゝ加減の作り話で無いことは、伊勢の學者である谷川士清の「倭訓栞」はり（榛）の木の條にこの事が載せてあり、車館氏の子孫は後に松島館といふ旅館業に轉じ、文政十年九月に荒木田守訓に依頼して、その事由を記したものを開板したので、私の外祖父などは、參宮した折にその實物を拜觀し、天巧なるに驚いたと語つたことがある程とて、或は今に保存されて居るかも知れぬ。そして、皇大神宮へ獻納した筈のこの蟲喰ひの靈木が、車館家に傳つたといふのは、これは古くからの私幣禁斷のためであらうとも考へる。

然るにこの事件と前後して、神明村の西方約三里を隔てた上州太田町大光院の枯松を切つたら、その切り口から徳川將軍家と同じ葵の紋様が現はれたといふ事件があつた。大光院（現今では子育吞龍とて著聞する）は徳川氏の祖先である新田義重の靈廟の在る處で、江戸期には關東十八檀林の一として朱印地三百石を領し、頗る巾を利した名刹である。その大光院の松に葵の紋が現はれたと云ふのであるから、瑞祥として見るもの聞くもの悦び合ふたのは道理である。百草（卷一）に、

鎮守府將軍西公（義重）の靈廟に生ずる所なり。廟頭の松古く三株あり、曾て烈風を被り其

一株を損ず。こゝに於て工匠をして之を斫らしむるに其の口葵ノ葉の如し。予台命を奉じ就て之を視て、肅然容を改め奇哉物や、宛然國家の標識なり。神祖德盛にして天下治く、よく大祖鴻業の志に合ふ。大祖の靈この瑞兆を顯彰せしめ、以て千秋不改の標識となす云。維時安永丁酉（六年）正月十四日、賜紫沙門貞瑞謹題（原漢文取意、日本隨筆大成本）。と圖入りで載せてあるが、この圖の描き方の拙いのか、それとも實物が良くなかつたのか、私などの凡眼には葵とは見え、午下りの猫の目のやうに見えるのである。しかし、それはどうでもよいとして、私はこんな事を咄の手がかりとして蟲喰の託宣に就いて縦抹横塗を試みるとした。

x

續日本紀 卷二十（孝謙天皇の天平寶字元年三月條に、左の如き記事が載せてある。

戊辰（二十日） 天皇の寢殿の承塵の裏より天下太平といふ四字、自らに生ず。

庚午（二十二日） 勅して親王及び群臣を召して、瑞字を見せしむ（大岡山國譯本）。

これには明白に蟲喰とは記載してないが、承塵の裏（別記には承塵の帳裏とある）からとあるので、どうやら蟲喰らしく考へられる。女帝の御事ではあり、迷信の強かつた時代であるから、この四字の出現は上下をして喜悅させたに相違ない。さればにや同年四月四日大炊王を、東宮に立たせし大詔の一節にも「朕が住屋承塵の帳裏に、天下太平の字を現すこと灼然として昭著なり。これ乃ち上天の祐くる所、神明の標す所、遠く上古を覽、歴く往事を検するに、書籍に未だ載せざる所、前代より未だ聞かざる所なり。方に知りぬ。佛法僧の寶、先より國家太平を記し、天地の諸神、預め宗社の永固を示せることを。この休符を戴きて、誠に喜び誠に躍る」云々と昭述せられし點からも拜察される。

全體、神國を標榜し高御座の天業を惟神の道とした我國に在つては、神々の託宣なるものは絶対の威力を有し、これが紛更を試みるが如きは言ふまでもなく許されず、たゞ遵奉するにも及ばざるを恐るゝと云ふ有様であつた。従つてこの威力を利用して人心を紊し私益を計る者も少くなかつた。實はこの天下太平の文字の現はれた天平寶字元年より僅に八年前の天平勝寶元年十一月に、豐前宇佐の八幡神の託宣と稱し、朝廷にて幾度か鑄損したる東大寺の大佛を「神我れ

天神地祇を率ゐ誘ひて、必ず成し奉らむ云々。銅の湯を水となし、我身を草木土に交へて、障る事無くなさむ」とあつたので、畏くも聖上には太上天皇、太后と共に八幡神の入洛を拜せられ、同神に封八百戸、位田八十町を、比賣神に封六百戸、位田六十町を充て奉り、更に同神の禰宜杜女を従四下に、同主神田麻呂に從五位下を授けて、これを表彰した。然るにこの託宣なるものは全くの偽造であることが同勝寶七年三月に暴露し、又もや八幡神の託宣として「神吾れ神命を矯り託ぐることを願はず、請ひ取りし封一千四百戸、田一百四十町（私註。前々の封戸まで加算）は、徒らに用ゐる所なく、山野に捨つるが如し。宜しく朝廷に返し奉るべし。たゞ常の神田を留めむのみ」と取消したので、朝廷でもその如く處置し、且つ責任者である禰宜杜女及び主神田麻呂を除名して、前者を日向國へ、後者を種ヶ島に配流したことがある。

そして、斯うした大懸りの託宣利用は見當らぬが、小規模のものは年を追ふて續出するので、歴代の朝廷でもこれが禁斷の官符を下してゐるが、中々にその實が擧らず、遂に弘仁三年九月に神託を檢察すべしとて「諸國民信狂言、申上寔繁、或言及國家、或妄陳福禍云々自今以後若有百姓輒稱託宣者、不_レ論男女、隨_レ事科決云々」との彈壓を加へたが（類聚三代格）、そ

れでも剝絶することが出事す、その餘弊は明治前期まで續いてゐたのである。筆路が少しく託宣論に脱線したが、託宣の威力を知つて置いて貰はぬと、蟲喰の本論が面白く讀まれぬので敢てこの態度に出た。それでこの邊で筆路を軌道に戻し書きつゞける。

x

天下太平の瑞祥が現はれてから、中一年を措いた天平寶字二年二月に、今度は紛れなき蟲喰の託宣が出現した。續日本紀（卷二十）に、

己巳（二十七日）勅して曰く「大和國の守從四位下大伴の宿禰稻公等が奏を得るに偲く、部下城下郡大和の神山に奇しき藤を生ぜり。其の根に蟲十六字を彫り成せり「王大則并天下人、此内任大平臣守命」と、即ち博士に下して之を議せしむ。咸云はく、臣天下を守りて王大に則り、并せてこの人を任せば是命大平ならむと云々。地は即ち大和の神山、藤はこれ當今の宰輔なり。事已に效あり、更に亦何ぞ疑はむ。朕恭しく失貶を受け、還りて不徳を恐る。吁哉郷士、戒めや、慎めや、敬ひて神教に順ひて、各爾の職を修め、勤めて撫

育を存して、共に良治を致さむ云々(同上)。

と大詔を渙發し、蟲喰の託宣を以て治國濟民の天の啓示とされてゐる。孝謙朝に限り一度ならず二度までも、斯うした瑞祥の現はれたことは、政治的にも種々なる理由の存したものと考へるが、こゝでは態と省筆する。

x

斯うした蟲喰の託宣も、私の博索のたらぬ爲めか、その後は暫く見聞に入らなかつたが、醍醐朝の延長年間に、菅原道眞の配流事件に關して、蟲喰の託宣の現はれたことが太平記(卷一)大内裏造營の事、附聖廟の御事の條に左の如く載せてある。

(上略)。饗て延喜の年號を延長に改めて、菅丞相流罪の宣旨を燒捨て、官位を元の大臣に歸し、正二位の一階を被贈けり。其後、天慶九年近江國比良社の禰宜、壬生良種に託して、大内の北野に千本の松一夜に生たりしかば、此に建社壇奉崇天滿大自在天神けり。御眷屬十六萬八千の神、尙も靜まり給ざりけるにや、天德二年より天元五年に至る迄、二

十五年の間に、諸司八省三度まで燒にけり。かくて有べきにあらねば、内裏造營あるべしとて、運魯般斧新に造立たりける柱に、一首の蝕ひの歌あり、

造るとも又も燒なん菅原や、棟の板間の合はん限りは

此歌に神慮尙も御納受なかりけりと驚き思召て、一條院より正一位太政大臣の官位を賜らせ給ふ云々(有朋堂本)。

菅公の天滿神への昇華は必ずしも純正なる信仰に由來するものでは無くして、神經衰弱時代の平安朝の特色である御靈崇拜の結果であつて、菅公こそは實にこの御靈崇拜の大成者とも云へるのである。換言すれば菅公の神としての出自は、所謂、崇り神の一種であつて、民衆に親まれて幸福を授ける善神ではなく、却つて民衆から敬遠される惡神なのである。従つて菅公が文學神として祭られるのは第二義であつて、然も後世の事なのである。この蟲喰の託宣なども、いづれ黒幕のある仕事のやうに想はれるが、既にこの邊の消息に就いては、故喜田貞吉博士の「北野神社鎮座の由來」が發表されてゐるので(國學院雜誌二〇ノ五)、こゝでは多く言はぬこととする。

鎌倉期に入つては、出雲大社にこの事があつたと、本居宣長の玉勝間(卷一三)に載せてある。

出雲ノ大社、建久の始めの頃、鎌倉より庄園の課役をおほせて、改め造らる。其後又嘉祿のころ、先の例によりて、課役をおほせて、造られむとせしに、御殿の柱に蟲くひの文字あり。見れば、居大煩^レ物、朕非^ニ素意、若人歸^レ徳、柄^ニ高木^一足とあり云々。これを世に蟲喰の託宣と云へり。此事國造の家ノ記にしるせりと、千家清主出雲宿禰俊信の物語なり云々。宣長が此事を聞いて云はく、北條が課役をやめて、官庫の物を出して、造り奉れるは、いとよろし、もとより然あるべきこと論無し。されどこの蟲喰の託宣は、後ノ世人の漢意にして、神の御心にあらず云々。又この大神、漢文をも、かばかり作り給ふ程ならむに、朕ノ字、非ノ字の上にある拙さこそ、いとをかしけれ(古典全集本)。

純なる心の持主である宣長から、かう眞ツ正面に參られては、出雲ノ大神も嘸かし閉口されたことゝ想ふ。殊に朕の用例を誤つたのを指摘されたのは、恰も本居門の平田篤胤が、僧親鸞に示現したと云ふ観音の、行者宿報設犯女、吾成玉女身被犯云々の無學を罵倒したのと(出定笑語附録)、全く同じ筆法である。

x

室町期になつては、種々なる記録や傳承も存することゝ思ふが、餘りに寡見に入らぬ。勿論、これは私の探し方が足らぬのであらうも詮術ない。たゞ僅に謠曲五番目物の護法に、

夢覺めて枕を見れば、椰の葉に蟲喰の御歌あり、有難く思ひこれまで遙々持ち参りて候、これこれ御覽候へ。シテ「有難しとも中々に云々。老眼にて蟲喰の文字さだかならず、それにて高らかに遊ばされ候へ。ワキ」さらば讀みて聞かせ申し候べし。何々蟲喰の御歌は、道遠し年もやうく老いにけり、思ひおこせよ我も忘れじ云々(名著全集本)。

東北地方に於ける熊野信仰の跡を尋ねべき手掛りではあるが、託宣は極めて平凡なもので、別段に取り立てゝ云ふほどの事もない。

それから時代はよく判然せぬが、和漢三才圖會(卷六九)駿河國白子町の偽り橋と題し、左の如き記事が見えてゐる。

相傳ふ。昔、摺紳當國に流さるゝ者あり(時代と姓名を缺く)老母伴はれて下り常に紡績し

て以て身命を保つ、子視るに忍びずして遠く出て資を求め、月を歴て還らず、遂に母病死す。子家に歸りて涕泣臍を嚙む。因て貯ふる所の錢を木匠に投じ、橋を作り妣の追善に備ふ。夜、橋柱を蟲くひ、自ら一首の和歌を作る(原漢文取意)。

いきてだに掛けて頼まぬ露の身の、死しての後は偽りの橋

かうした蟲喰に似たもので、蟲の歩いた跡が和歌になつたと云ふ例もある。假令、謠曲の蛙にその這ひ廻つたあとが「住吉の濱のみるめも忘れねば、かりにも人にとはれぬる哉」などこの外にもあるが今は略す。また山州名跡志(卷二)東山一心院門前に在つた瓜生石とて、瓜に牛頭天王の字が讀めたと云ふ類もあるが、これも茲には省くこととした。

x

江戸期になつてからは、この種の託宣沙汰も多からうと思ふに、餘り眼福に恵まれぬはどうした事か。私の物臭にも依らうが事實も妙かつたやうである。太田南畝の半日閑話(卷六)に、栗の木に文字顯はるゝ事と題して、

松平肥前守利常卿(加州侯)の次男淡路守利次の家來なる奥田右衛門といふ者、富山にて普請奉行仕候時、召仕の者普請場にて、栗丸太の長サ壹尺計、太サ五六寸廻り有ける皮付の木切を眞二ツに割ければ、其割たる木の中に、薄墨にて良哲言と云ふ三字、共に一方は右字、又一方は左字にて詳にありしとなり。この木元より皮付にて疵もなき木に、右の文字有りし事いと不思議なれ。この事公儀の御徒茶なりし中島久右衛門の語る處如件(日本隨筆大成本)。

この記事は、蟲喰ひではなくして墨書きであるが、蟲喰ひの下書とも思はれるので、細かい詮索はヌキにして姑らく并載するとした。

椀貸傳説俚言解

序 説

今さら椀貸傳説の詮索でもあるまいと、他も言ふだらうし、私もさう考へぬでもない。しかし、此の傳説は衆議あるにも拘らず、今に定説を耳にせぬのである。勿論、私の此の俗解が、その定説であるなどは夢にも思つて居ぬが、たゞ斯うした見方なり又は考へ方なりが、許されるのではないかと、存じ寄りのまゝ筆を執ることゝとした。別段に異を樹て、他を驚かさうとも考へねば、中々こんな事で驚いてくれる者もないので、その邊は安心して讀んでもらひたいのである。尚ほ言へば、私の思ひ附きを次第もなく書きつゞけたに過ぎぬのである。

椀貸傳説と先輩の業績

椀貸傳説なるものが學界の問題として取上げられてから、カレコレ三十年にもならうと云ふ古い事である。されば此の永い歲月の間に、諸先輩が縦横に研究し盡して居る。そして、此の功績を分類すると、凡そ三つとする事が出来る。第一は無言貿易説であつて、支那の鬼市、歐洲の默市に相當すると云ふ説で、南方熊楠氏や鳥居龍藏、西村眞次兩博士もこれを認め、學界でも最も早くから唱へられ、且つ最も人氣のあつた説と記憶して居る。第二は故山中共古翁の發明で、これは古く村なり部落なりで、共同で買入れて置いた家具——殊に膳椀の使用が、斯うした傳説となつたのだと云ふ説である。第三は柳田國男先生の新説で、椀貸傳説はもと各地を漂泊した木地屋と、常民との間に起つた傳説であると云ひ、その椀は割合に新しく、四ツ目の紋の附いて居るのさへあると指摘された。

以上の三説は、學界の先輩が研究の結果であるだけに、三説ともそれぞれ根據もあり論理も正しくあり、一々御尤もと敬服するより外は無いのである。

椀貸傳説は近世の所産

然るに學界の天ノ邪鬼とも云ふべき私には、どうも以上の三説では満足されぬのであつた。成る程、我國にも無言貿易なるものが存在したか知らぬが、その遺風が此の椀貸傳説だとは如何にするも考へられぬ。換言すれば椀貸傳説の發生は、ソナナ古代に屬するものではないと信するからである。私が備忘のために書留めて置いた、極めて乏しい材料から見ると、此の傳説の存外に新しいものである事が知られる。例へば文政十一年に書かれた全叢史に、大川郡造田村乙井の諏訪神社の祠後に陶室があり、百年ばかり前迄は、祭禮毎に此の陶室から食器を貸したとあるが、文政十一年から百年前と云へば享保十三年で、江戸期の八代將軍吉宗の緊縮政治の時代である。勢陽五鈴遺響に載せた龜山町阿野田の椀久塚では、貞享年中まで膳椀を貸したと云ふて居る。貞享と云へば前記の享保より少し古いが、ソレでも三十年ばかりのことで、五代將軍綱吉の世盛りであつた。更に同書に記してある、駿遠の國境をなす大井川の水源島田驛から東一里の笹ヶ窪に、楠御前とて小祠があるが、寛政頃まで、椀貸の不思議が行はれて居たと云ふ。寛政ですら新し過ぎると思ふに、温故ノ稊に見えた越後北蒲郡加治山の半腹にある岩窟では、文政年中まで村民に日用の器物を貸したと傳へて居る。文政と云へばソレコソ明治の

少し前で、昭和の現代から數へても八九十年にしかならぬのである。猶、郷土研究(四ノ三)に載せた阿波名西郡上分村の東宮城山の椀貸は、明治維新ごろまで行はれて居て、その家具は塗り物であつたと云ふ。斯うした新しい時代まで鬼市の默市の無言貿易のと、そんな原始的の事が續行されて居たとは、如何にそれが傳説であるからとて、到底、信用することが出来ぬのである。

然らば共古翁の言はれた家具共有説はどうかと云ふに、成る程、斯うした民俗も在るには在るが、それが總ての椀貸傳説の不思議を解く鍵だとも思はれぬ。私の寡聞にはニツしか例證に接して居ぬ。一つは静岡縣安倍郡の町村では、冠婚葬祭に用ふる膳椀類は町村共有の物があつた、これを使用する事になつて居る。即ち庚申講、伊勢講などの膳椀がそれである(同郡誌)。モウ一つは千葉縣海上郡でも、冠婚葬祭と云ふが如き人寄せのときは、町村共有の膳椀を用ゐて居る(同郡誌)。斯うした事證も廣く詮索したら尙ほ幾つかを擧げる事も出来ようが、いづれにしても此の事證で、此の傳説の解決は出来ぬと考へたので、詮索は見合せてしまつた。

柳田先生の新説のうちで、椀に四つ目の紋の附いて居つたと云ふ一事は、私にとつて一番嬉

しいことであつた。その事を記した『隠れ里』の新聞キリヌキも、又それを収録した「一ツ目小僧」も手許にないので、記憶で筆を運ぶ危険を恐れて、これ以上は差控へるが、それにしても椀貸の塚や淵から借りた物の一部を、返却せずに猫ババを極め込んで居ると云ふ話は、私の備忘録に二ツ三ツだけ書留めてある。利根川圖志に下總葛飾郡川妻村の名主藝沼太郎兵衛方に、隠れ里より借りたと云ふ膳椀を一二存して居るが「朱塗り古様、頗る奇品なれども、神鬼の作に似ず」とあるので、その什器の大體が察しられる。群馬縣邑樂郡海老瀬村の齋藤氏方に、同村の釜ヶ淵と云ふ龍宮まで通じて居る沼から借りた盃一個が、今に保存してあると云ふ（同郡誌）。海老瀬と云へば私の故郷の近くで、鑛毒事件の折には私も田中柝嶺翁のカバンを持つて、二度同村へ往つたこともあるが、龍宮から借りた盃のことは聴かずにしまつた。同じ群馬縣でも此の海老瀬からは三四十里も隔つて居る、利根郡東村追貝の吹割の瀧壺から借りたと云ふ黒椀十組が、此處の星野森三郎氏方に存して居る。氏は同地の舊家であつて、入口に「龍宮の椀あり」と記してあり、その椀は十人前で直徑四寸五分ほどの黒塗りであるさうだ（大正六・八の都新聞）。そして、此の記事で特に注意すべきは、龍宮から借りた椀が黒塗りだと云ふ點である。

これも私の耳福に乏しい事に原因するのは勿論であるが、他の多くの家具は、殆ど例外なき迄に朱膳朱椀であるのに、こゝだけ黒塗りとは腑に落ちぬ話である。されば此の椀は龍宮からの借物ではなく、某大名の遺品だと云ふ異説もあると附記してある。

空想は八方に亂れ飛ぶ

斯うして諸先輩の業績を討ねて見ても、どうも私の不敏のためか、椀貸傳説の正體が掴めず、所謂、奥齒に物が挟つて居るやうで、絶えず氣に懸つて居た。即ち諸先輩の考覈にスキがあるのではないか、何か以上三説の外に尙ほ異説が樹てられるのではないか、と云ふのが私の野心であつたが、別段に妥當の考へも浮ばず、ただ獨り此の事を胸で育てつゝ機會を窺つて居た。

然るに去る三月二十六日（昭和十四年）に民間傳承の會で、東京會員大會を開催するから、出席するやうにとの案内を受けた。實は私も同會の會員ではあるが、會場がいつも丸ノ内であり、時間も夜分が多いので、例の物臭太郎の本性を發揮し、一度も末席を汚した事もなく打ち過して來た。それが今度は神田へ會場が遷り、拙宅とは近いし、且つ晝間の開催だしするので、久

し振りで柳田先生にもお目にかゝりたく、誠に失禮であり勝手ではあるが始めて出席した。

大會は橋浦泰雄氏の司會の許に開かれ、柳田先生の採集者の反省と云ふお話があり、次で、會員諸氏の研究發表が済むと、それに對して柳田先生から一々批評と指導があり、終ると今度は柳田先生が司會席に就き懇談會に入つた。その折に何方か名を逸したが、會員のお方が立ちあがつて、柳田先生に向ひ「椀貸塚の傳説は私の住む地方にもありますが、あの問題は如何に取扱ふべきですか」と云ふやうな意味の質問を提出された。そしてこれに對し柳田先生は、概ね左の如くお答へになつたやう記憶する。

「椀貸塚の話は、曾て隠れ里と題して書いた事もあるが、アレは舊家の標識に膳椀を所持するるのであつて、青森縣にはそれが殊に多く、二三十ヶ所もある。それで書く氣にもならず、そのまゝにしてしまつた」云々。

此のお答へを耳をそばたて、聽いて居た私には、全く天來の福音の如くに響いた。「椀貸傳説の正體はこれだ。舊家の標識なればこそ龍宮から借りたと云ふて、家格の高いことを誇示したのである。果して然らば膳椀を以て家格の標識とする原據や如何に」。私の空想はその場に於て八

方に亂れ飛んで盡る處を知らぬ。ソレではその空想とは何であるか、私の俚言解は愈々これから始まるのである。

朱器臺盤から朱膳朱椀へ

膳椀——即ち食器を尊重し、これを傳國の璽としたのは支那古代の思想である。禹が九鼎を鑄て殷に傳へ、それを周が承けたが、定王のとき楚の莊王が鼎の輕重を問ひしに、誰やらが「帝徳衰ふると雖も、天いまだ周を亡さず、何ぞ鼎の輕重を問ふを要せん」と言つたと、何かの本で讀んだ記憶がおぼろげに残つてゐる。そして、此の鼎は秦に傳へたが、これは改めて言ふまでもなく、此の鼎で稷を炊いて神を祭つたものなので、それで斯くは尊重されたのであると信じた。

然るに此の支那思想には全く關係なしに、獨自に我國古代に發生したものに、同じく炊事器を神と信仰する思想があつた。即ち釜崇拜がそれである。我が國語のカマ(釜)は、韓語のそれと全く同語だと云ふが(日本古語辭典)、しかし、此の釜と云ふ語が何時ごろから用ゐられたかに

就いては問題がある。成る程、神武紀に竈山の文字が見えては居るが頗る心元ない。これに關し新井白石は「釜をカマと云ひ、竈をカマドと云ふが如きは、後の俗より出でたり」と斷じて居るが（東雅）、蓋し當らずと云へども遠からずと承認する。現に和名抄にも「釜。賀奈倍、一云末路賀奈倍、黄帝造也」と載せ、カマとは訓んで居ない。勿論、此の末路賀奈倍は鼎を阿之賀奈倍と云ふに對した語であるが、カマの語はまだ見當らぬ。それでは釜のことを古く何んと呼んで居たかと云ふに、誰でも知つて居るやうに「八島」と稱した。橘守部が「肥前唐崎の海濱さしの崎と云ふ所の人、釜のことを八島と云ふ。竹取物語に「綱たゆるとき、やしまのかなへ上に」云々。文德實錄「齊衡二年十二月丙子朔、大炊寮大八島竈神」云々。色葉和歌集「釜をばやしまと云ふなり、大嘗會行幸にも、釜のわたるを八島わたる」。古語は地方に残るなり」とある（俗語考）。しかし、何故に釜を八島と云ふかの語原に就いては、遂に知るところが無いのである。こゝでは八島の語原は判然せずとも、此の語で呼ばれた釜が、神として祭られた事が判明すれば充分である。

更に此の釜崇拜と同じく食器を崇拜する思想があつた。即ち藤原氏の朱器臺盤がそれである。

藤原氏は、皇室の棟梁の臣であるが、冬嗣の代に此の朱器臺盤を以て傳家の寶物となし、後に氏長者は必らず此の寶物を以て標識としたのである。そして、此の寶物が如何なるものであつたかは、餘り詳しく知られて居ぬけれども、兎に角にその名から推して、朱塗の食器である事だけは疑ひない。更にその用法に關しても、明らかに知る所がないが、大甕に用ゐられた事は知るに難くなく、何んでも鈴木重胤の大甕祭の祝詞講義に用法が載せてあつたと記憶してゐる。猶ほ臺盤の数は、水左記には五脚、兵範記には二十餘脚とあるが、いづれにしても大甕用のものである事が窺はれるのである。

藤原氏では代々關白になると、當然、氏長者となり、此の朱器臺盤と長者印、及び文書とを授受する事になつて居た。然るに藤原忠實（知足院）の代に至つて變事が起つた。それは此の忠實が長子である關白忠通（法性寺）を疎んじ、その弟の左大臣頼長（悪左府）を偏愛して、傳家の寶器を忠實から奪ひ頼長に與へ、頼長を氏長者とした。これに就き頼長の臺記に、關白の官名は朝廷から授けられるもので、私にどうすべきものではないが、これに反して氏長者は藤原氏に限られた私のものであるから、誰に譲らうが當主の勝手である。殊に朱器臺盤は藤氏の家寶

ゆえ、その處分は當主の隨意であると云ふ意味の事が記されてあり。百鍊抄に「久安七年九月、入道大相國^{○忠}實、取藤原長者印并朱器臺盤、渡左大臣^{○頼}長、此間喧嘩多端」と載せたのは、即ち此の事件を指したのである。しかし、此の忠實の氏長者説は曲解であつて、やはり朝廷からの宣下によつて決定したもので、決して當主の一存で左右すべきものでなく、従つて、これが證據とも云ふべき朱器臺盤を、猥りに授受するものも亦違法たるを失はぬのである。准后親房が職原抄の藤氏長者の條に「蒙攝政關白詔之人、爲其仁。仍別不^レ及宣下也。但宇治左大臣頼長公、非攝關爲長者。宣下之例初於此乎」と註記したのも、この喧嘩多端に觸れて居るのである。愚管抄(卷四)左府頼長が流矢のために横死する有様を述べ、更に「この日やがて、藤氏長者は如元と云ふ宣下ありて、法性寺殿に返しつけられにけり」云々と記して居る。そして、此の朱器臺盤が支那古代の鼎崇拜や、また我國の釜崇拜やと、思想的に交渉なり連絡なりが在るや否かに就いては、有無ともに私の學力では斷言できぬが、無いと云ふよりは有ると云ふこそ、穩當だとは考へて居る。

龍宮からの寶物調べ

さて、以上の食器を崇拜し、神聖なるものとし、更にこれを傳國、又は傳家の標識とする思想の存した事を背景として、椀貸傳説に由る朱膳朱椀を、舊家の證據とする思想に對するとき、何か此の間に連絡の在ることが點頭されるのではあるまいか。もつと詳しく言へば、假りに支那の鼎を尊ぶ思想が我國に影響して釜崇拜となり、更に此の思想から導かれて藤原氏の朱器臺盤となつたとして、此の藤原氏に倣つて舊家とか名家とかの標識に、龍宮からの膳椀は思ひつきさうな工夫だと考へる。

由來、藤原氏は天下の大族であつて、下世話にも、藤氏の者が武藏に住めば、姓氏の藤の一字と國名の武の一字とを採り合せて武藤と稱し、安房に住めば安藤、加賀なれば加藤、尾張なれば尾藤、土佐なれば佐藤、遠江なれば遠藤、近江に住めば近藤と云ふたやうに、その支流や末葉は全國に満ちて居た。神明鏡(卷上)に藤原鎌足の母公が或夜の夢に、玉門より藤生出で日本國に蔓り、花發くを見て醒め、懐胎して鎌足を生むとあるやうに、藤氏にあらざれば人にあら

すと云ふ繁昌であつた。勿論、斯うした中には藤氏に無縁の者までが、藤氏に關係ある如く振舞ふのも不思議ではなかつた。北日本の藤苗氏は、常人の肋骨が十本あるに對し九本しか無いので、十無いの當て字に藤苗と記したと傳へられて居るのに、これはさうではなくして藤原氏の苗裔なる故にかく記すのだと云ふ例のある如く、藤氏は山にも野にも夥しく、蕪村の所謂「更衣母なん藤原氏なりけり」の有様であつた。斯うした人々が、その門地を誇るに朱器裏盤ならぬ朱膳朱椀を以てするのは、蓋し當然の思ひつきだと考へるのである。

舊家(又は名家)たることを誇示する寶物に、龍宮から傳來したと云ふのは尠くない。浦島の子の玉手箱や、藤原秀郷の十種の寶物は、餘りにも著聞して居るので省略するが、阿波藩の泊家は游泳潛没の手練で歴代水練の師範役として蜂須賀侯に仕へた。同家には龍宮から贈られたと云ふ杓があり、海に入るときは必らずそれを穿く。毎年元旦に泊氏の龍宮參賀と云ふ式が擧げられるが、それは紋服に袴を着け、右の杓を穿いて海邊に往き、人々注目の中に寒波を排し、平然歩んで海に入り身を没する。そして、七日に至つて海から出るが誠に不思議な寶物である(風俗畫報四七)。奥州會津に近い東尾岐村の百姓治平が、伊佐須美神社へ參詣しようと同村の

手取淵まで來ると美人が居て、此の手紙を柳津淵の主に渡してくれと頼まれ、種々なる曲折のあつた後に、柳津淵の主から「一日一合の米を與へれば、金の卵一個を生む」金鶏鳥を貰ひて歸り長者となつたが、慾の深い妻女が數合の米を與へたら數個の卵を生むだらうと考へ與へると、鶏は忽ち天に昇り、治平は程なく零落した(大沼郡誌)。此の話は次のやうにも語られて居る。陸前登米郡北方村の姉とり沼の主が、百姓の彌吉に金を與へ伊勢參宮をさせ、その序に上方にある妹沼の主の許へ手紙を持參させる。これにも多少の曲折があつて、彌吉は妹沼の主から碾白を貰つて歸り、一日一廻りすると黄金が出て富者となつたが、妻がそれを見て一日に幾度も廻したので、白は飛び彌吉も窮乏に陥ると云ふのである(同郡誌)。そして、此の話は文使ひ傳説にまで發展するのであるが、際限がないので此の程度で打切る。それにしても是等の傳説も見方に依つては、その富者たり長者たるの理由を、殊更に神祕なる方面に托し誇示したものと云へるので、根本思想に於ては椀貸のそれと共通して居るとも見られるのである。

寔に筆にするも畏き事ながら、我國の「天津日繼」と云ふ意義の解釋に就いては、古くから三説に分れて居るやうである。第一説は日神である天照大神の御聖業を繼ぎ奉る義であり、第二説は高天ヶ原よりの聖火を繼ぎ奉る義であり、第三説は齋庭の穂もて造れる食物を召す義であり、これは本居宣長の唱ふる所で、左の如く解説して居る。

「天津日繼の繼は(借字)給にて、天津日ノ大御神の給寄し賜ふ物を、受納知看すを天津日繼所知とは申すが、給寄賜物とは、即ち天ノ下の百姓の奉進る諸の御都岐物にて(中略)。是即ち天照日大御神の、天皇に給寄し賜ふ物なり。さて其種々ノ物の中には、稻を主とせり(中略)。天津日嗣乎萬千秋云々とつゞきたるは、全天照大御神の給寄し賜ふ大八洲國の稻穂を、萬千秋に所知食との意なり」云々(古事記傳十四)。

斯うまで神聖なる御食を炊く釜や、それを盛る食器や、更にそれに用ゐる箸までが、悉く神として祭られることに少しも不思議はない。食器を以て家格の高く古き標識とする思想も、また決して新しいものでは無いのである。

熊罨と蛸穴

物の所有權なるものゝ發生が、正しい占有の繼續に存することは、昔も今も渝りがない。福島縣南會津郡檜枝岐村では、熊を捕る罨を仕掛ける場合をオソバと云ふてゐるが、その場所を最初に發見した者に一種の占有權を許し、且つその權利の讓渡も認められて居るといふが(民族學研究卷五)、これなどもたゞ發見したゞけでは不十分であつて、發見につゞいて使用し占有することが條件となつて居るに相違ない。勿論、それとこれとは差別すべきであるが、各地に残つてゐる借地神話の一例の如きは、又以て此の事象に當て嵌めることが出来るやうに想ふ。假令、奈良の春日の地主神は饗であつたが、初め常陸の鹿島から春日明神が遷座の時に、地主神へ山を三尺だけ借りたといふと申込んだ。地主神は耳が不自由なのでよく聴きたゞしもせず、三尺位ならばと容易に承知したのであるが、春日神の云ふ三尺は面積ではなくして地下の深さであるとして、山全體に植林し、遂に地主神は居所がなく他へ移つたと云ふ。されば、春日山の樹木

は地下三尺より深く根が張らぬのだと傳へてゐる(大和の傳説)これと同巧異曲の神話は他にもある。山梨縣山梨郡小屋敷村へ六所明神が出現の際に、地主神である松尾明神に土地一尺だけ借りたしと申込み承諾を得て、檜の苗を際限なく植ゑるので松尾明神が約束に違ふと苦情を云ふと、六所神は一尺は廣さではなくして深さだと答へた。従つて、此の山の檜は根が浅いと云はれてゐる(甲斐志卷五七)。此の神話は先祀神と後祀神との勢力の消長を物語るものとも見られるが、借地してから更に使用し占有したことに因つて、神地としての所有權が発生したとも見られるのである。

x

それで物の占有に就いての民俗は、地方により種々なる方法が行はれたやうである。新潟縣岩船郡では流木を拾つたときは、占有の標として鉋でハン(判)をかけることがある。此のハンは家印ではなく、單に鉋で二三度切り込むだけである。また拳大の石をその木の上に載せて置くこともあると云ふ(高志路六ノ二)。諸國の山村に行はれたヤーハン(家判)と同義であつて、古

きに溯れば牧場の馬の耳の截り方で、家々の標としたのと同じものである。

更に新潟縣の一地方では、トビサとて藁や薄の先などを一寸結んだものを、積稻その他自己の所有物に挿して置けば、他人は一切手を觸るべからずの意志表示となる。また他人が刈つてはならぬ堤の草なども、此のトビサを結んで置けば安全であるし、通路以外の道を通さぬやうにするにも、同じくトビサを立てれば通らぬとのことである(同上四ノ八)。

此のトビサは誰でも氣が付くやうに、古く萬葉集に載せてある「鳥總^{トビサ}立て船木伐るといふ能登の鳥山今日見れば、木立繁しも幾代神びそ」とある鳥總の訛語であることは疑ひない。そして、鳥總の解釋に就いては、必らずしも一樣ではないが、大體に於いて鳥總立てとは、柚人が木を伐りたる時、その梢を折りて、もとの切株の所に立て、山神を祭るを云ふを定説とすべしである(枕詞の研究と釋義)。菅江眞澄の見聞に由れば、弘前地方の樵夫は、正月始めに斧に御幣を供へて山ノ神を祭り、又その斧を持つて山に入り大木を伐ると、木の梢を伐り株の樹心に立て、山ノ神を祭る。これを鳥總と云ふとある(外濱奇勝)。猶ほ言へば、今に東京などで正月の門松を取り去つた跡の穴へ松の芯枝を押し、これをトウサヤと云ふてゐると同じ信仰であ

る。新潟縣のトビサは、此の信仰の民俗化したものとして珍重すべき資料である。

また新潟縣に近い長野縣下高井郡野澤温泉地方では、谷川へ岩魚を釣りに出かける際に、前者が溪の入口なり路の岐れ目なりへ、シオリと稱する笹の葉を立て、置くと、後の者はこれを見て他へ往くと云ふのも(森克己氏談)、トビサと同じものと考へられる。信越のことゝて民俗の共通を想はせるものがある。

×

山形縣飽海郡飛鳥村の蛸穴は、斯うした占有から所有權に發達する過程を説明してゐる。「飛鳥圖誌」に、

蛸穴は岩の破目や穴などに、蛸が巢喰つて居るものであつた(中略)。蛸穴はそれ〴〵所有權が定まつてゐた。代々持傳へて居るのである。賣買は叶はぬものとしてあるが、昔は娘を嫁に出す時、附けてやる風があつた。良い蛸穴の三つ四つ持つて往けば、先に何が一つ無くても、生活には困らなかつた。他からも随分羨まれたさうである。そして萬一離縁の

時は、蛸穴は再び元へ還るのである云々(爐邊叢書本)。

と載せてある。即ち賣買が出来ぬとすれば、完全なる所有權とは云はれぬが、それでも嫁の持參が許されて居たとすれば、單なる占有權よりは一步をすすめたものである。新潟縣粟島の蛸穴は、村の共有物とあるから(旅と傳説六ノ十一)、最も古い相であり、南島八重山の蛸穴は、「名人になると其の蛸穴を十以上も覺えてゐて(中略)、年老つたら其の子や知己に、遺産を譲るやうに其の蛸穴の在りかを教へるとのことである」と云ふのは(島卷二)、飛島の蛸穴の所有權となる一步前の事である。猶ほ志摩の安乗村には蠔螺の、廣島灣には鯛の、斯うした民俗があると聞いたが、いづれ確めた上で追記したいと思つてゐる。

掃苔秘話

衝鋒隊士六十四人の墓

中仙道を下つた岩倉總督の支隊である川村純義(後の海軍大將)の一軍は、薩長二藩と美濃大垣藩との聯合で其數は二百許り、慶應四年(明治元年)三月に上野から武蔵に入ると、こゝで東海道を進んだ官軍の參謀長西郷隆盛から、來る三月十五日を期し江戸城總攻撃を開始するゆゑ期日に後れぬやう行動すべしとの命令に接した。

川村支隊は江戸を志して三月八日に熊谷宿に着き一泊した。すると其夜に上州館林の城主秋元但馬守から使者があり、徳川幕府の混成軍である衝鋒隊(歩騎兵約七百外に砲三門)を古屋作左衛門が率ゐて、熊谷宿を距る七里許の野州梁田宿に赴いたとの知らせであつた。川村隊長は直ちに幹部を集めて「衝鋒隊を討つべし」と命令すると、薩藩の野津鎮雄(後の陸軍少將)野津

道貫(後の陸軍元帥)の兄弟が反對し「吾等は大總督府より、來る十五日迄に江戸攻撃に加はれとの命令は受けて居るが、五百七百の脱走兵を討伐せよとの命令は受けて居らぬ。その衝鋒隊とやらが弱敵なれば兎に角、もし手に餘る強敵であつたら何んとする。左様な小事に時日を費し、江戸攻めの大事を逸するが如き事あらば一代の不覺である」とて、手兵三四十を従へ川村隊と離れて江戸に向つた。

川村隊長は其議に耳をかさず、夜半に熊谷を出立して上州太田町を過ぎ、こゝで一同腹拵へをなし、九日の拂曉を例幣使街道を東へ進み、梁田宿の前方で百七十餘の兵を三隊に分ち、牽情の夢濃かに寝込んだる衝鋒隊へ朝駈けをかけた。交戦僅に二時間、衝鋒隊は屍體六十四を遺棄し古屋隊長以下散々の敗北で、佐野栃木方面へ潰走した。梁田宿では戦後この屍體を集め、堤外の渡良瀬河畔の砂丘に合葬して、表に「戦死塚」裏に「慶應四戊辰年三月九日、戦死六十四人此土埋」と刻せる石碑を建て法要を営み追善した。爾來、春風秋雨五十七年大正十三年に河心改良のため戦死塚を宿内の長福禪寺に移して遠忌の佛會を修し、新に「明治戊辰梁田役東軍戦死者追弔碑を一建てた。碑銘の筆者は當時衝鋒隊に屬し後に明治政府に仕へた従四位勳三

等内田萬次郎である。因に此の戦争に従つた薩藩には名士が多く、既記の野津兄弟の外に西寛二郎(陸軍大將)、梨羽時起(海軍少將)、樺山資紀(海軍大將)、川村景明(陸軍元帥)などがある。殊に川村元帥は十七歳の弱冠で、然も初陣だと云ふことである(梁田は筆者の生地である)。

最近に発見された水夫傳吉の墓

最近『水夫傳吉』の墓が、麻布廣尾町の光琳寺に在ることが発見されたと、二三の新聞によつて報道されて居るが、此の傳吉こそ綽名をラシャメン傳吉と呼ばれ、遂に當時の志士のために日中暗殺された人物なのである。

傳吉は土佐の漁師で元は小林岩吉と稱したが、天保年中に彼の有名な中濱萬次郎等と出漁して颶風に襲はれ、漂流を続けるうち幸運にもアメリカの捕鯨船に救助され多年ハワイその他で勞働に従ひ、安政の始めに漸く歸國し傳吉と改名し、英語の會話が巧みであつた爲めに、英國公使館の小使(實は通譯)として芝高輪東禪寺の公使館に住込みで勤務することとなり、公使以下館員のお氣に入りて重寶がられて居た。

併し重寶がられた眞實の理由は、傳吉が英語に通じて居るといふ事よりは、館員の意を承けて江戸の娘を洋妾に取持つたからである。當時、我國に滞在した外人が洋妾を覓める有様は全く物凄いほどで、今に幾多の珍聞奇話を残して居る。傳吉は此の時流に倅し諸方の慶慶業者と氣脈を通じ、殊に芝三田の口入業町屋と計り、中間に立つて莫大の周旋料を食ひ英國公使館の關係者許りでなく、廣く諸外國人の注文に應じたので、遂にラシャメン傳吉と綽名をとり、殆んど是れが元締のやうに世間から見られて居た。従つて傳吉の手で洋妾になつた江戸娘の數は前後を通じ、決して少いものではなかつたのである。

その中でも世評に高かつたのは、芝三田の蕎麥屋鶴壽庵の娘お花が、月手當四十兩(現今の約八百圓)三ヶ月分前渡し約で、更に芝區本芝二丁目妙法院の娘お香乃が同じ條件で兩人とも傳吉の世話で洋妾になつたことは、東禪寺の英公使館と目と鼻の間にある三田の薩摩屋敷に潜伏して居た攘夷黨の浪士の神經を、極度に昂奮させたのである。殊に鶴壽庵のお花には、野州の浪士で桑島三郎といふ情夫があつたとやら、戀の遺恨と敵愾心が一緒になり『洋夷の分際で、神國日本の婦女を汚すさへ捨て置けぬのに、その洋夷の走狗となつて、婦女の買出しに

當るとは奇怪なり」と云ふので、萬延元年正月七日の未申のころ傳吉は、自分が勤めて居た東禪寺門前で斬殺された。然も屍骸の傍らには建札まで立て、あつて、それには墨痕淋漓として傳吉、汝ち夷奴に媚び國辱を曝し、その罪恕し難し、仍而加天罰者也

萬延元庚申正月七日

斬姦有志

と書かれてあつた。未申のころと云へば午後三時である。陽脚の短い正月とは云ひ、まだ日の暮るゝには間だのあるのに、斬殺した上に建札まで立てた浪士の大膽不敵には實に驚くの外はない。そして、手を下した浪士が一人以上であることは言ふまでもなく、且つ其中に桑島三郎の居たことも察するに難くないのである。此の事件で加害者が浪士と判然しながらも、捕縛し得ぬといふので英公使館から嚴談された徳川幕府は、内々謝罪するやら葬儀料銀二百兩を支出するやら散々の態たらくであつた。當時、大老井伊掃部頭が權勢を振ひながら、浪士を取締ることの出来ぬとは、大老の身も危険だと言ふ者もあつたが、果して五十餘日後の三月三日に掃部頭も首を浪士の手に授けてしまつた。

それにしても翌文久元年五月に、浪士たちが東禪寺へ斬込んだ際に、公使館の一室で若い二

人の洋妾が殺された。それが前記のお花とお香乃であるか否かは、永久に解けぬ謎として今に残されて居る。

非命に斃れし親日書記官の墓

此の「水夫傳吉」と並んで、同じ光琳寺にアメリカ公使館書記官ヒュースケンの墓がある。此の墓の主も傳吉と同じやうに艶葛籐から傳吉が殺された九ヶ月後の萬延元年十月二十五日か)に、これも浪士のために非業の死を遂げたのであるが、筆序に其筋だけを記述する。

ヒュースケンは米國總領事ハリスの下に書記官として來朝し、伊豆下田の玉泉寺に居り、ハ領事が新内お吉を、ヒ書記官がお福といふ女を、共に寵愛したことは世間周知の如くである。殊にヒ書記官は我國の風景を愛し、人情を愛し、やがては歸化しようと思つたほどの日米親善家であつた。されば安政年中にアメリカ公使館が下田から江戸麻布の善福寺に移るや「わたくしは日本の親友です」と益々親善振りを發揮して、護衛も連れず晝夜とも單身で出歩いたがそれが却つて仇となり、遂に奇貨を買うことになつたのである。

井伊大老の血で櫻田門外の雪を櫻のやうに染めて間もなき七月十六日に、時のドイツの全權公使オイレンボルク伯が、軍艦四隻を引率して突如品川沖に投錨し徳川幕府に對し通商條約の締結を求めた。幕府では外國奉行堀織部正を主席全權とし、村垣淡路守と目附役黒川左仲の兩名を加へ談判に當らせた。當時、ドイツは戰勝の餘勢で頗る鼻息が強く、オイレン伯の押しの一手には幕府も持て餘して居るのを傳聞した米國總領事のハリスは、ヒ書記官が日本語に巧みであるので特に通辯として便宜を計らせ、そして幕府の難局を救つたのである。

此のヒ書記官の好意は堀全權、目附黒川とも懇親を重ねるやうになり、殊に黒川の案内で芝高輪の料理店に手傳して居た客分のお里といふ美人と知り合ふ仲となり、清い交際を續けるやうになつた。然るに當時の志士の間には外國人を殺して幕府を苦境に陥れ、以て幕府を倒潰に導かうとする敵本主義の氣運が旺んに動いてゐた。薩藩の浪士であつた伊牟田尙平、神田橋直助桶渡清明の三名も、此の手段を執ることとなり、それには新來のドイツ全權オイレン伯を襲撃すべしと手筈を定めたが、警戒嚴重のため其目的を達することが出来ぬので三人とも大に焦燥して居る矢先へ、ヒユースケン書記官が氣輕に散歩などする姿を見て、オイレン伯の身代りに

立てられ、氣の毒にも麻布森元町河岸で、此の親日家の少壯外交官は血祭りにあげられたのである。美人お里が光琳寺の墓を訪ねて香華を供へ紅涙を灑いたことは言ふまでもない。因に此の二項は中里機庵著の幕末開港史に負ふ處が多い。

數奇の生涯を送つた怪僧耕齋の墓

芝白金丹波町と云ふよりは、市電五反田線「清正公前」停留所に近い樹木谷の源昌寺(禪宗)の墓地は、本堂の左と後を包んで居るが、その右の方の小高い處に怪僧橋耕齋の墓がある。此の墓の主は徳川幕府の末造にロシアに密航し、彼の國に留ること實に二十年の長きに涉り、明治七年に歸朝した初めは破落漢、次ぎは醫者、中頃は僧侶で、終りは學者といふ世にも不思議な人物である。

耕齋は遠州掛川の藩主太田攝津守の家臣立花四郎右衛門の二男として文政四年に生れ、幼名を彘藏と稱した。少年時代から不良性を帯びて居たが、好んで柔術や砲術を學び殊に辯舌に長じて居た。常に大言して「此の掛川で藩祖の太田道灌公を知らぬ者があつても、此の彘藏を知

らぬ者はあるまい」と振舞ふので、郷黨ではホラ条の綽名で通つて居た。そして青年の頃に戀愛事件で同藩中の一婦人を殺して江戸に出奔し、無頼の徒に交り腕力を頼んで世渡りし三度まで傳馬町の牢獄に投じられたが、三度とも辯巧を以て言ひぬけ放免されたものゝ性善の然らしむる處か、池上の本門寺に入り佛弟子となり看經に努めたが間もなく飛び出して大阪に赴き、蘭醫の緒方洪庵塾へ變名して住み込み、三年間を苦學力行して造詣を深くした。

その後又もや塾を飛び出し故郷掛川へ歸る途すがら伊豆田方郡戸田村寶泉寺の住職と知り、誘はれるまゝに同寺に草鞋をぬぎ、再び佛に仕へる身となつたが、一年許りで住職が遷化したので、条藏は名を康西と改め後住となり濟した。

然るに安政元年十一月三日の駿豆地方の強震で、かねて下田港に碇泊してゐたロシヤの軍艦一隻が海嘯のために破損し、艦長ブーチャチンはそれを修繕する必要から、戸田村に廻航し滞在中に僧康西と交り、蘭語に通ずる處より両者は意氣投合し、軍艦の修理が終ると康西を乗せて、ロシヤに歸つたのである。

露國に密行した僧康西は首都ベトルブルクに赴き、露名ヤマトノフと改め、日本語博士とし

て和露語辭典の編纂に従事したのである。斯くて明治維新となり新政府の成立せしことを傳聞して歸國し、橘耕齋と改稱して天壽を全うし波瀾多き生涯を終つたのである。

大久保甲東が建てた遊女の墓

九州天草の牛深町は、昔は「牛深三度行きや三度はだか」と云はれた銷金窩であつた。此の町は薩摩と長崎の中繼港で九州航路の歡樂郷として船員達の憐れの地で、それは「新銀取り」と云ふ素人で笑婦を兼ねた美女が多かつたからである。新銀取りの名の由來は、恰も志州鳥羽港の賣女を「走りがね」と云ふたのと同じく不明であるが、一説には薩藩の武士が琉球の密貿易を監視するため苦船に乗るが、その武士が常に新鑄の銀貨で玉代を支拂つたので、斯く言ふのだと傳へられて居る。

薩藩の西郷隆盛が此の牛深へ同志の者と潜行して、國事を談じたことは一再ではなかつた。同町の山口氏の語る處によると「西郷さんは度々お出になりましたが、その都度お相手した顔馴染の美人が大正ごろまで達者で居ました」との事である。更に同町長堀氏の言はれるには「大

久保利通侯も馴染の女があり、名をお紋さんと云ふ美人でした。薩摩屋と大島屋が定宿で、大久保侯は馴染の新銀取りの墓まで建てました。何でも久々ぶりで見えられ、お紋さんの消息を尋ねたら、死んだと聞いて百兩包みをブツリと切つて小判を一摺み取り出し、碑銘を書いて與へたのを目撃した婆さんが、この間まで生きてゐました」とのことである。果して此の墓が今に存するかどうか、猶詳しく知りたいものである。

盗掘された木戸孝允の墓

維新前後といふには少しく時代が降るも、明治の功臣參議木戸孝允は、明治十年五月に京都で薨去したので遺骸は洛東靈山に葬つたが、三年ほどたつて不思議な噂が世上に流れ始めた。それは「木戸侯の墓へ泥棒が這入つて、金目の品を盗み出した」と云ふのであつた。

京都府の警察部では、此の噂を聞き込み直ちに掛りの者を遣つて墓地を調べさせたが、何ぶんにも相當に月日がたつて居るので、表面から見ただけでは少しも異變はないが、さう言はれて注視すると、幾らか土を動かしたやうにも思はれるので、油断なく犯人の捜査に努めて居る

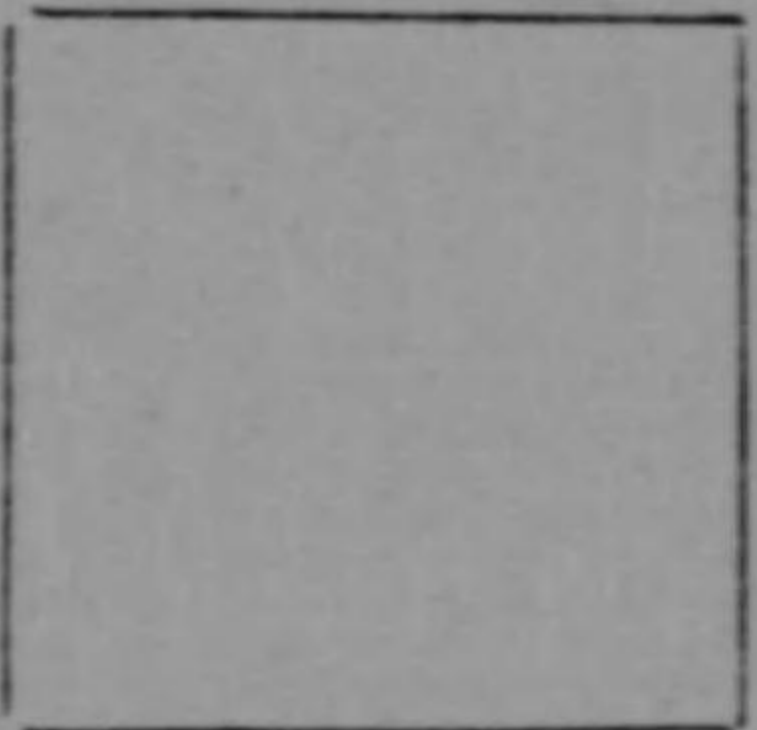
と、同十三年三月に捕縛することが出来た。それは墓守の非人であつて、盗んだ物は錫製の三方と徳利その他であつたと云ふことである(明治維新前後の墓物語)。

|| 傳統と民俗 ||

昭和十六年九月十五日印刷
昭和十六年九月二十日發行

⊙定價壹圓八拾錢

著者	中山太郎
發行者	東京市四谷區新宿一ノ八八 北村幸雄
印刷者	東京市牛込區早稻田鶴卷町二六〇 稻葉惠一
配給元	東京市神田區淡路町二ノ九 日本出版配給株式會社



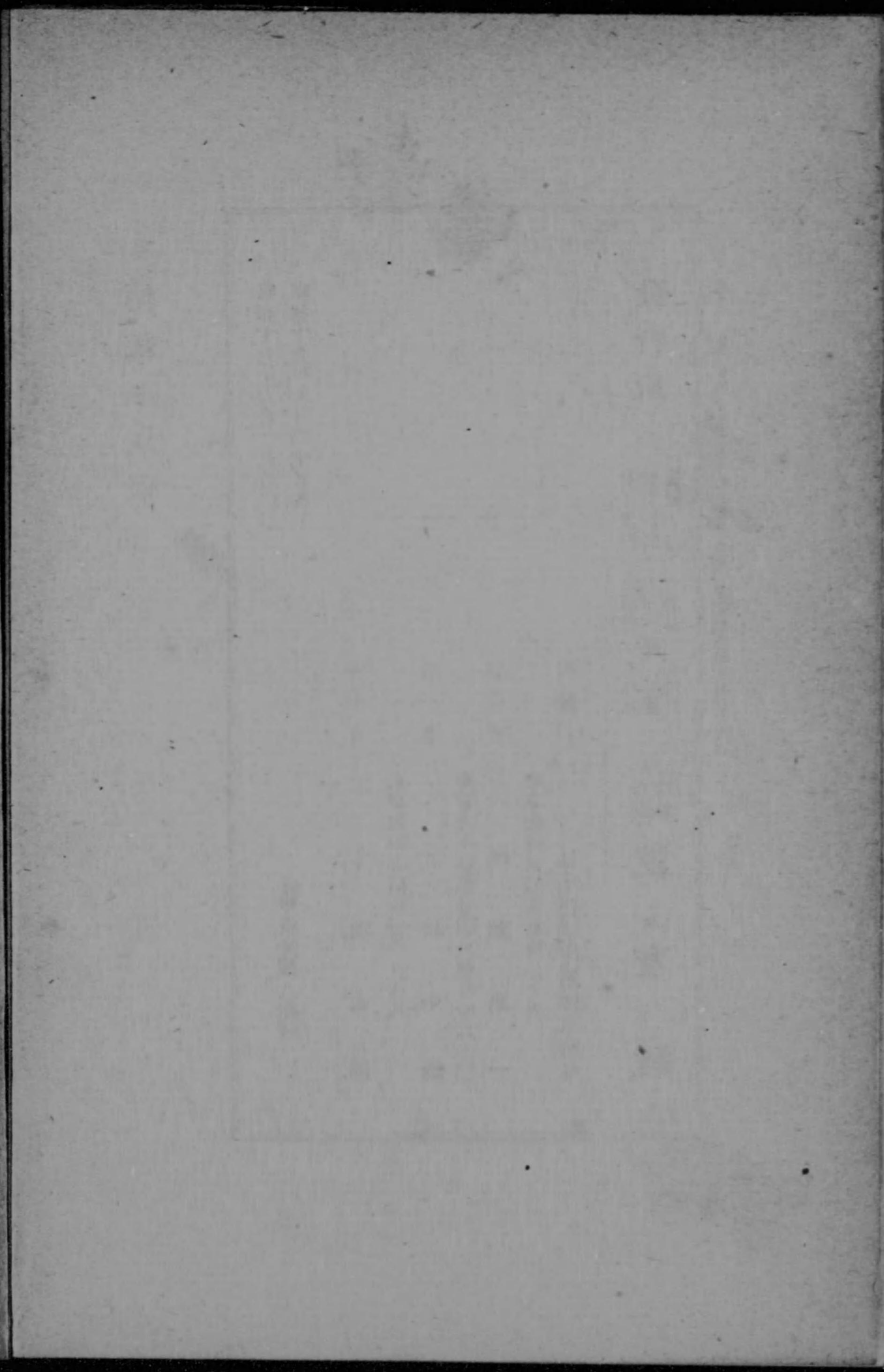
發行所

東京市四谷區新宿一ノ八八
會員番號一五〇二番
振替東京二七一三〇番

合資會社

三友社

落丁、亂丁がありましたら御返送下さい。早速御取換へいたします。



905
232

